

観音寺市 こども計画



令和7年3月
観音寺市

はじめに

こどもは、今を生きるかけがえのない存在であり、将来はまちをともにつくっていく大切な一員となります。こどもたちが観音寺の豊かな自然やまちのにぎわいの中で健やかに育まれることは、私たちみんなの願いであり、こどもが夢と希望を持って自分らしく成長できるまちをつくること、こどもの幸せはもとより、すべての市民の幸福な未来へとつながっていきます。



本市では、近年 300～400 人のこどもが誕生していますが、出生数は減少傾向であり、予想を上回るスピードで少子化が進行しています。要因としては、未婚や共働き世帯の増加、仕事と子育てとの両立に対する負担感、子育てに関する不安感、経済的負担などが考えられます。また近年、こどもを取り巻く課題も社会状況の変化に応じて複雑化しています。児童虐待やいじめ、不登校等といったこども自身が抱える課題に加え、貧困や地域のつながりの希薄化など環境により生じる課題、さらにはニートやヤングケアラーなど新たな課題も生じており、重層的な支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、各自治体でこども計画を策定することの必要性が示されたところです。

本市においても、平成 27 年 3 月に「観音寺市子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に「第 2 期観音寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組んでまいりましたが、改めて計画を見直すとともに、こども基本法の理念等を踏まえ、新たに「観音寺市こども計画」を策定しました。「こども・若者の幸せを支え育てるまち」の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言を賜りました観音寺市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、御協力を賜りました関係団体や市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

観音寺市長 **佐伯 明浩**

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の対象	2
3 計画の位置づけと期間	3
4 こども基本法・こども大綱の概要	6
5 計画の策定体制	8
第2章 観音寺市のこども・子育てを取り巻く現状	9
1 観音寺市における概況	9
2 これまでのこども・子育て支援の取り組み状況	16
3 アンケート調査結果からみる計画策定に向けた課題	17
4 主要課題のまとめ	55
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念	59
2 基本目標	60
3 施策推進上の視点	61
4 施策の体系	62
第4章 施策の展開	63
1 基本理念の実現に向けた重点施策	63
2 基本目標別の施策の推進	65
基本目標1 こどもが健やかに成長できるまちづくり	65
基本目標2 こども・若者の育ちを支えるまちづくり	82
基本目標3 地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり	95
第5章 こども・子育て支援の提供体制	103
1 教育・保育提供区域の設定	103
2 子ども・子育て支援事業の給付	103
3 教育・保育の量の見込みと提供体制	106
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	109
第6章 計画の推進に向けて	120
1 推進体制	120
2 計画の進行管理	120
参考資料	121
1 観音寺市子ども・子育て会議規則	121
2 観音寺市子ども・子育て会議委員	123

第1章 計画の策定にあたって

I 計画策定の背景と趣旨

わが国では急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率¹（1人の女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、令和5（2023）年は昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最も低い1.20（概数）となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担、結婚観の変化などが指摘されています。

観音寺市においても、平成27（2015）年3月に観音寺市子ども・子育て支援事業計画（以下、第1期計画）を策定し、令和2（2020）年3月には第2期観音寺市子ども・子育て支援事業計画（以下、第2期計画）を策定し、本市の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

その後、国ではこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4（2022）年6月に公布、令和5（2023）年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5（2023）年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

こども大綱では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

こども未来戦略では、①若者・子育て世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③全てのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

令和6（2024）年度に第2期計画が最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を展開するため、こども基本法第10条の規定に基づく「観音寺市こども計画（第3期観音寺市子ども・子育て支援事業計画を含む）」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画等と連携しながら、こども・若者・子育て支援施策の総合的な推進をめざします。

¹ 合計特殊出生率／15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に出生する平均のこどもの数とみなされる。

こどもまんなか社会とは具体的に以下のことを指します。

- 全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
 - ・心身ともに健やかに成長することができます。
 - ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができます。
 - ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができます。
 - ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができます。
 - ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができます。
 - ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できます。
 - ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができます。
 - ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができます。
 - ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができます。
- 20代、30代を中心とする若い世代が、
 - ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができます。
 - ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができます。
 - ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができます。
 - ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができます。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができます。

資料：自治体こども計画策定のためのガイドラインより

2 計画の対象

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を対象とします。

また、本計画においては平仮名表記の「こども」を使用することとしますが、法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞などについては、平仮名表記以外を用いることとします。

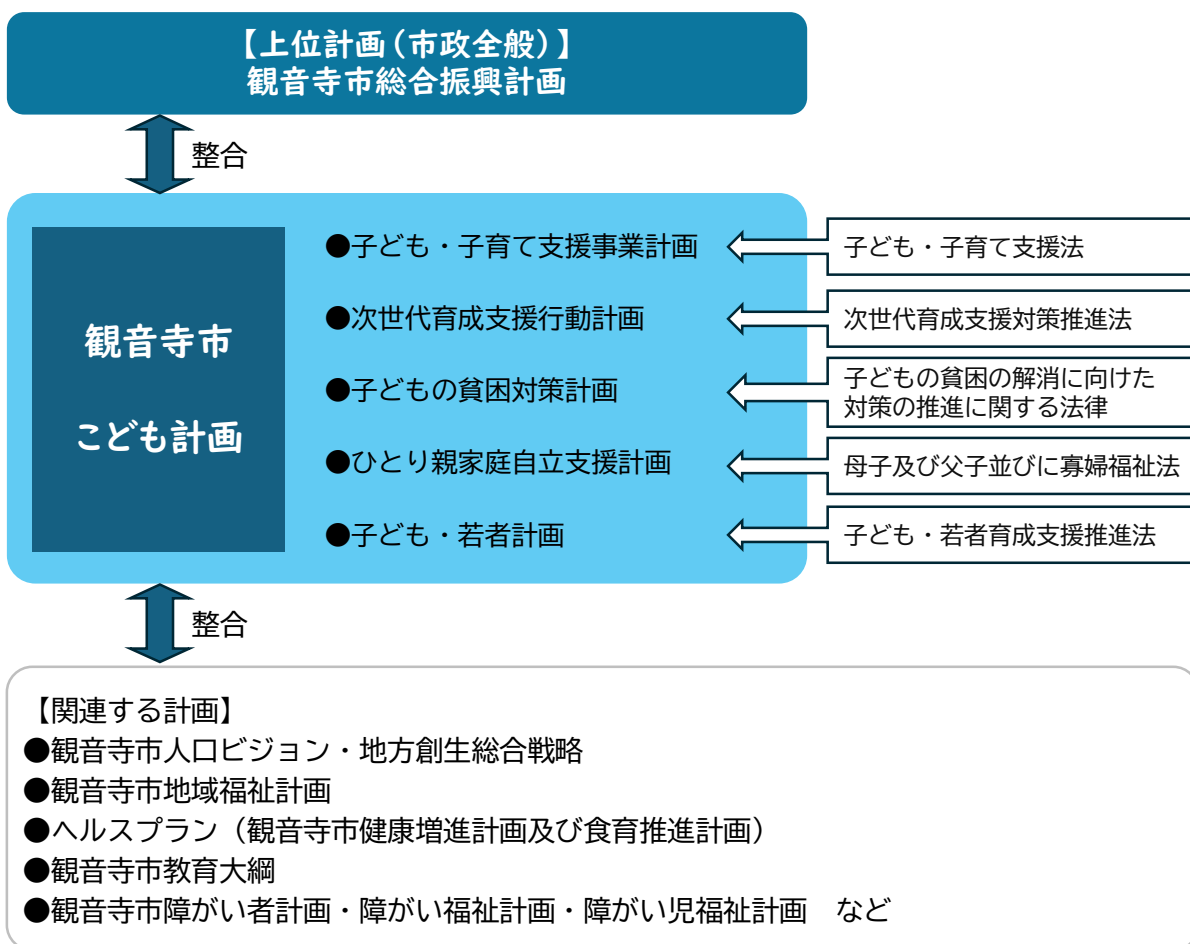
「若者」については、その対象を思春期から青年期（概ね18歳から30歳未満まで）の者としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

3 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができるかとされています。

本市においては、「観音寺市総合振興計画」を上位計画とし、「観音寺市地域福祉計画」「ヘルスプラン（観音寺市健康増進計画及び食育²推進計画）」「観音寺市教育大綱」「観音寺市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等の分野別の計画等とも整合を図り、分野横断的にこども・子育て支援を充実させていくものとします。



以上を踏まえて本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」（任意計画）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条に基づく

² 食育／平成17(2005)年に成立した食育基本法において、食育とは「生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「さまざまな経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの」と位置付けられている。

「こどもの貧困対策計画」（任意計画）、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」（任意計画）、子ども・若者育成支援推進法第 9 条に基づく「子ども・若者計画」（任意計画）」と一体的に策定します。

こども基本法

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども・子育て支援法

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

（市町村行動計画）

第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第9条

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

- 第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。計画最終年度である令和11（2029）年度には計画の達成状況の確認と次期計画策定に向けた見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期観音寺市子ども・子育て支援事業計画					観音寺市こども計画（本計画）				

4 こども基本法・こども大綱の概要

(1) こども基本法について

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行されました。

目 的	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進する。
基 本 理 念	①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保 ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

（２）こども大綱について

令和５（２０２３）年２月２２日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

（こども施策に関する基本的な方針）

こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の６本の柱を基本的な方針としています。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたって、第2期計画の成果を検証するとともに、各種子育て支援事業に関するご意見・ご要望やこどもの生活状況、若者の結婚や子育てに対する意識等を把握するため、令和6（2024）年6月にアンケート調査を実施しました。

調査の方法や回収状況は次のとおりです。

表 調査方法や回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	712	441	61.9%
小学生児童の保護者	郵送による配布・回収	702	438	62.4%
小学5年生児童	学校による配布・回収	492	458	93.1%
中学2年生生徒	学校による配布・回収	496	429	86.5%
高校2年生生徒	郵送による配布・回収 (WEB回答併用)	499	247	49.5%
小・中学生の保護者	学校による配布・回収	988	891	90.2%
高校生の保護者	郵送による配布・回収 (WEB回答併用)	499	258	51.7%
18～39歳の市民	郵送による配布・回収 (WEB回答併用)	1,031	351	34.0%

(2) 「観音寺市子ども・子育て会議」での審議

本計画の策定にあたり、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「観音寺市子ども・子育て会議」を設置し、こども施策に関する課題や今後の方向性を審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

- 実施期間 : 令和7年2月5日～令和7年3月6日
- 閲覧場所 : 子育て支援課、市役所総合案内、各支所に配置。
市ホームページでも公開。
- 意見数 : 0件

第2章 観音寺市のこども・子育てを取り巻く現状

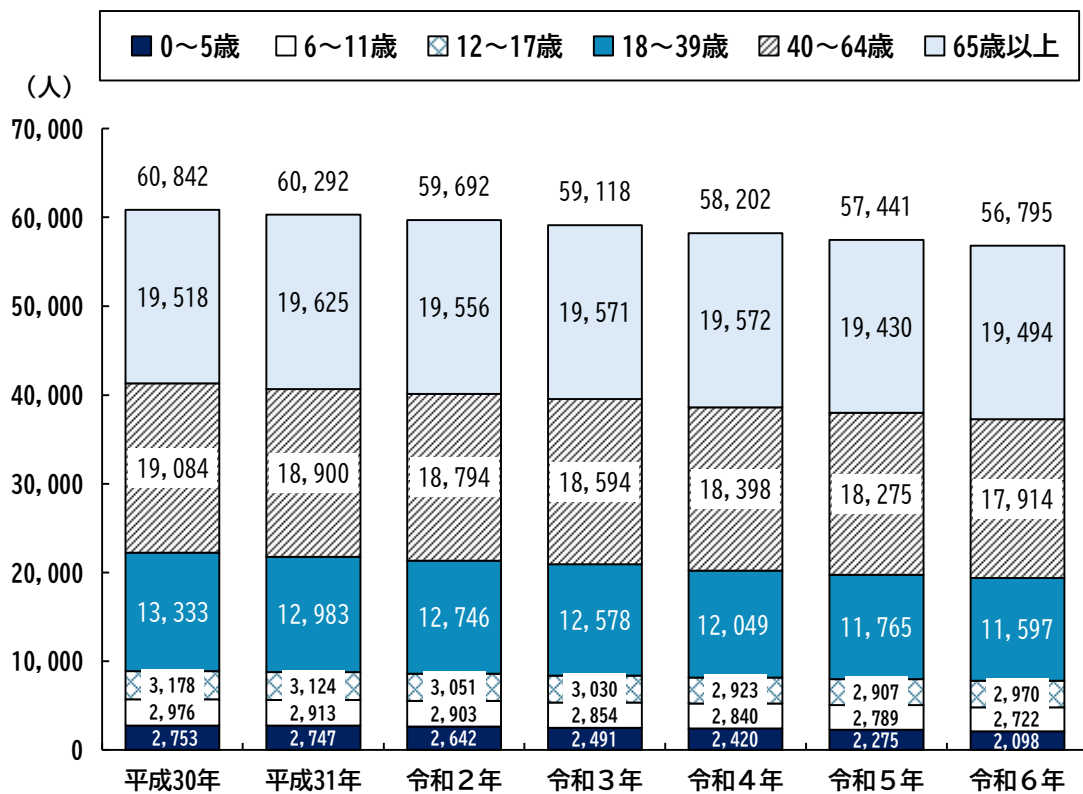
I 観音寺市における概況

(1) 人口の動向と将来推計

本市の人口総数は56,795人（令和6（2024）年4月1日現在、住民基本台帳人口）で、減少傾向が続いています。

また、少子高齢化が進んでおり、令和6（2024）年4月1日現在、0歳～17歳のこどもの数は7,790人（住民基本台帳人口、人口総数比13.7%）と減少傾向にあり、親世代に相当する18～39歳も同様の状況にあります。

図 年齢区分別人口の推移

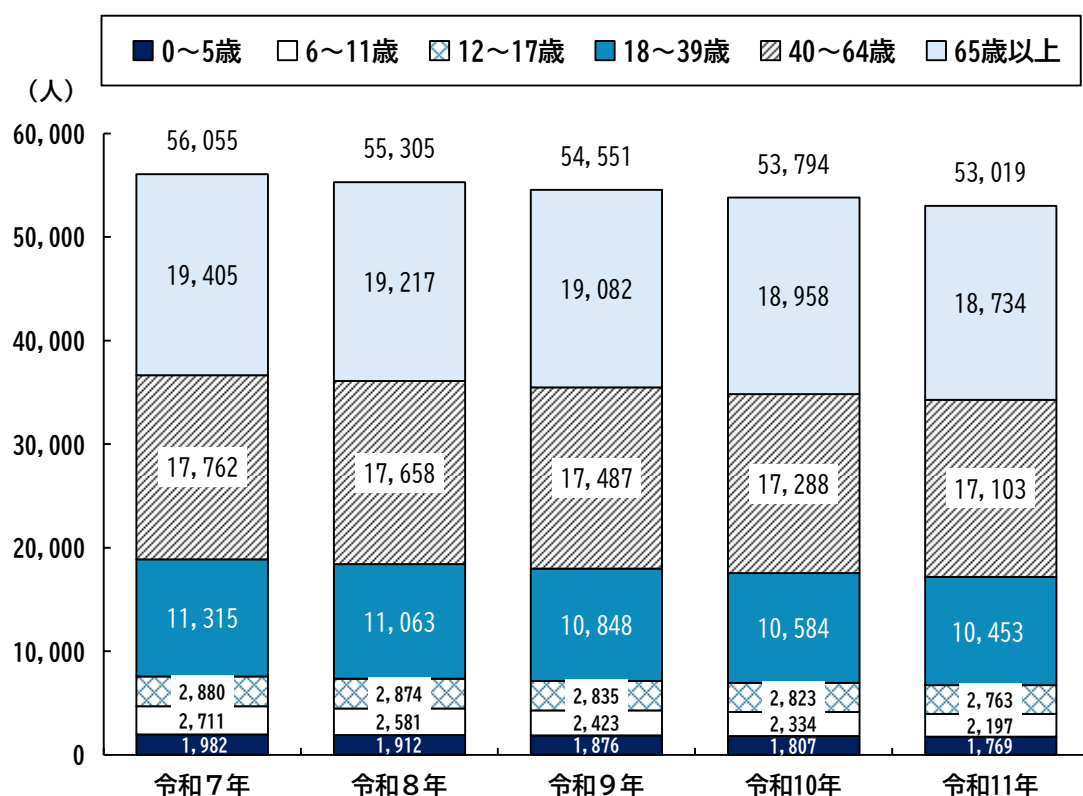


資料：住民基本台帳（各年とも4月1日現在）

計画の策定にあたって、令和2（2020）年から令和6（2024）年までの4月1日現在の住民基本台帳人口を実績人口として、コーホート変化率法³により人口推計を行いました。その結果、計画期間最終年度にあたる令和11（2029）年の人口総数は53,019人になるものと推計されます。

また、0歳～17歳のこどもの数は、令和11（2029）年に6,729人（人口総数比12.7%）まで減少する一方、65歳以上の高齢者の割合は35.3%に達するなど、少子高齢化がより一層進むものと考えられます。

図 将来推計人口



資料：観音寺市子育て支援課推計

³ コーホート変化率法／各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

表 こどもの将来推計人口

年齢	実績					推計				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	373	336	368	317	291	312	305	297	289	281
1歳	417	382	345	358	319	293	315	307	299	291
2歳	455	421	371	345	360	318	292	313	306	297
3歳	470	456	422	374	331	358	316	290	311	304
4歳	444	459	460	426	374	331	358	316	290	310
5歳	483	437	454	455	423	370	326	353	312	286
計	2,642	2,491	2,420	2,275	2,098	1,982	1,912	1,876	1,807	1,769
6歳	500	479	438	449	445	419	366	324	350	309
7歳	429	500	479	440	448	445	419	366	324	350
8歳	501	424	496	479	436	444	443	416	364	322
9歳	508	502	423	494	478	435	444	441	415	363
10歳	451	501	502	426	492	477	434	443	440	414
11歳	514	448	502	501	423	491	475	433	441	439
計	2,903	2,854	2,840	2,789	2,722	2,711	2,581	2,423	2,334	2,197
12歳	498	510	446	502	504	423	490	475	432	441
13歳	506	496	509	442	497	501	420	487	472	429
14歳	444	511	495	511	443	499	503	422	488	473
15歳	517	447	510	491	513	443	499	503	422	489
16歳	547	516	447	516	498	516	446	502	507	425
17歳	539	550	516	445	515	498	516	446	502	506
計	3,051	3,030	2,923	2,907	2,970	2,880	2,874	2,835	2,823	2,763
総数	8,596	8,375	8,183	7,971	7,790	7,573	7,367	7,134	6,964	6,729

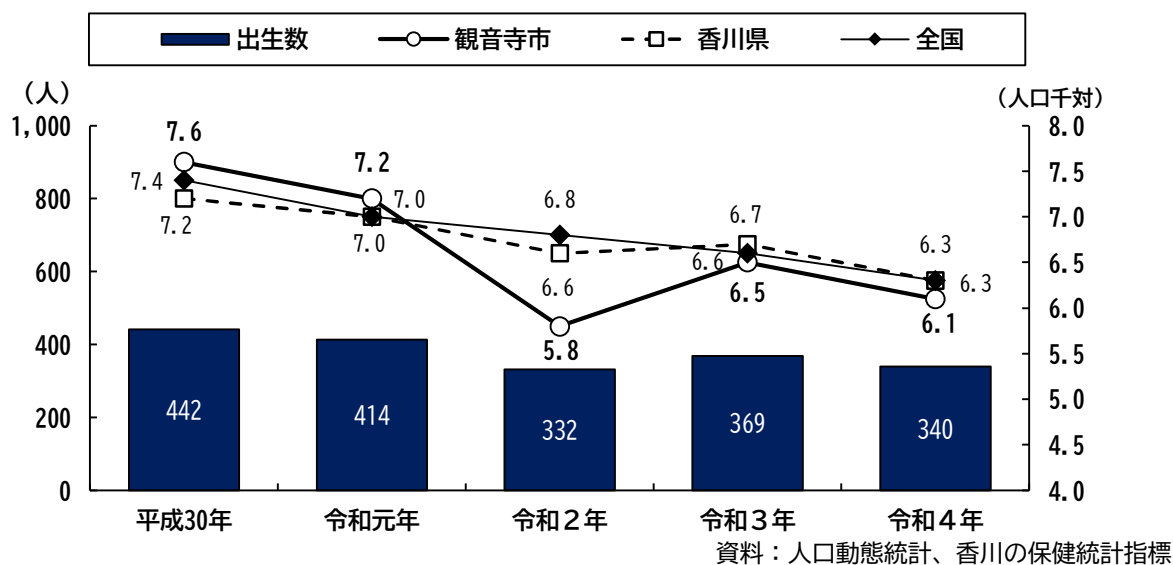
資料：観音寺市子育て支援課推計

(2) 出生の動向

1年間に生まれたこどもの数（出生数）の推移を見ると、令和2（2020）年以降は300人台で推移しています。

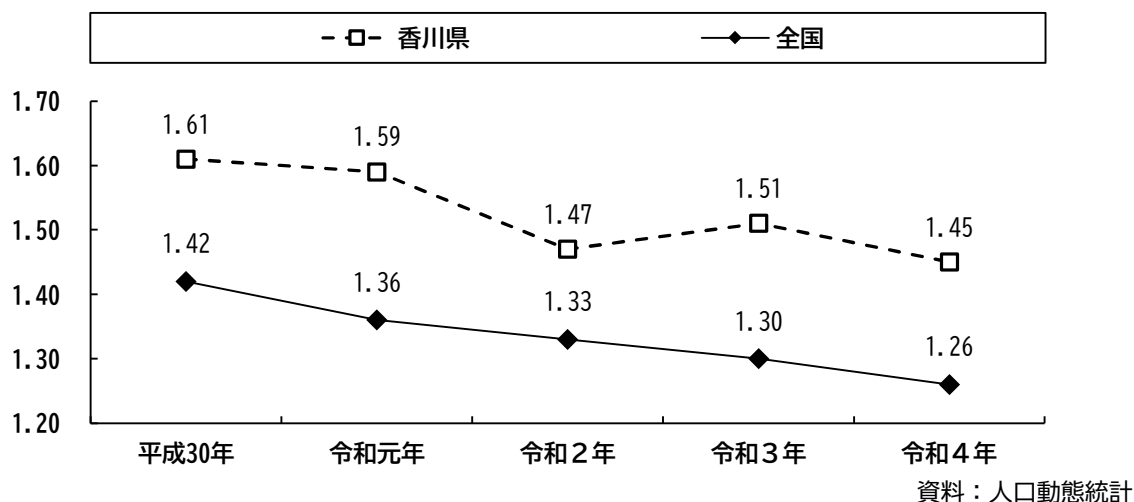
また、人口千人あたりの出生数（出生率）を全国・香川県の平均と比べると、本市は令和元（2019）年まで全国・香川県の平均を上回っていましたが、令和2（2020）年以降は全国・香川県の平均を下回っています。

図 観音寺市における出生数・出生率の推移



女性1人あたりの平均的な出生数を示す合計特殊出生率は、香川県平均が1.45（令和4年（2022））で、全国平均（1.26）より高い水準ではあるものの、近年は減少傾向となっています。

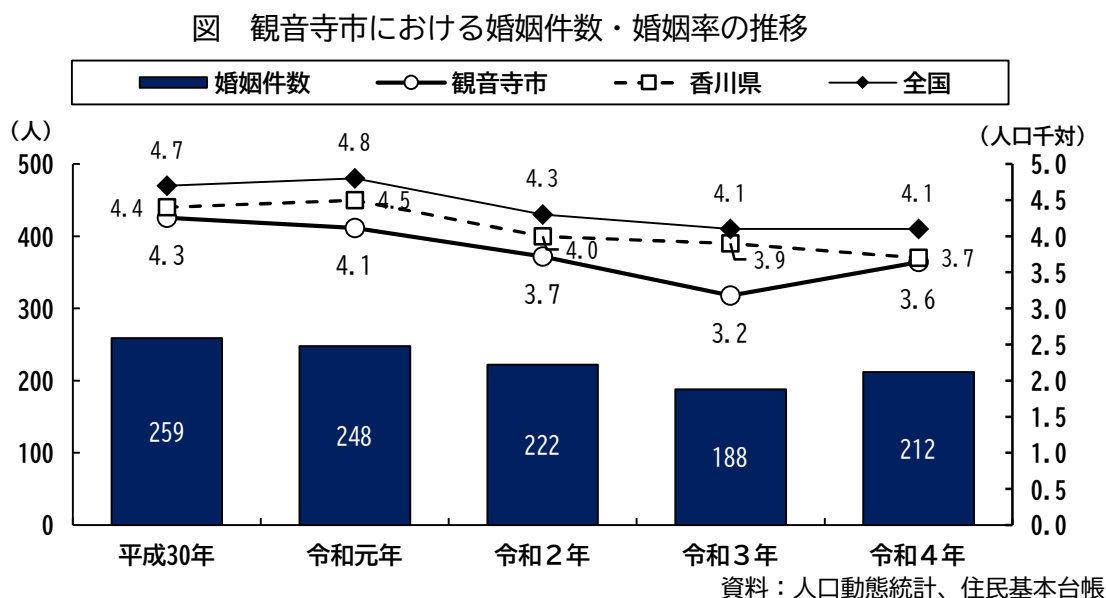
図 合計特殊出生率の推移



(3) 婚姻・離婚・未婚の動向

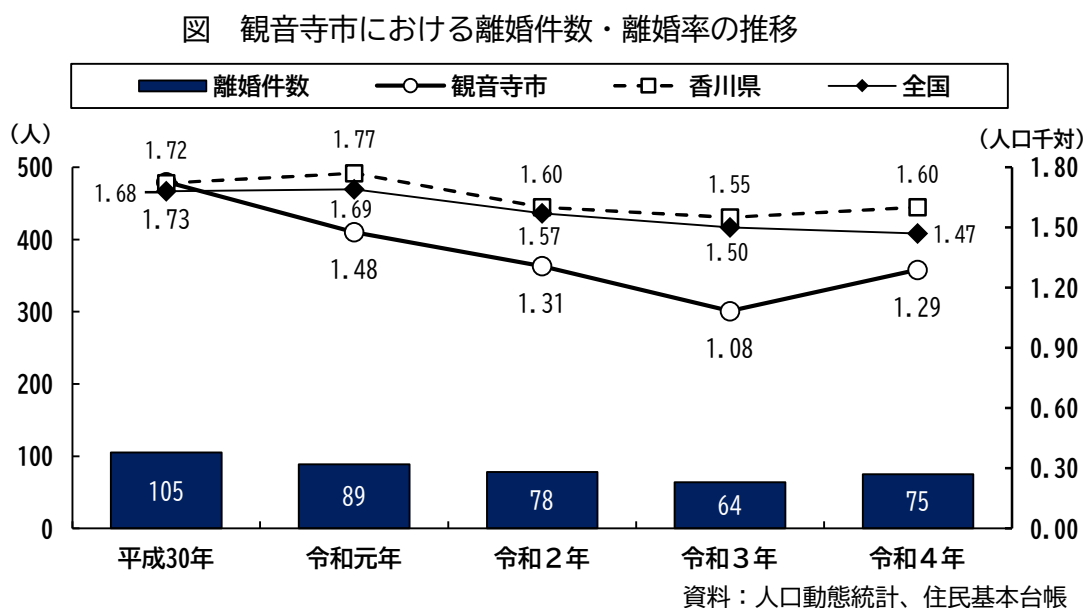
1年間の婚姻件数の推移を見ると、令和元（2019）年以前は250件前後で推移していましたが、令和2（2020）年以降は減少傾向で、令和3（2021）年には200件を割っています。

また、人口千人あたりの婚姻件数（婚姻率）を全国・香川県の平均と比べると、本市は全国・香川県の平均を下回る水準で推移しています。



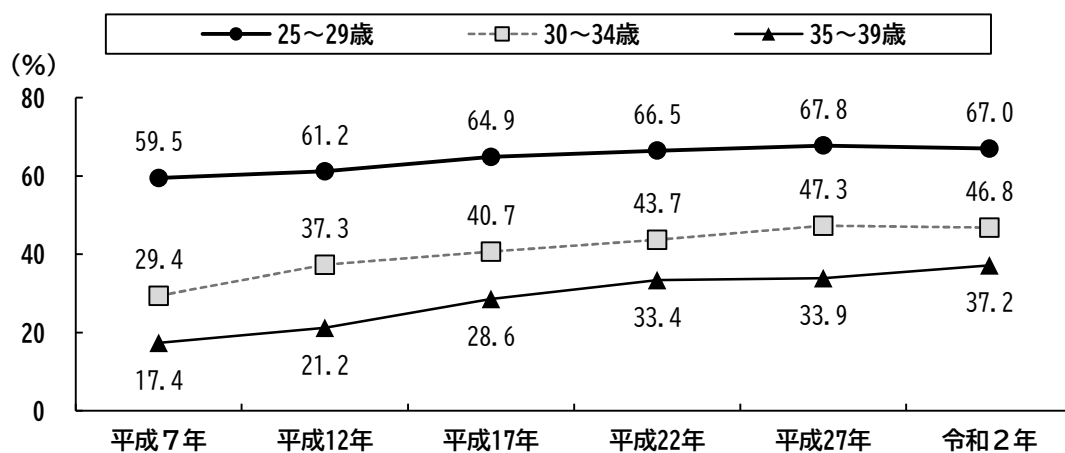
1年間の離婚件数の推移を見ると、婚姻件数に比例して減少傾向となっています。

また、人口千人あたりの離婚件数（離婚率）を全国・香川県の平均と比べると、本市は全国・香川県の平均を下回る水準で推移しています。

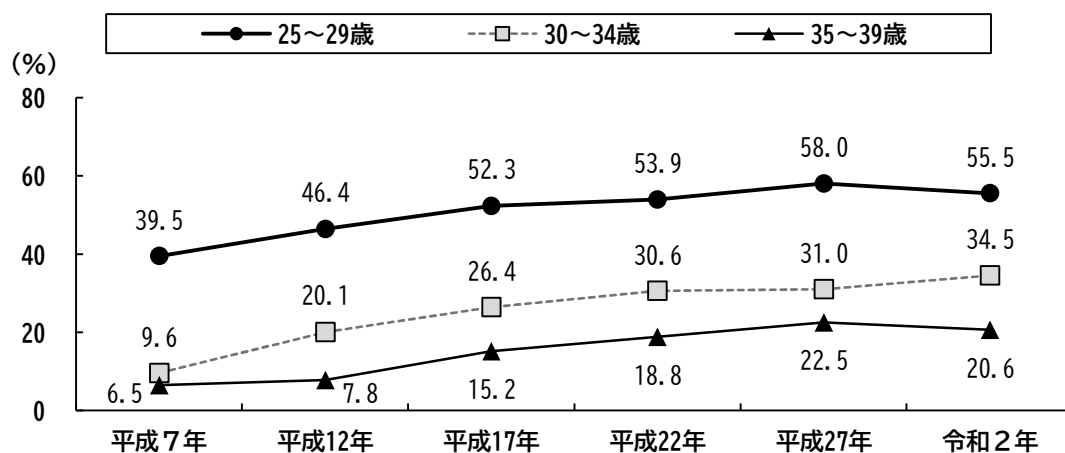


性・年齢別未婚率の推移を見ると、男女とも未婚率は増加傾向で、特に30歳以上の増加が大きくなっています。

図 観音寺市における性・年齢別未婚率の推移
(男性)



(女性)

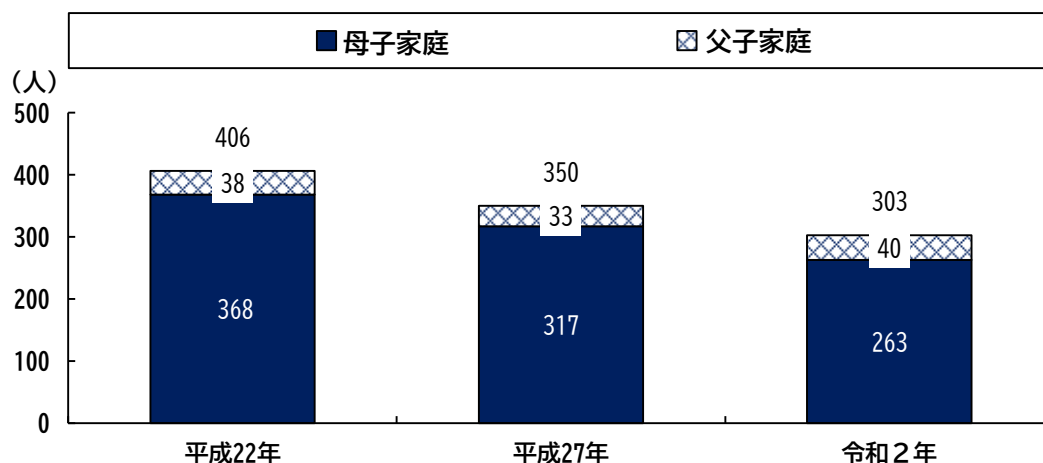


資料：国勢調査

(4) ひとり親家庭の状況

令和2（2020）年国勢調査におけるひとり親家庭の世帯数は、母子世帯が263世帯、父子家庭が40世帯、計303世帯となっており、近年は減少傾向にあります。

図 母子家庭・父子家庭の世帯数



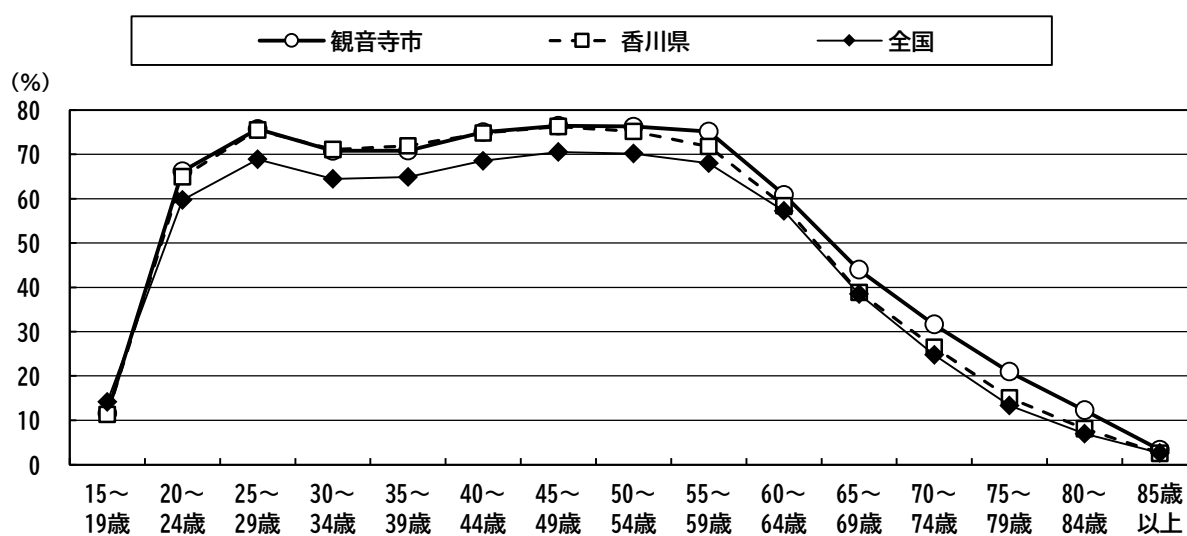
資料：国勢調査

(5) 女性の就労状況

令和2（2020）年国勢調査における女性の年齢別就業状況をみると、就業者割合は各年代とも香川県平均とほぼ同水準で全国平均より高く、全年齢階層では45～49歳の76.4%が最も高くなっています。

以前は結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていましたが、近年はM字の谷の部分が浅くなってきています。

図 年齢階層別女性の就業者割合



資料：国勢調査

2 これまでのこども・子育て支援の取り組み状況

第2期計画で設定した確保方策の内容（供給見込み量）と利用実績を整理すると下の表のとおりです。

教育・保育事業については、2号認定（保育）の確保数に対して利用実績が上回っており、1号認定や3号認定では確保数に対して利用実績が少なくなっています。

地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業（その他）、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業は計画で定めた確保数より利用実績が上回っています。

表 第2期計画で掲げた確保数と利用実績

事業			単位	計画で定めた確保数				実績			
				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育・保育	1号認定		人	1,002	1,002	1,002	1,002	764	646	482	386
	2号認定	教育	人								
		3号認定	保育	人	675	675	675	675	633	700	847
	0歳		人	155	155	155	155	103	83	80	66
			1・2歳	人	594	594	594	594	606	574	504
利用者支援事業			基本型・特定型	箇所	1	1	1	1	1	1	1
			母子保健型	箇所	1	1	1	1	1	1	1
時間外保育事業			人	400	392	389	381	123	130	170	183
放課後児童健全育成事業		低学年	人	364	356	357	346	410	463	540	564
		高学年	人	20	20	20	19	26	39	54	65
子育て短期支援事業			人日	13	13	13	12	7	0	0	10
乳児家庭全戸訪問事業			人	422	411	403	393	317	354	332	302
養育支援訪問事業			人	5	5	5	5	0	4	0	0
地域子育て支援拠点事業			人日	52,175	51,143	50,696	49,645	23,642	22,358	34,179	40,881
一時預かり事業		幼稚園	人日	30,771	30,230	29,897	29,355	52,447	49,503	28,531	24,120
		その他	人日	745	730	724	709	673	610	742	764
病児・病後児保育事業			人日	568	557	552	540	667	631	462	568
子育て援助活動支援事業			人日	320	314	312	306	859	903	497	473
妊婦健康診査事業			人日	5,908	5,754	5,642	5,502	3,742	4,369	4,124	3,597
実費徴収に係る補足給付を行う事業				実施				実施			
多様な主体の参入促進事業				実施検討				実施			

※人日：延日数

3 アンケート調査結果からみる計画策定に向けた課題

(1) こども・子育て支援

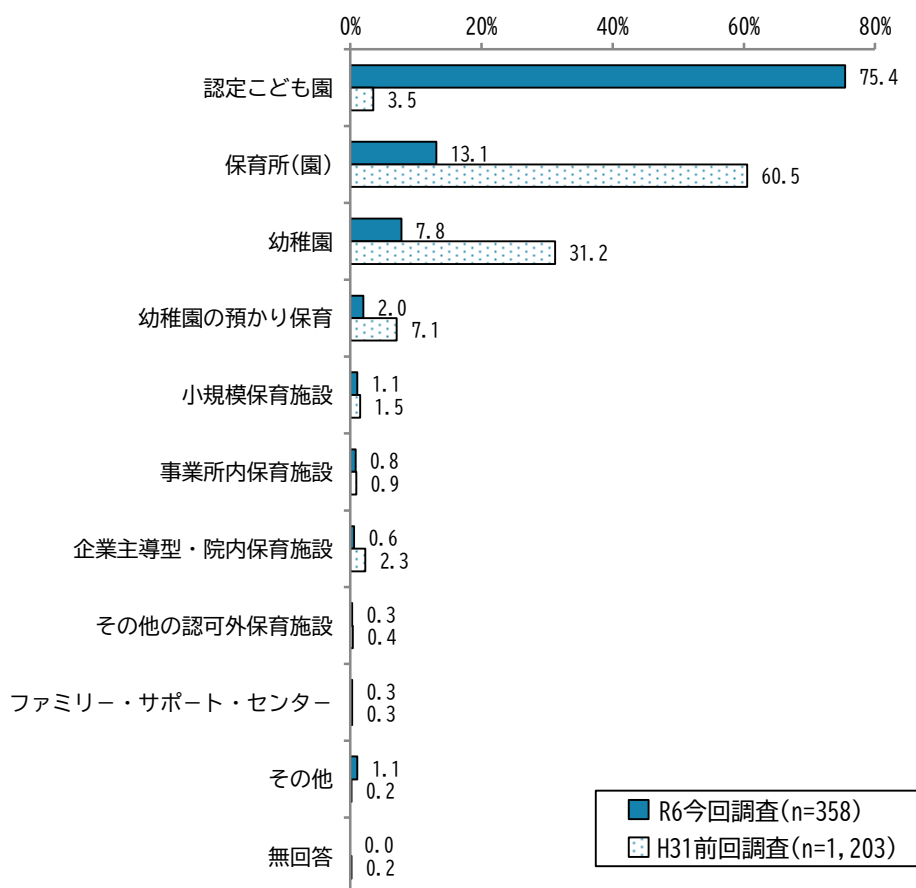
① 教育・保育環境の整備

[平日定期的に利用している教育・保育事業、母親の就労状況]

平日定期的に利用している教育・保育事業について、「認定こども園⁴」(75.4%)、「保育所(園)」(13.1%)、「幼稚園」(7.8%)となっており、平日定期的にご利用したい教育・保育事業でも同様の順位となっています。

前回調査と比較すると、第2期計画期間中に従来の保育所、幼稚園から認定こども園への移行が進んだため、利用状況・意向とも大きく異なっています。また、前回調査より母親のフルタイム就労の割合が増加しており、今後も出産や育児に関わらず就業を継続する人が増加し、保育ニーズがさらに高まっていくことが想定されることから、引き続き地域需要に応じた受け皿確保が必要です。

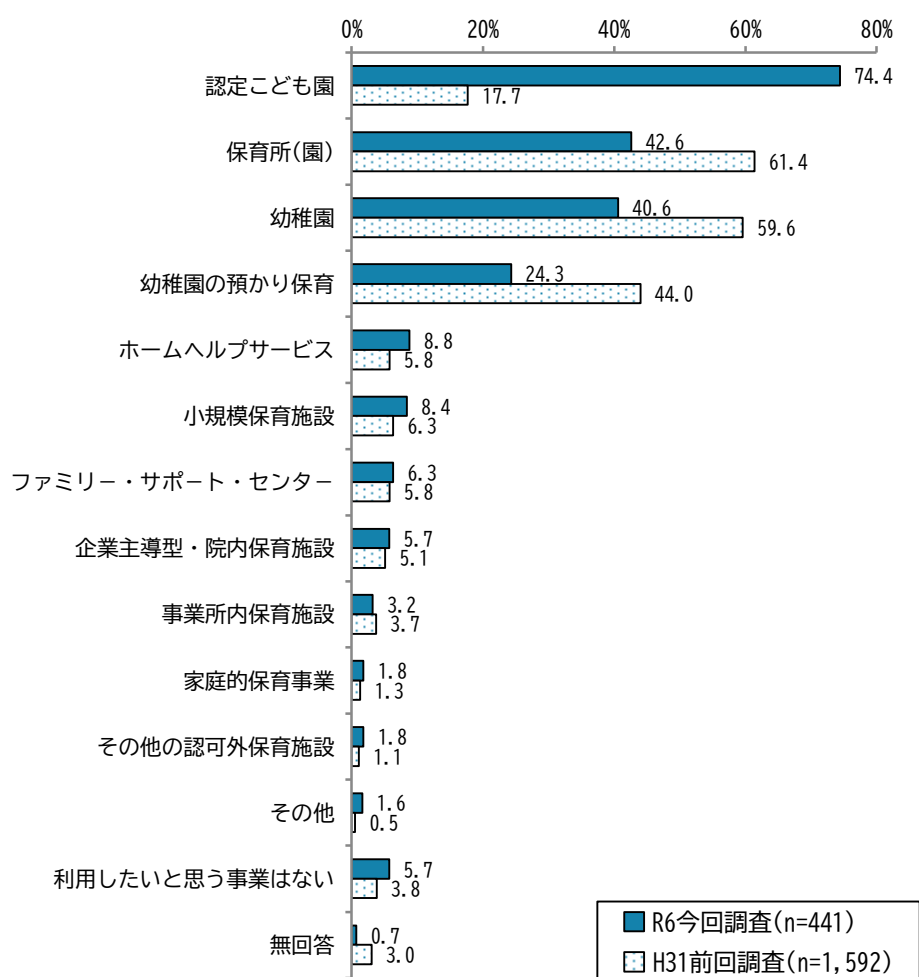
【平日定期的に利用している教育・保育事業】(就学前児童保護者)



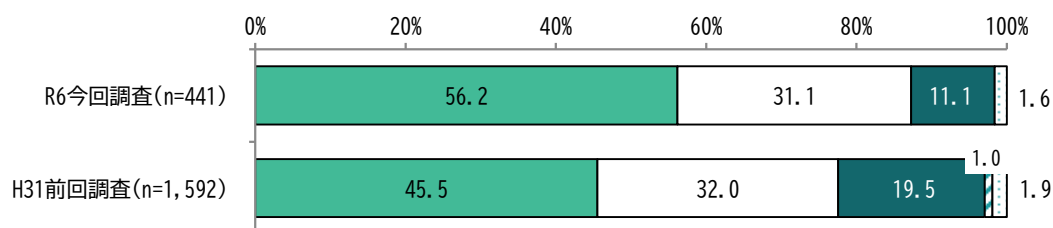
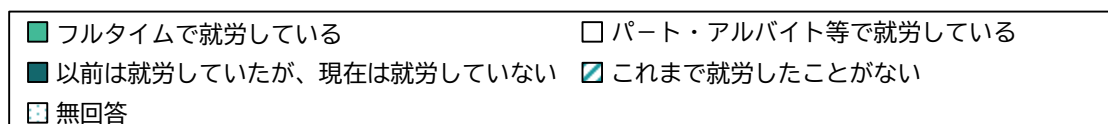
資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

⁴ 認定こども園／就学前のこどもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）がある。

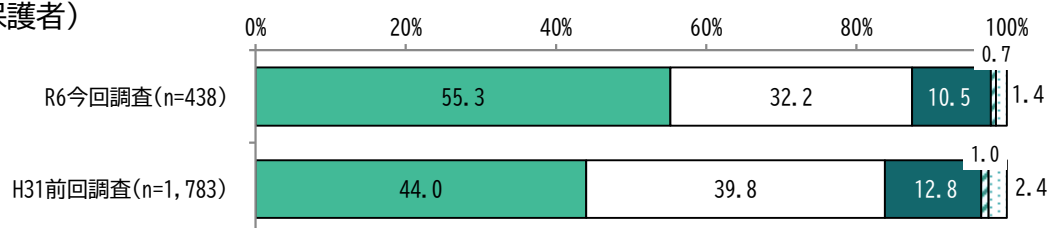
【平日定期的に利用したい教育・保育事業】（就学前児童保護者）



【母親の就労状況】
（就学前児童保護者）



（小学生保護者）

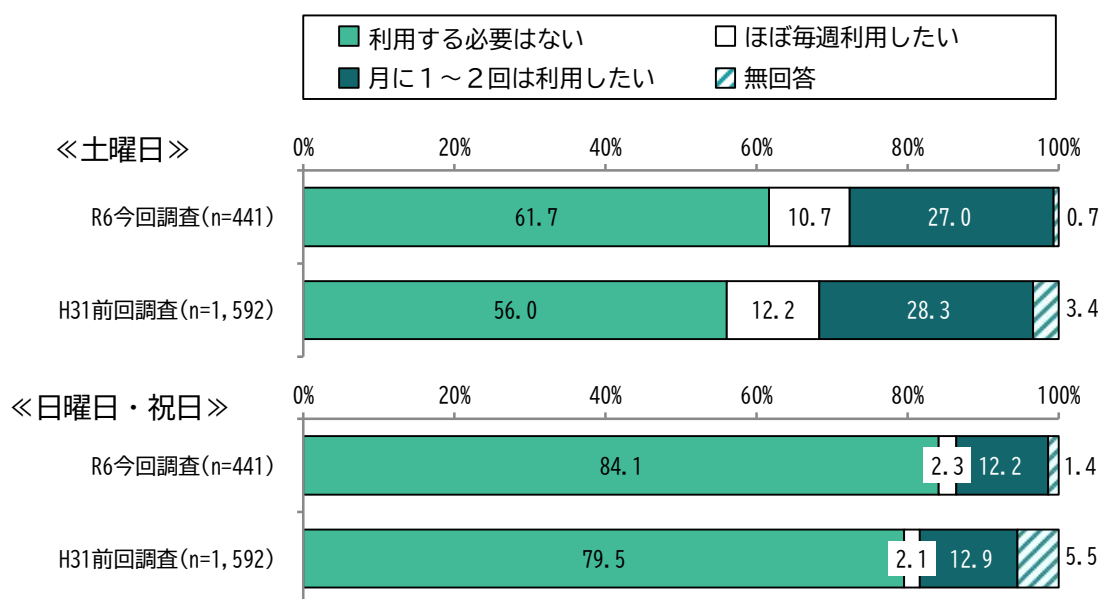


資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

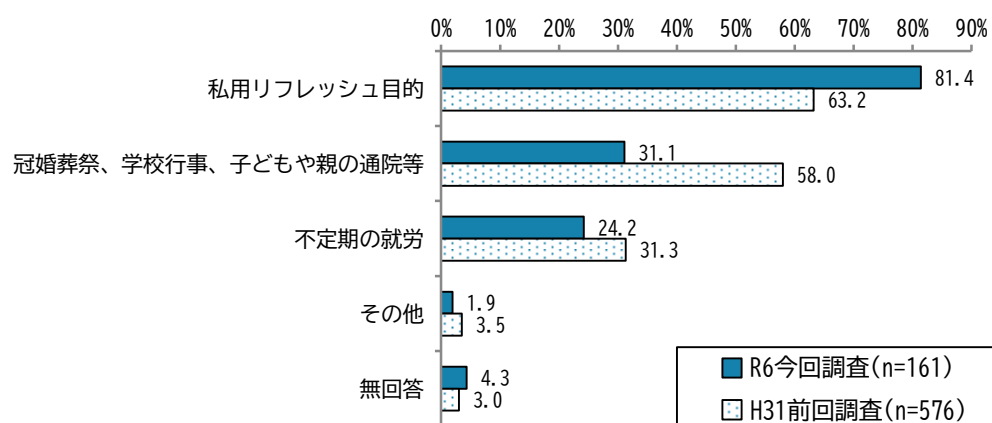
【休日に定期的に利用したい教育・保育事業】

休日保育については、土曜日で27.0%、日曜日・祝日で12.2%が「月に1～2回は利用したい」と回答しています。また、一時預かりについては、私用リフレッシュ目的での利用希望が多くなっているため、保護者の息抜き対策も含めた不規則の預かりの受け皿確保が課題となります。

【休日の定期的な教育・保育事業の利用希望】（就学前児童保護者）



【一時預かり事業の利用目的】（就学前児童保護者）

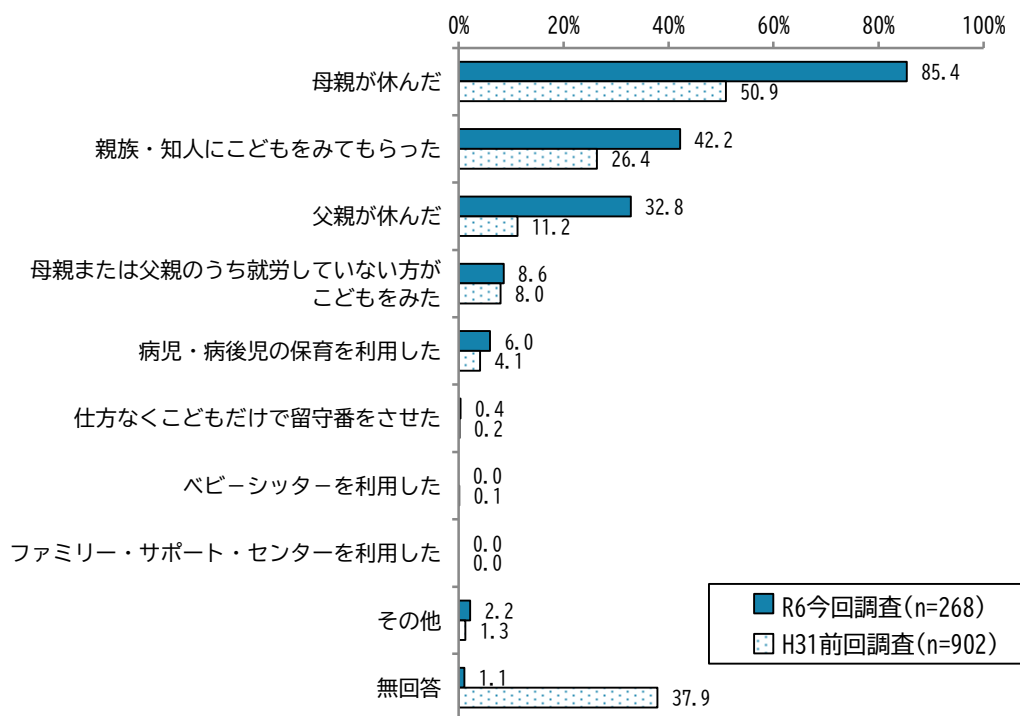


資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

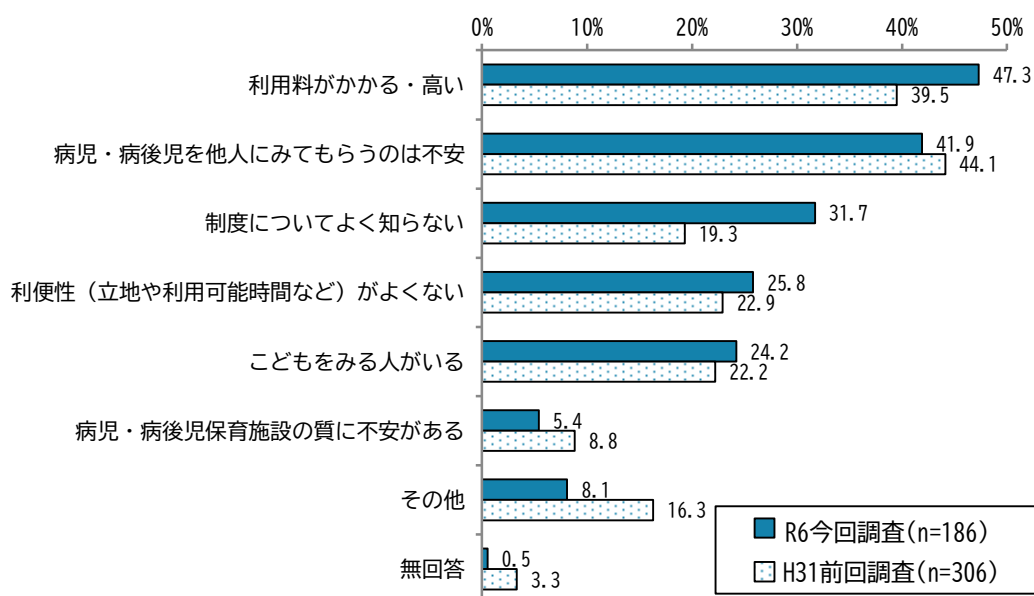
[こどもが病気やケガなどで通常保育を利用できなかった際の対応]

こどもが病気やケガをした際の対応は、保護者が対応することが多くなっていますが、制度についてよく知らないことを理由に病児・病後児保育事業を利用していないケースも見受けられるため、利用しやすい事業に向けた検討が必要です。

【通常保育を利用できなかった際の対応】（就学前児童保護者）



【両親が休んだ際に病児保育事業を利用したくない理由】（就学前児童保護者）

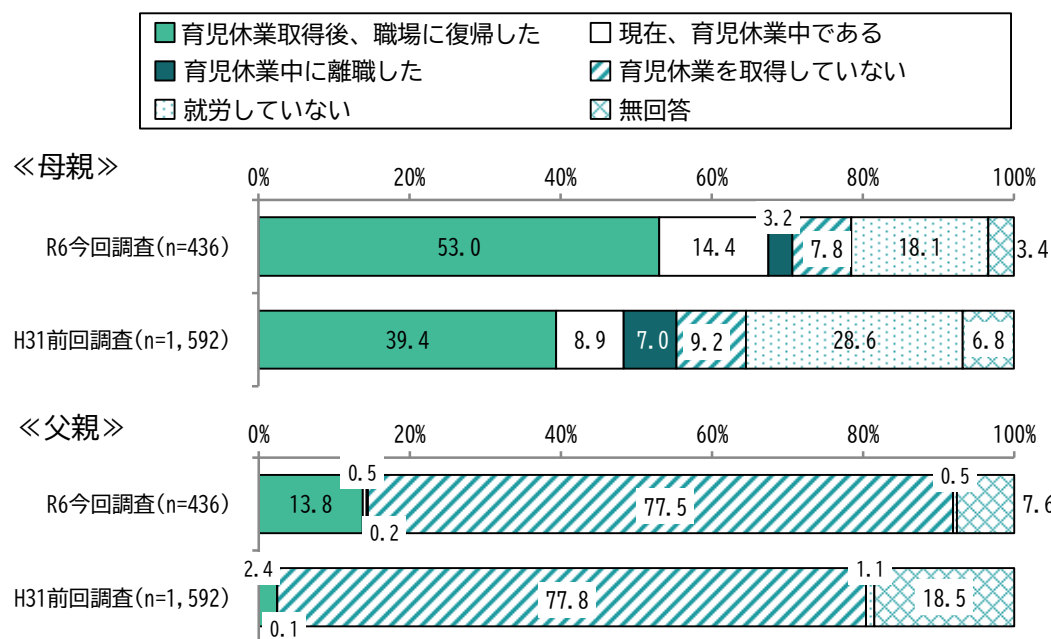


資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

〔育児休業の取得状況〕

育児休業の取得状況は前回調査と比較して、母親・父親とも取得した割合が大きく増加しています。特に父親が取得した割合は前回調査では2.5%でしたが、今回調査では14.3%と大きく増加しています。

【育児休業の取得状況】（就学前児童保護者）

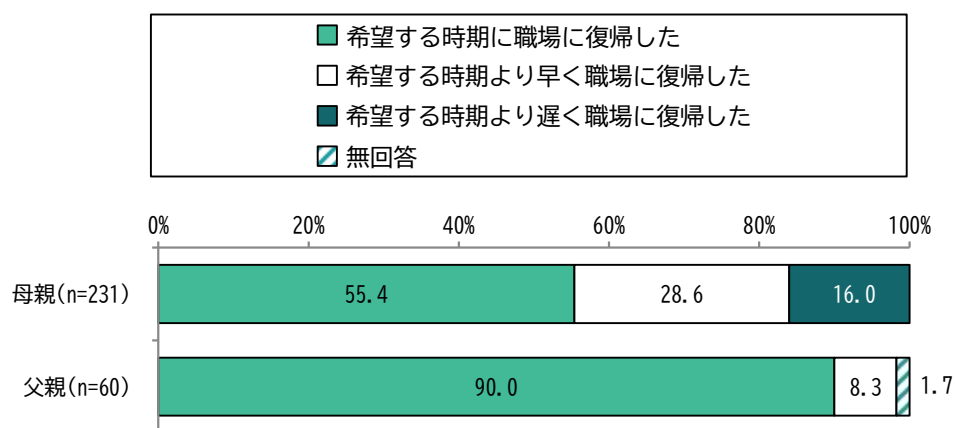


資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

〔育児休業の取得期間〕

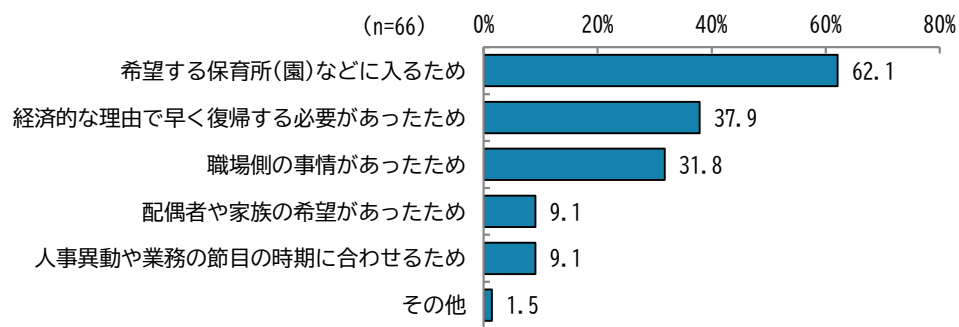
育児休業の取得期間は、母親において約3割が希望する時期より早く職場に復帰しています。理由としては「希望する保育所（園）などに入るため」が約6割となっており、柔軟な対応について検討が必要です。

【育児休業から職場への復帰時期】（就学前児童保護者）



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

【希望より早く職場復帰した理由：母親】（就学前児童保護者）



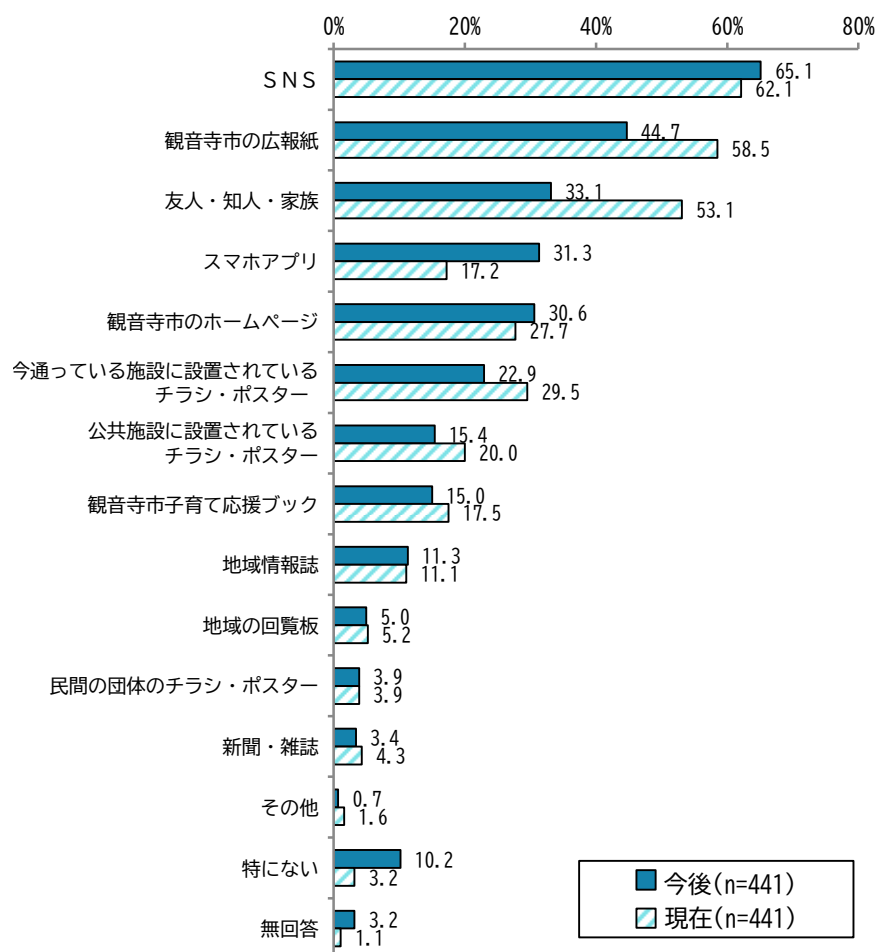
資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

【子育て情報の取得方法】

子育て情報の取得方法は、現在は「SNS」「市の広報紙」「チラシ・ポスター」などが多く、今後の希望としては「スマホアプリ」の希望が伸びています。支援が必要な人に必要な情報が届くよう、デジタルを活用した手法など、情報発信手段の充実が重要です。

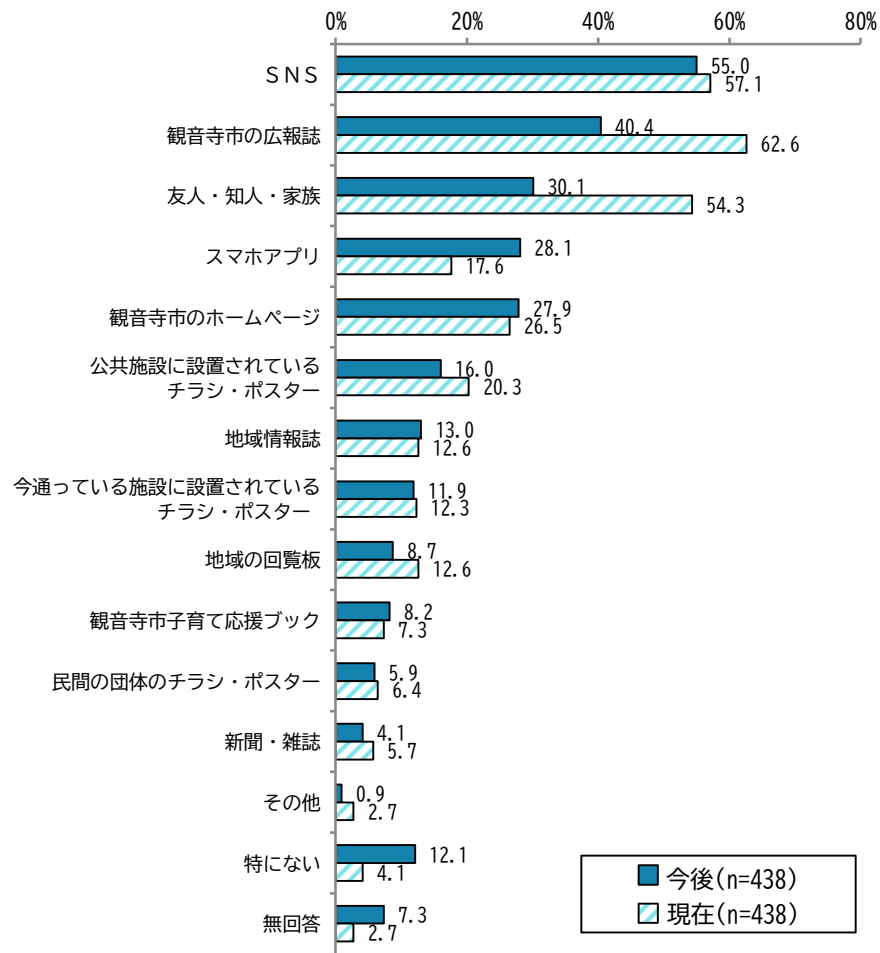
【子育て情報の取得方法：現在と今後の希望】

（就学前児童保護者）



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

(小学生保護者)



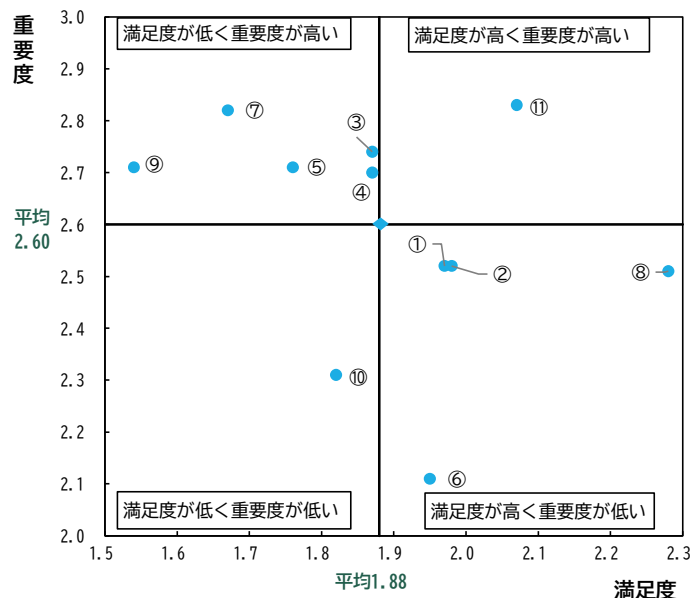
資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

[子育て環境や支援の満足度と重要度]

子育て環境や支援についての満足度と重要度分布では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「⑤気軽に利用できる遊び場が整っている」「⑦子育てと仕事の両立がしやすい」「⑨公共施設や道路が子育てに配慮されている」が、満足度が低く重要度が高い優先度の高い項目となっています。

また、就学前児童保護者では、「③保育サービスが充実している」「④教育環境が充実している」も同様に満足度が低く重要度が高くなっています。

【子育て環境や支援についての満足度・重要度分布】（就学前児童保護者）

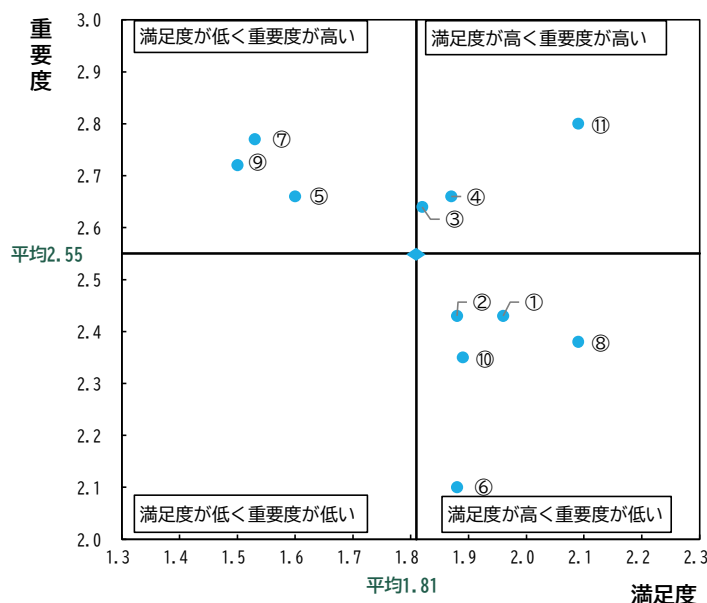


※加重平均値の算出方法

3段階の満足度・重要度の評価にそれぞれ3点～1点の点数を与えた合計評価点と回答数の合計より算出。3点に近いほど評価は高く、逆に1点に近いほど評価が低くなる

項目	満足度	重要度
①子育てに関する情報がすぐに確認できる	1.97	2.52
②子育てに関する相談がしやすい	1.98	2.52
③保育サービスが充実している	1.87	2.74
④教育環境が充実している	1.87	2.70
⑤気軽に利用できる遊び場が整っている	1.76	2.71
⑥子育てサークル・サロンなどの活動が盛ん	1.95	2.11
⑦子育てと仕事の両立がしやすい	1.67	2.82
⑧地域子育て支援センターが充実している	2.28	2.51
⑨公共施設や道路が子育てに配慮されている	1.54	2.71
⑩地域ぐるみで子育てを行う雰囲気がある	1.82	2.31
⑪こどもに対する犯罪や事故が少ない	2.07	2.83
平均	1.88	2.60

【子育て環境や支援についての満足度・重要度分布】（小学生保護者）



※加重平均値の算出方法

3段階の満足度・重要度の評価にそれぞれ3点～1点の点数を与えた合計評価点と回答数の合計より算出。3点に近いほど評価は高く、逆に1点に近いほど評価が低くなる

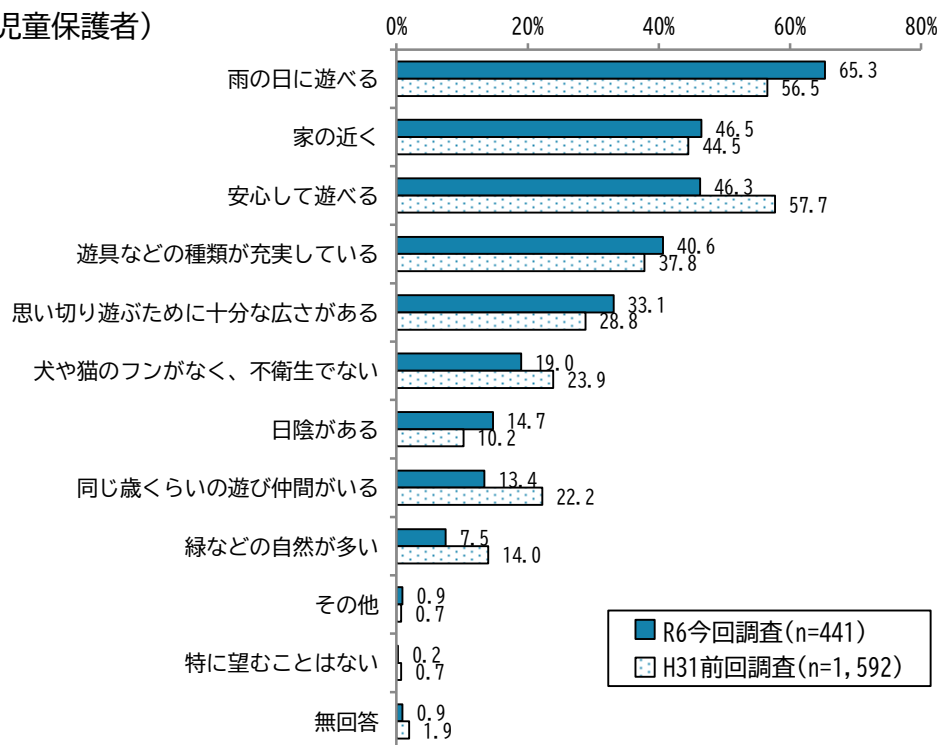
項目	満足度	重要度
①子育てに関する情報がすぐに確認できる	1.96	2.43
②子育てに関する相談がしやすい	1.88	2.43
③保育サービスが充実している	1.82	2.64
④教育環境が充実している	1.87	2.66
⑤気軽に利用できる遊び場が整っている	1.60	2.66
⑥子育てサークル・サロンなどの活動が盛ん	1.88	2.10
⑦子育てと仕事の両立がしやすい	1.53	2.77
⑧地域子育て支援センターが充実している	2.09	2.38
⑨公共施設や道路が子育てに配慮されている	1.50	2.72
⑩地域ぐるみで子育てを行う雰囲気がある	1.89	2.35
⑪こどもに対する犯罪や事故が少ない	2.09	2.80
平均	1.81	2.55

資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

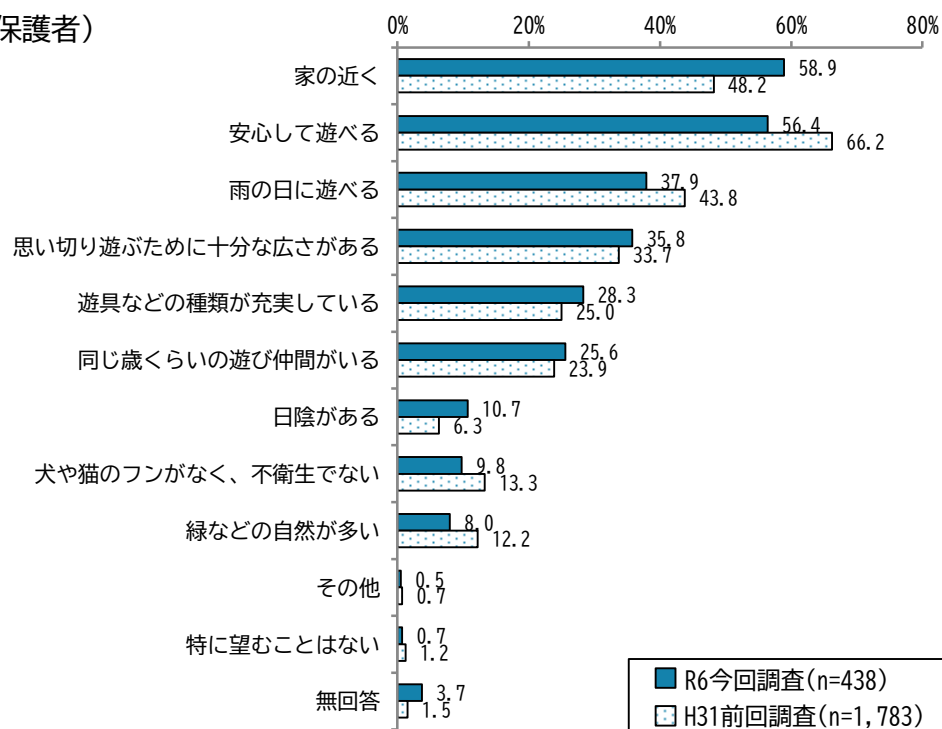
こどもの遊び場について望ましいと思うこととして「雨の日に遊べる」「家の近く」「安心して遊べる」などは、就学前児童、小学生保護者共通であがっており、今後のこどもの居場所を検討する際の課題となります。

【こどもの遊び場について望ましいと思うこと】

(就学前児童保護者)



(小学生保護者)



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

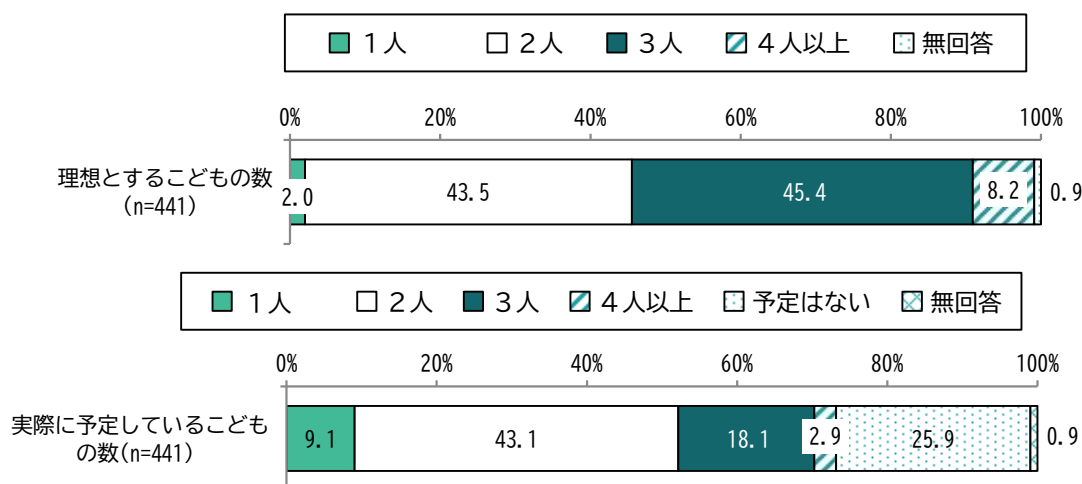
② こどもを産み育てることに対する支援ニーズ

【こどもを持つことの希望】

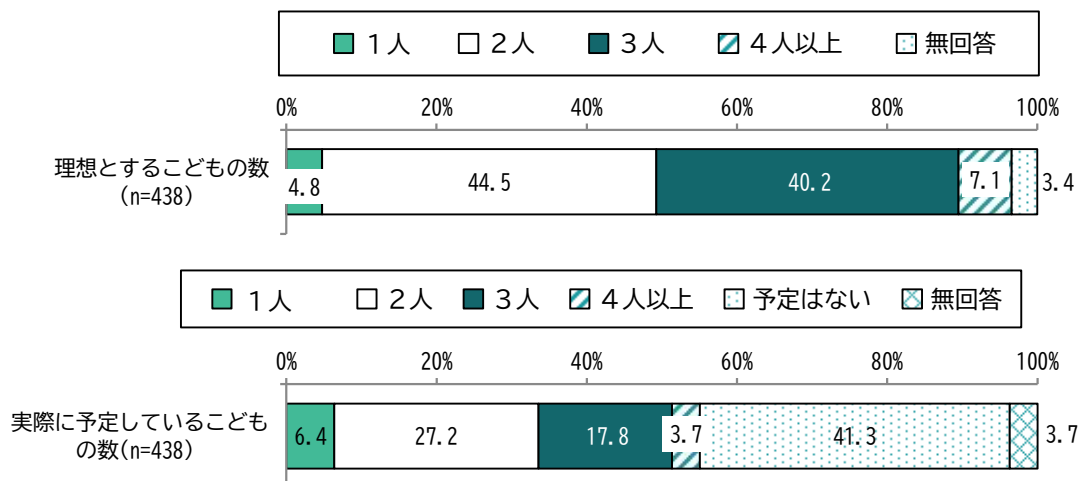
こどもを持つことについて、理想と実際では3人目以降に大きな差があります。実際に予定しているこどもの数が理想より少ない理由として、「経済的な負担」はもとより、「仕事と子育ての両立」や「妊娠・出産・子育ての肉体的・精神的負担」に不安を感じる人が多くなっています。

【理想のこどもの数と実際に予定しているこどもの数】

(就学前児童保護者)



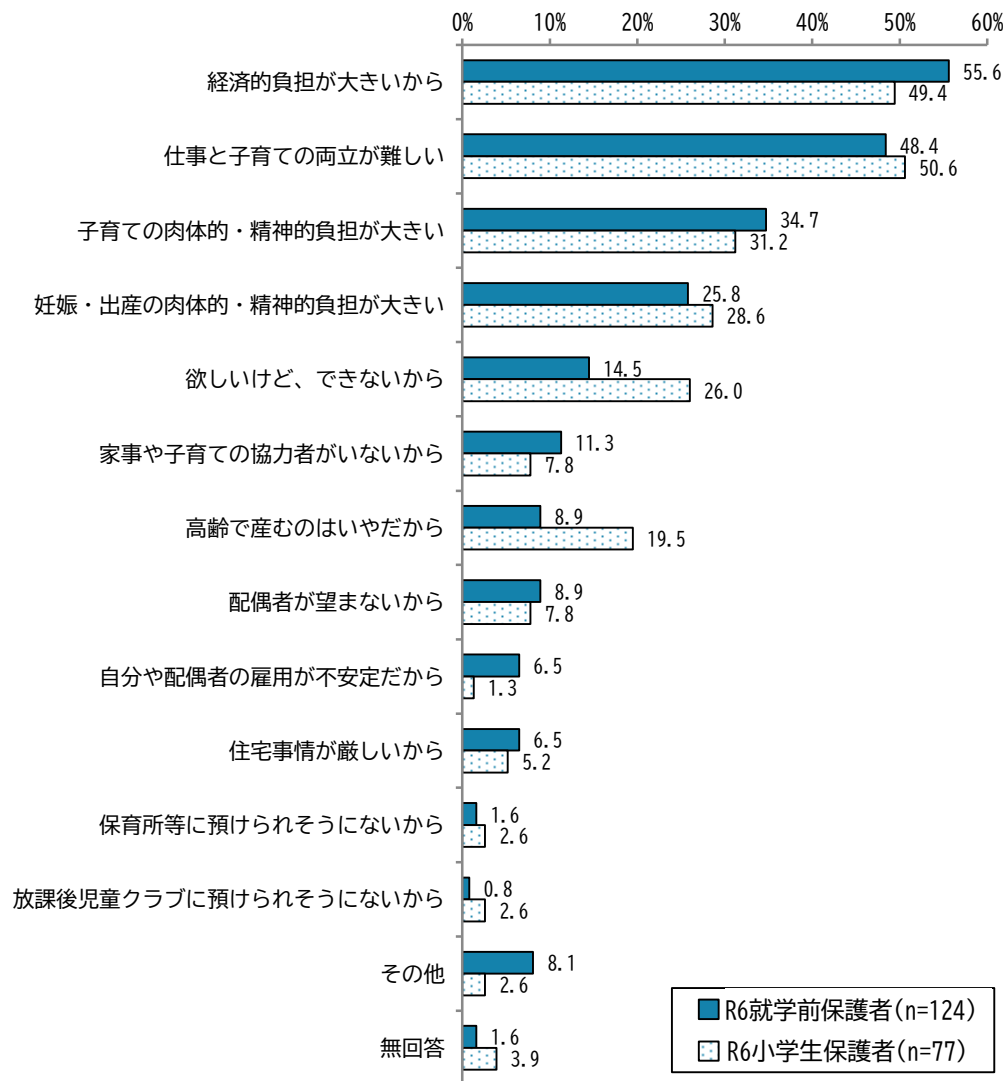
(小学生保護者)



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

【実際に予定しているこどもの数が理想より少ない理由】

(就学前児童保護者)(小学生保護者)



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

③ ワークライフバランスの実感

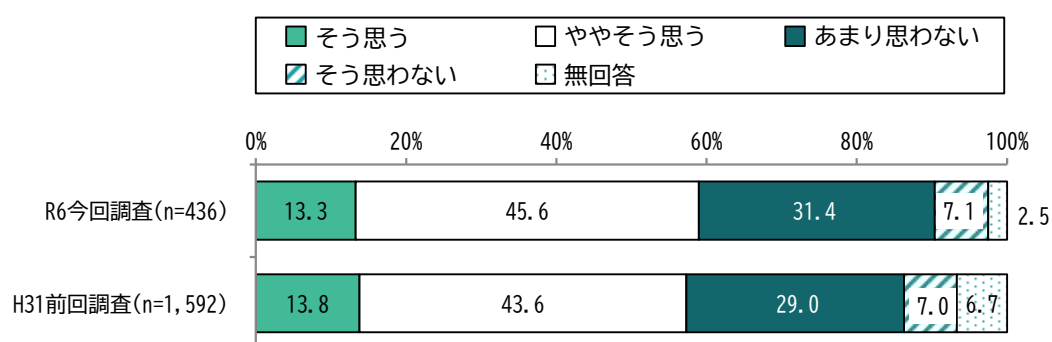
【ワークライフバランスの状況】

ワークライフバランスがとれていると感じる保護者は1割程度と低く、「やや思う」を合わせると、5割以上まで増加しています。一方、就学前保護者、小学生保護者いずれも4割弱の保護者が、ワークライフバランスがとれていないと感じており、前回よりも増加しています。

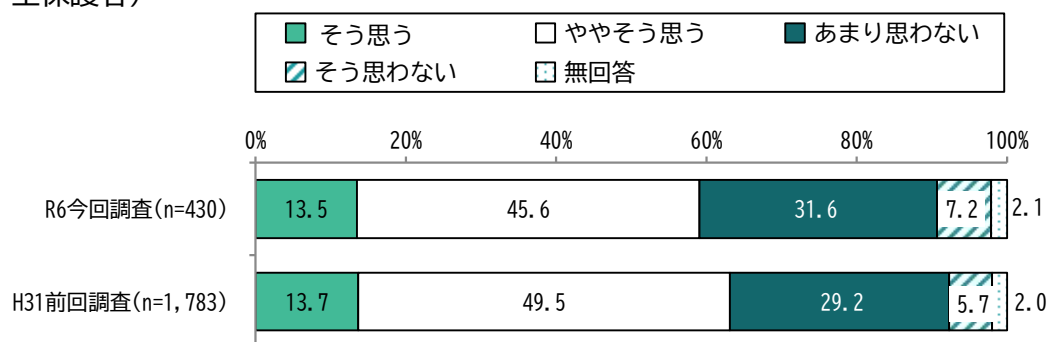
育児、介護休暇の取得促進や、多様な働き方の導入など、ワークライフバランスを実現するための一層の取り組みが求められています。

【ワークライフバランスがとれていると感じるか】

(就学前児童保護者)



(小学生保護者)



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

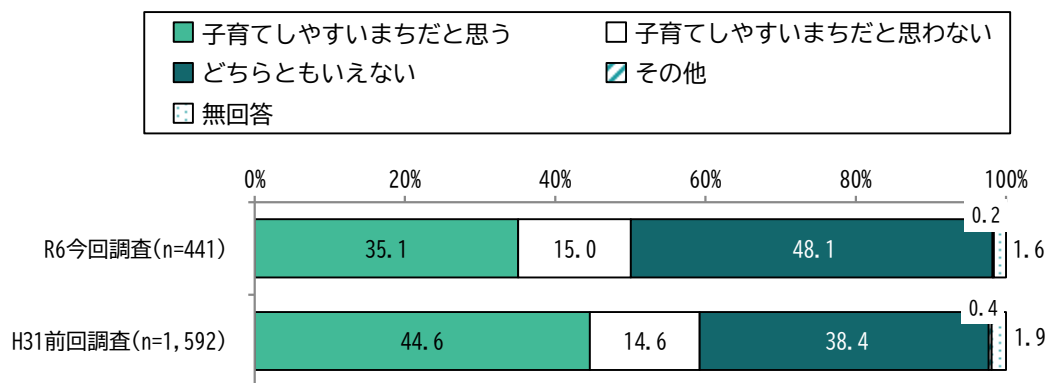
④ 子育てしやすさの評価

【観音寺市での子育てのしやすさ】

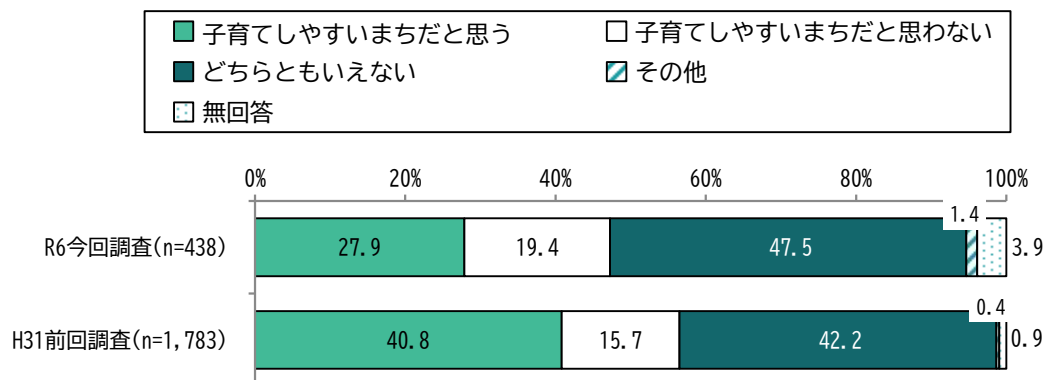
観音寺市は子育てしやすいまちだと感じている保護者は、就学前が35.1%、小学生が27.9%となっており、いずれも前回数値を下回っています。

【観音寺市は子育てしやすいまちだと思うか】

(就学前児童保護者)



(小学生保護者)



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

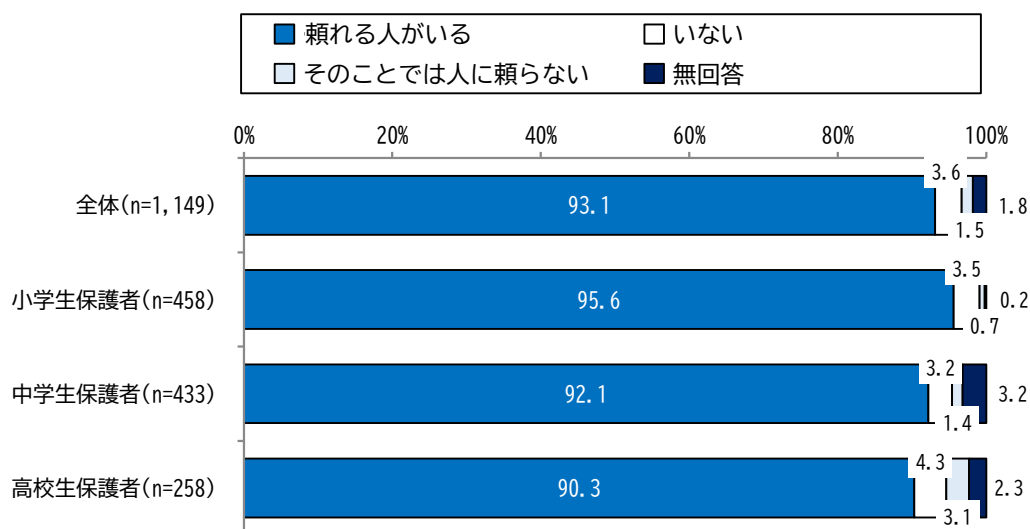
(2) 支援の必要な家庭・こどもへの支援

① 保護者への支援

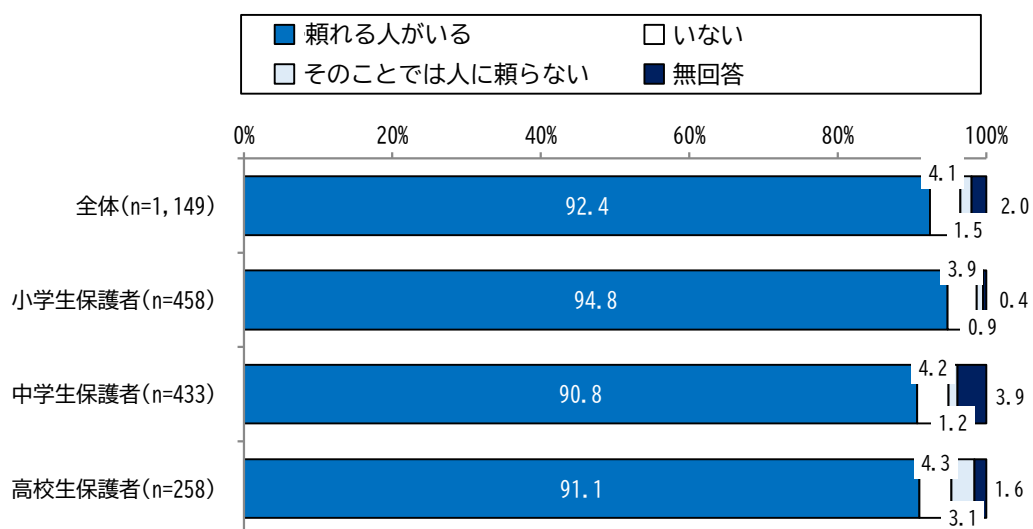
[子育てに関する相談や重要な事柄の相談]

子育てに関する相談や重要な事柄の相談で「頼れる人がいる」保護者は9割以上となっており、ほとんどの人に相談できる親族や知人等がありますが、1割弱の保護者は「頼れる人がいない・頼らない」と回答しています。

【子育てに関する相談で頼れる人がいるか】(小学生・中学生・高校生保護者)

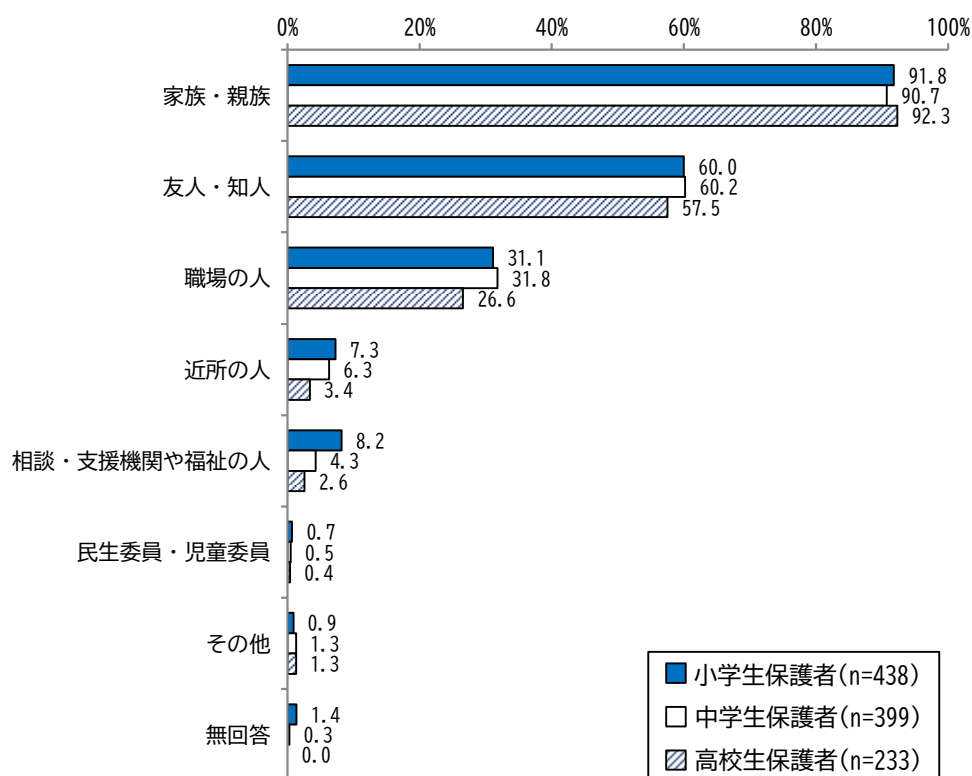


【重要な事柄の相談で頼れる人がいるか】(小学生・中学生・高校生保護者)

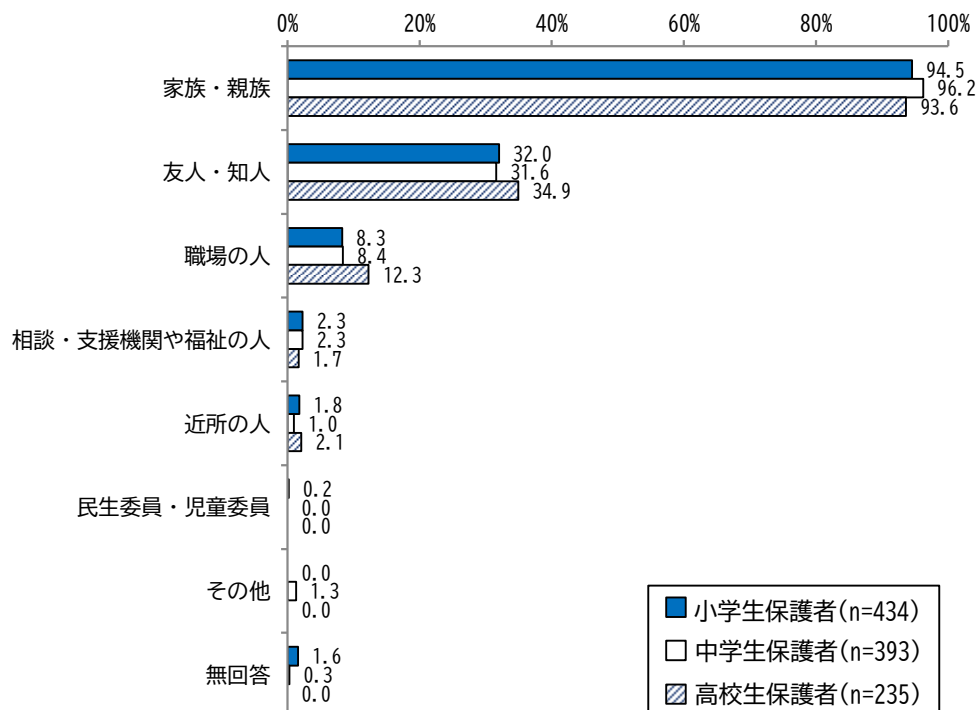


資料：子どもの生活状況調査

【子育てに関する相談で具体的な頼れる人】（小学生・中学生・高校生保護者）



【重要な事柄の相談で具体的な頼れる人】（小学生・中学生・高校生保護者）

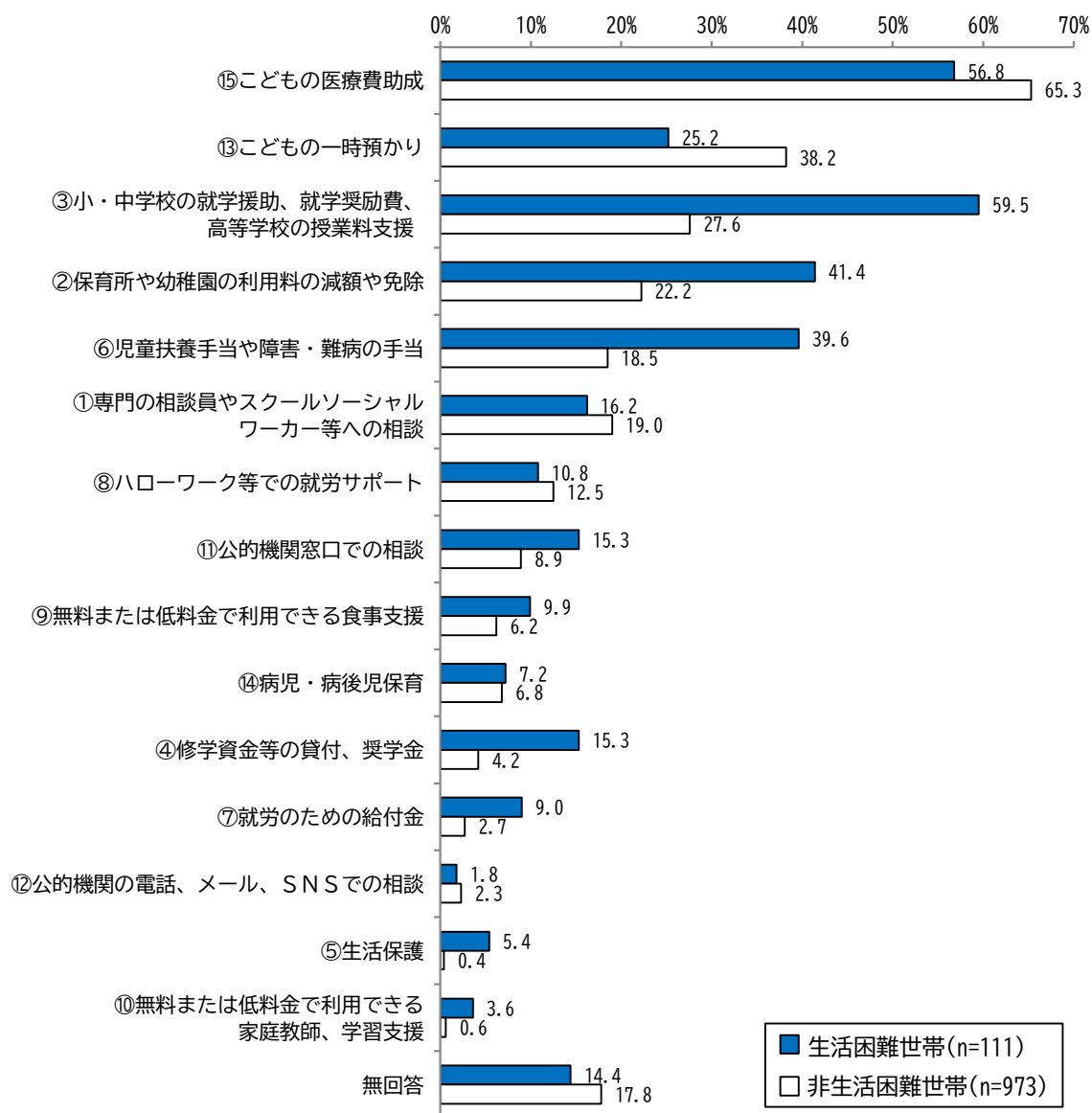


資料：子どもの生活状況調査

〔制度利用〕

生活困難世帯は、そうでない世帯に比べて支援の必要性が高いといえますが、利用したことのある制度の利用状況をみると、生活困難世帯であっても制度をほとんど利用していないと考えられる割合（無回答）も一定数見受けられます。支援が適切に必要とする方に結びつくよう、情報提供のあり方や積極的なアプローチについて検討する必要があります。

【実際に利用したことのある制度】（小学生・中学生・高校生保護者）

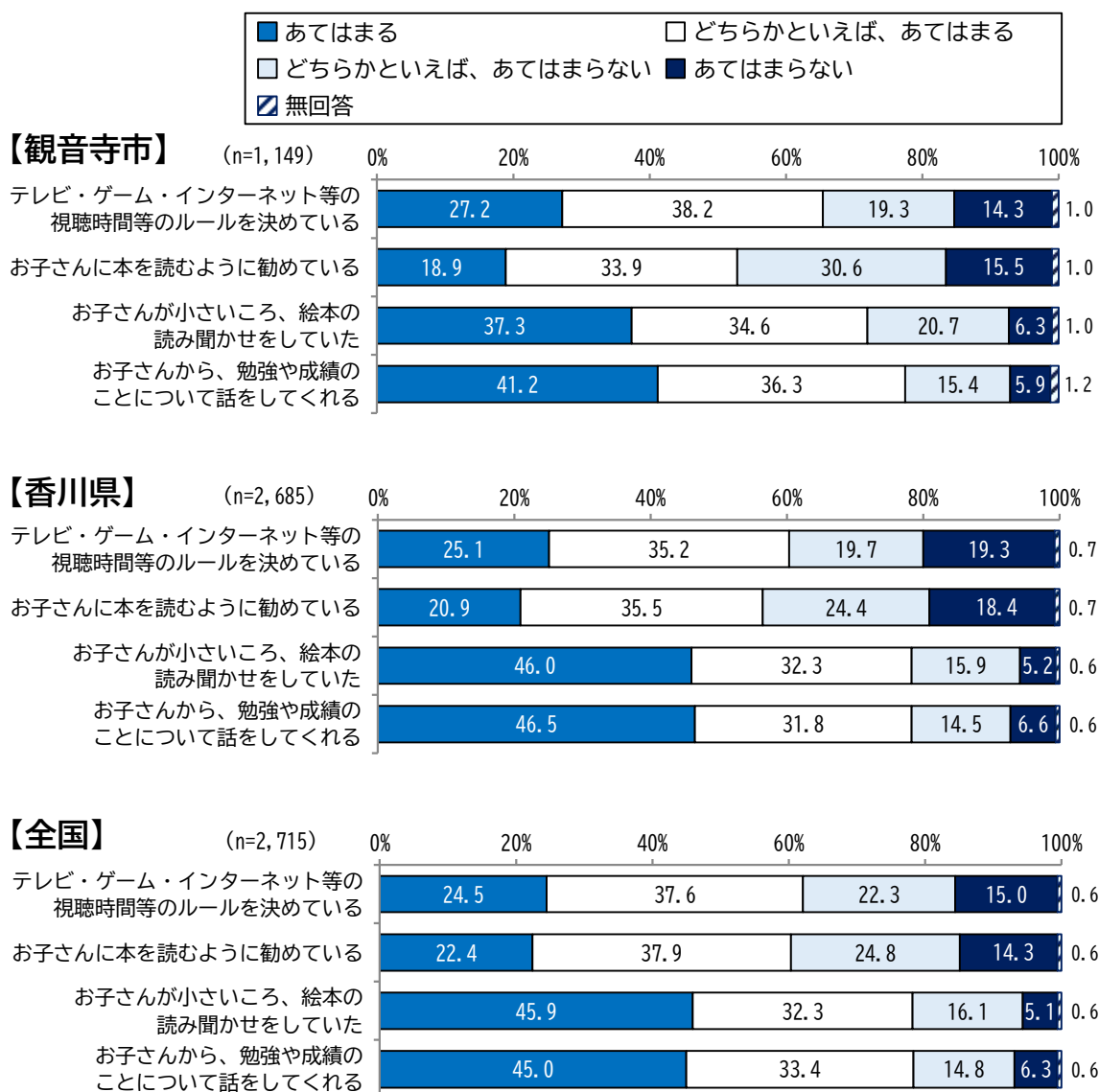


資料：子どもの生活状況調査

〔こどもとの関わり方〕

こどもとの関わり方について、本市では香川県平均、全国平均に比べて「お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた」「お子さんから勉強や成績のことについて話をしてくれる」の割合が低くなっています。親子間の適度なコミュニケーションは良好な親子関係の形成につながる事が考えられるため、保護者に向けて、こどもと向き合う時間、一緒に過ごす時間を持つなどの啓発をすることが必要です。

【こどもとの関わり方について】（小学生・中学生・高校生保護者）



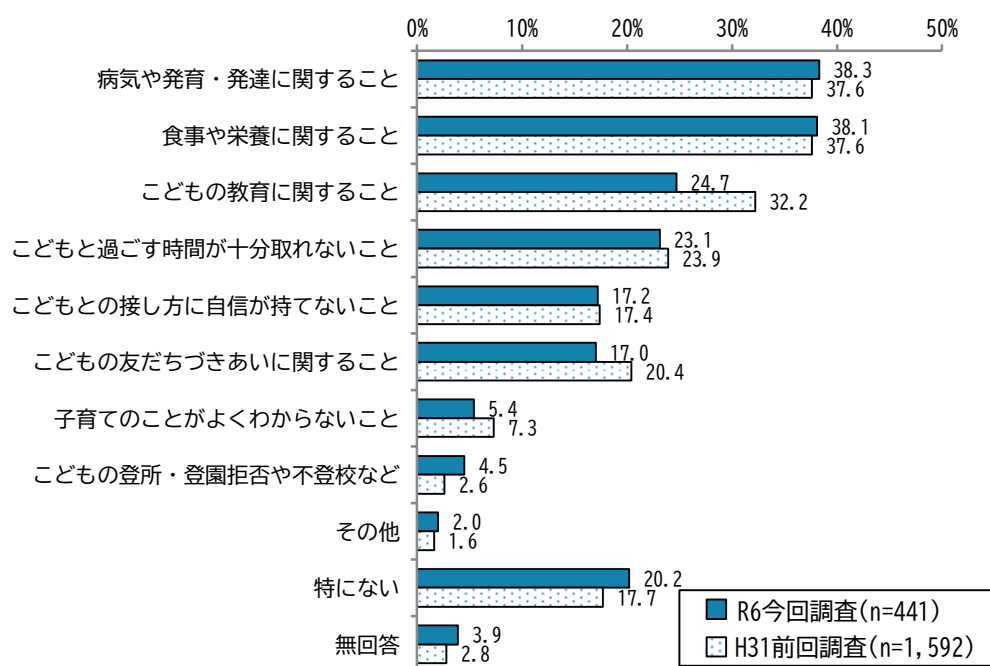
資料：子どもの生活状況調査

[子育てに関する不安や悩み：こどもに関すること]

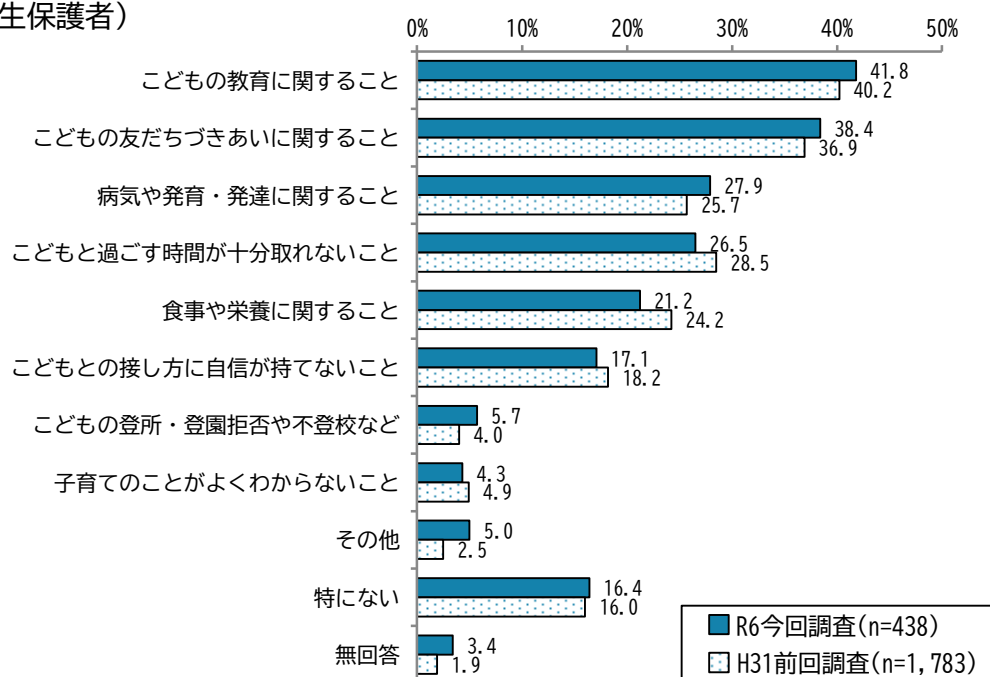
就学前保護者と小学生保護者の約8割はこどもに関して不安・悩みを感じており、その内容は就学前保護者と小学生保護者で異なります。情報提供、相談対応など、その時々に応じたサポートが課題となります。

【こどもに関する悩み】

(就学前児童保護者)



(小学生保護者)



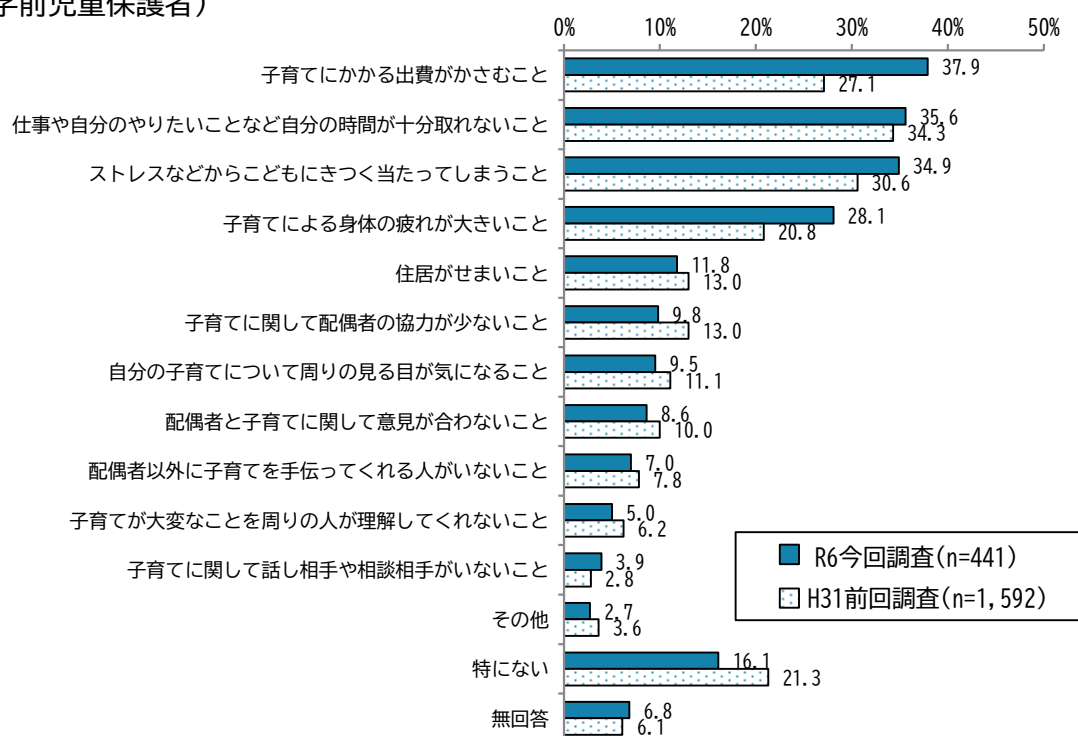
資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

【子育てに関する不安や悩み：保護者に関すること】

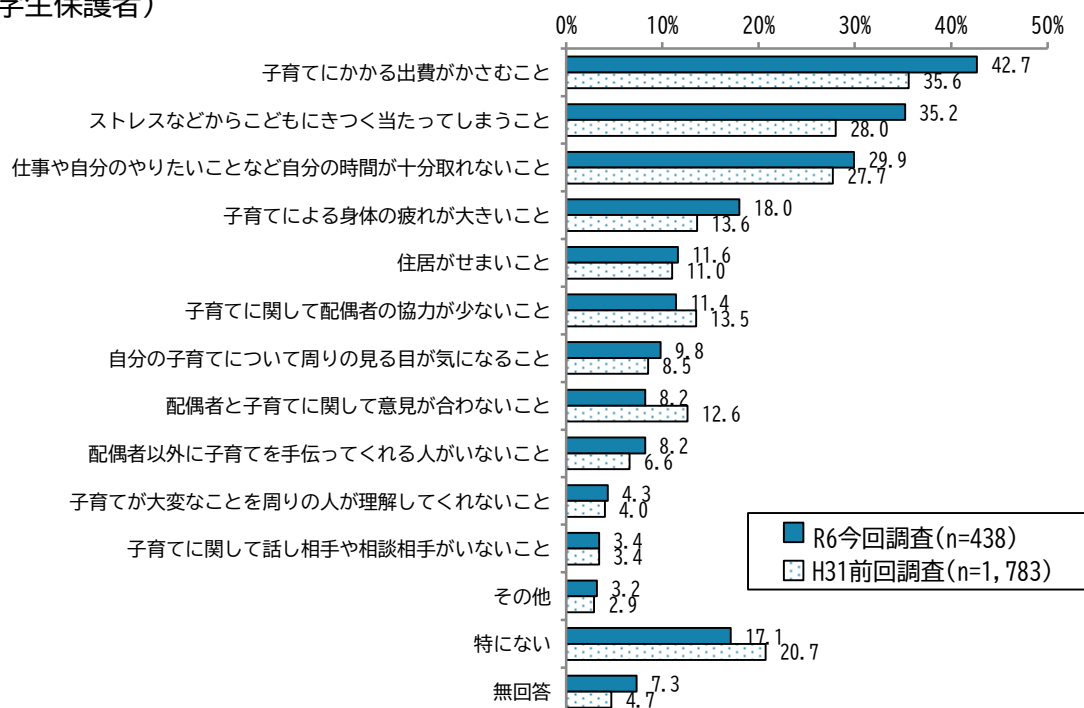
子育てに関する保護者の悩みとして、「子育てにかかる出費がかさむこと」と回答した割合が就学前保護者、小学生保護者ともに最も高く、前回調査と比較しても大きく増加しています。国等の経済的支援策に加え、市民のニーズを捉えた市独自の支援策も適宜検討する必要があります。

【保護者に関する悩み】

（就学前児童保護者）



（小学生保護者）



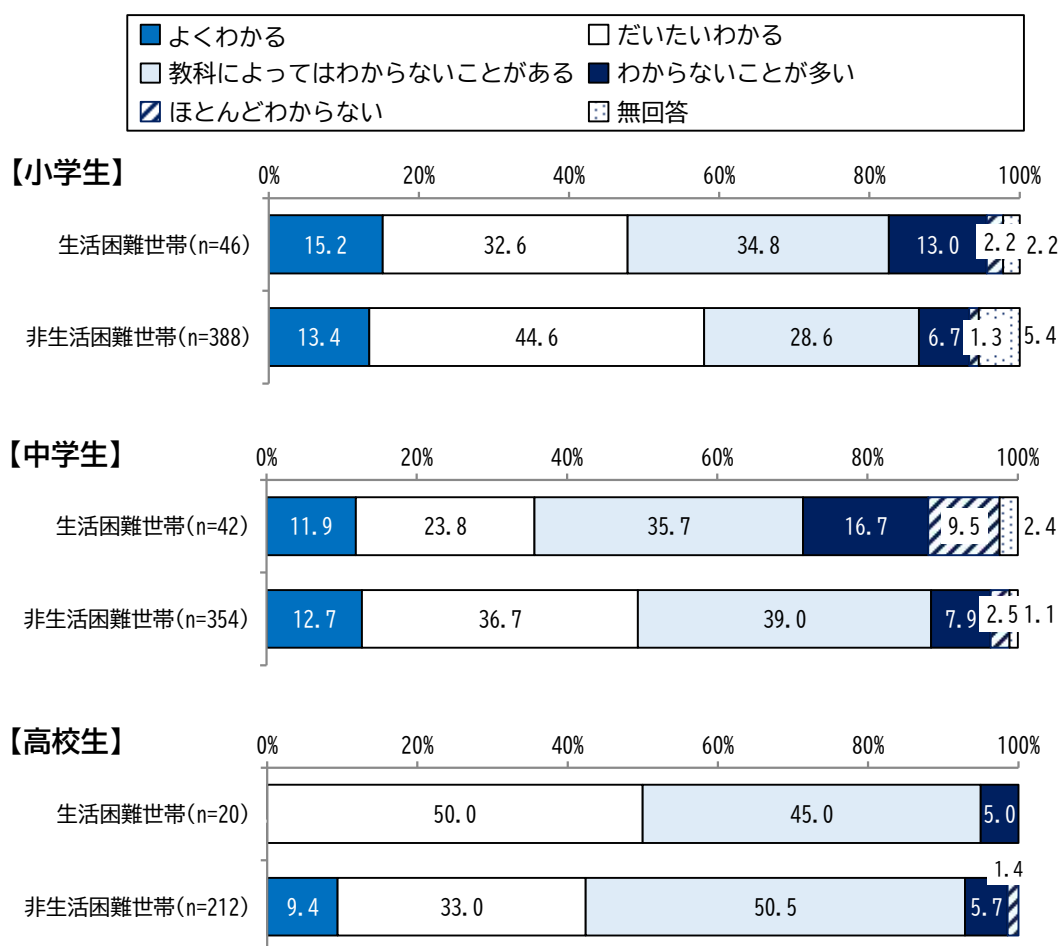
資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

② こどもの学習・進学希望

【授業の理解度】

学校の授業の理解度については、小学生、中学生の生活困難世帯では「教科によってはわからないことがある」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計割合が高くなっています。

【授業の理解度】（小学生・中学生・高校生）

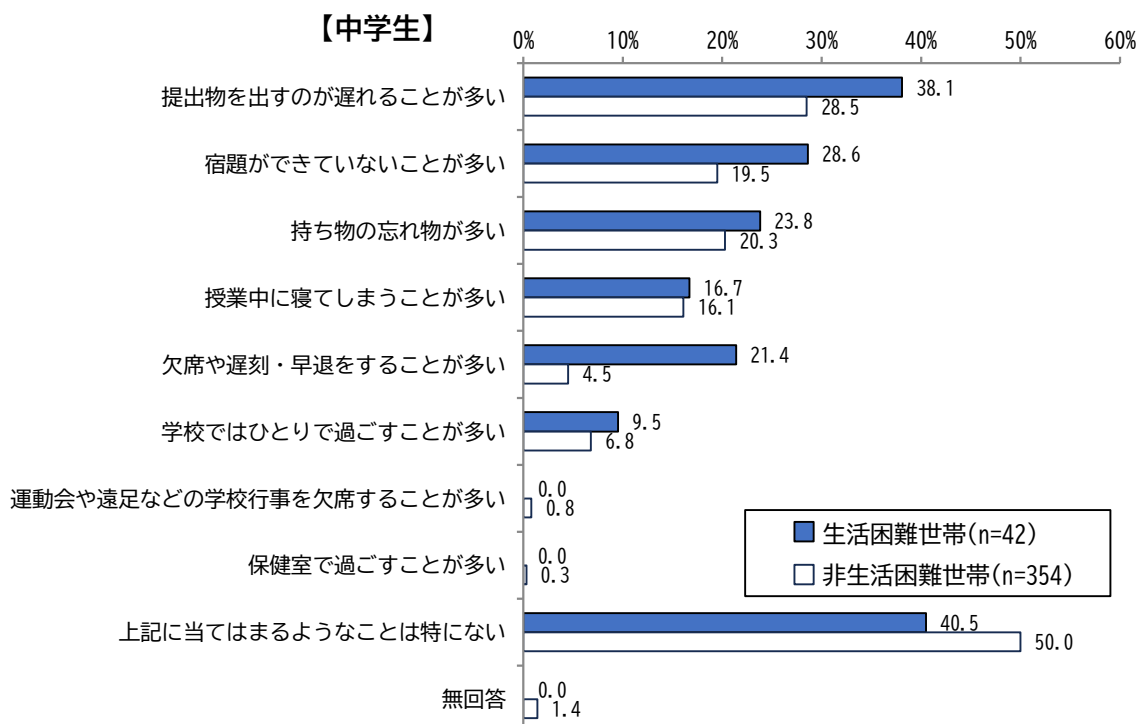
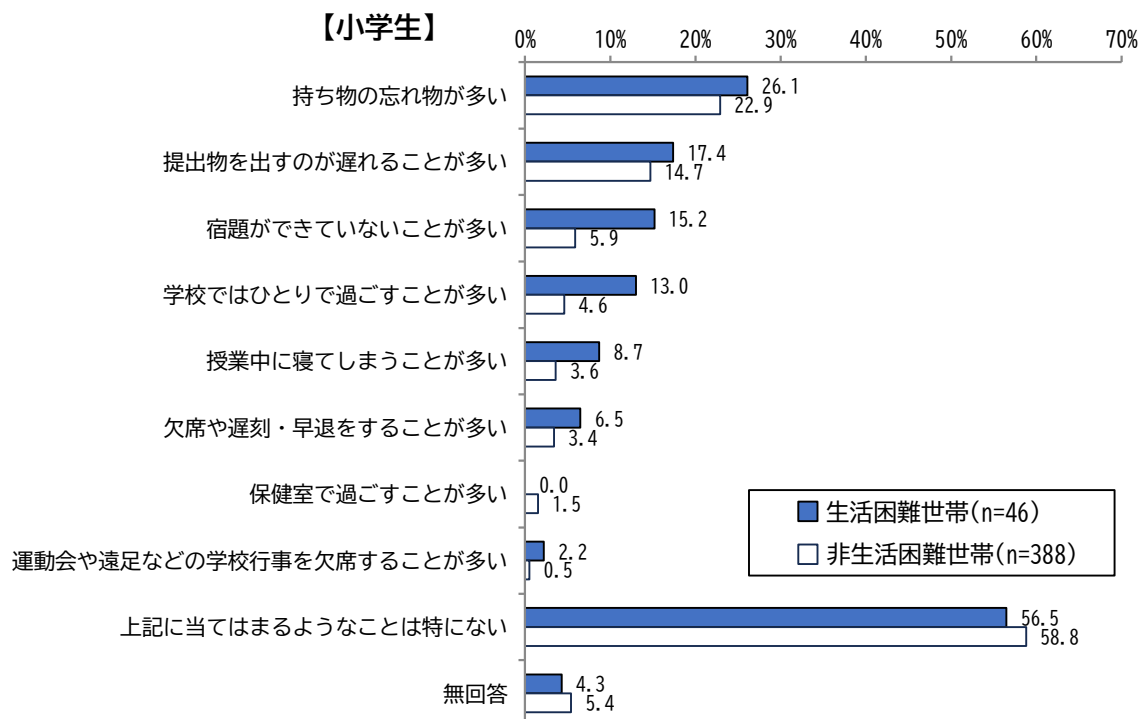


資料：子どもの生活状況調査

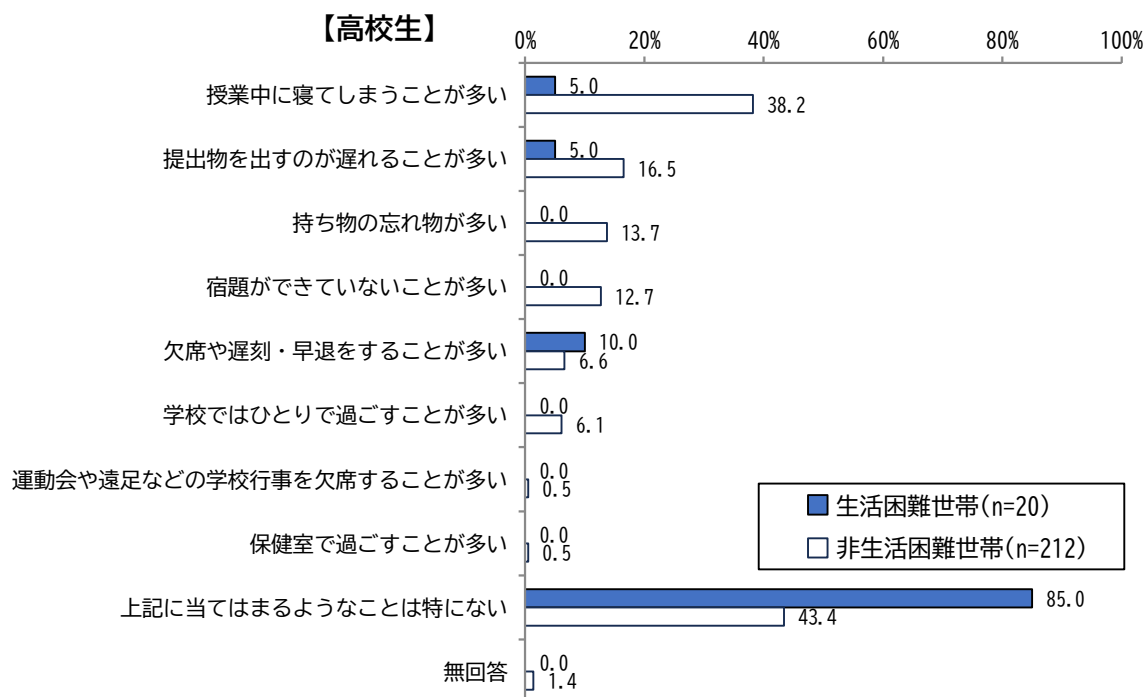
[学校生活について]

学校生活について、小学生・中学生では生活困難世帯の方が「宿題ができていないことが多い」「学校ではひとりで過ごすことが多い」「授業中に寝てしまうことが多い」「欠席や遅刻・早退をすることが多い」といった項目があてはまる傾向がみられます。

【学校生活で経験したことがある出来事】（小学生・中学生・高校生）



資料：子どもの生活状況調査



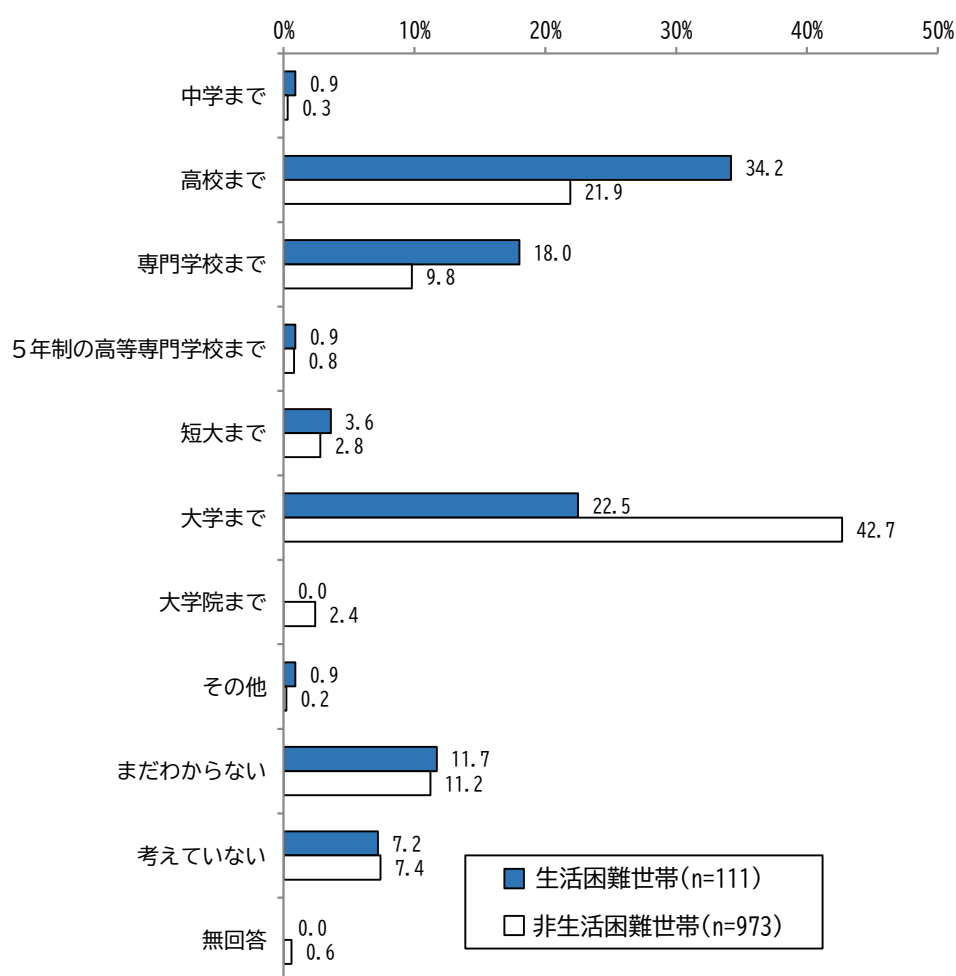
資料：子どもの生活状況調査



[こどもの進路]

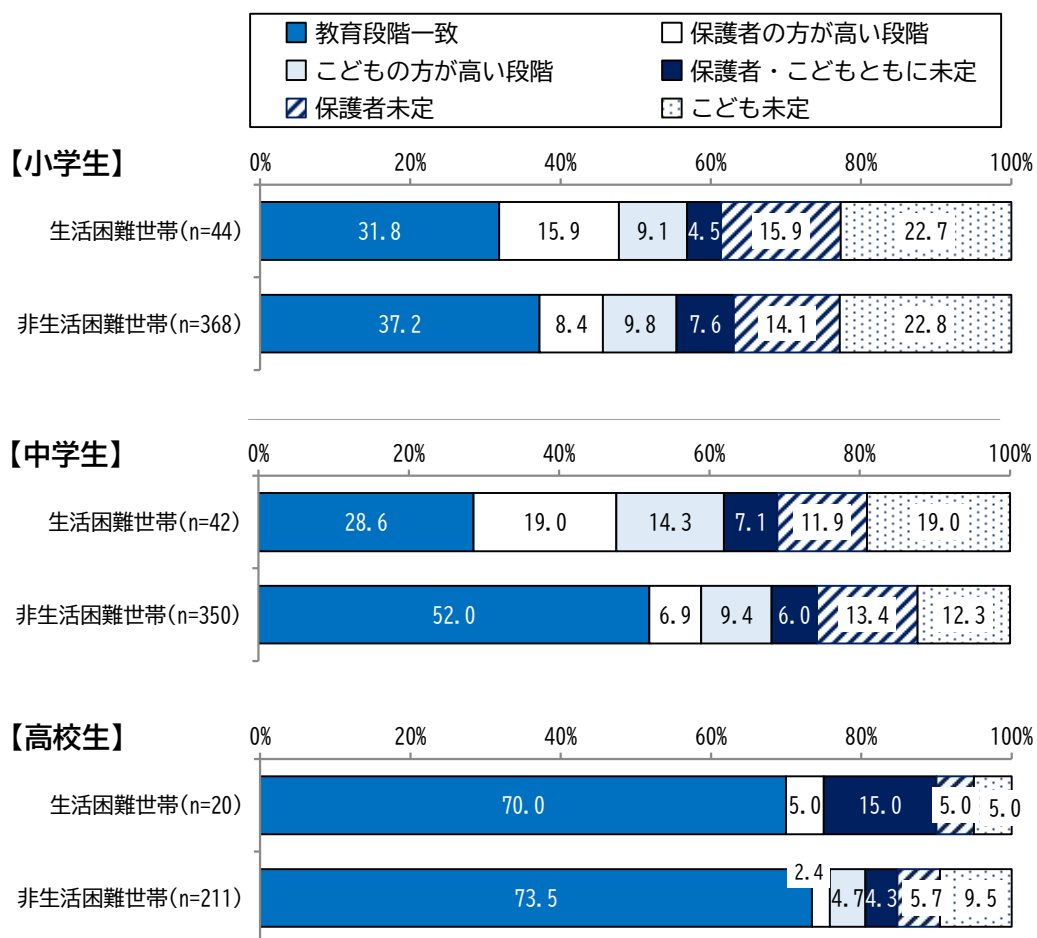
生活困難世帯において、こどもの進路や教育費は大きな悩みとなっています。希望するこどもの最終学歴では、非生活困難世帯に比べて生活困難世帯では「高校まで」とする割合が高くなる傾向がみられました。こどもと保護者の進路希望の一致・不一致の状況をみても、非生活困難世帯の方が「教育段階一致（こどもと保護者の進路希望がマッチしている）」が多いことから、将来の進学の際に経済面で困らないよう、市は支援制度の情報提供を積極的に行っていく必要があります。

【こどもがどこまで進学すると思うか】（小学生・中学生・高校生保護者）



資料：子どもの生活状況調査

【保護者とこどもの教育段階の一致・不一致】（小学生・中学生・高校生）



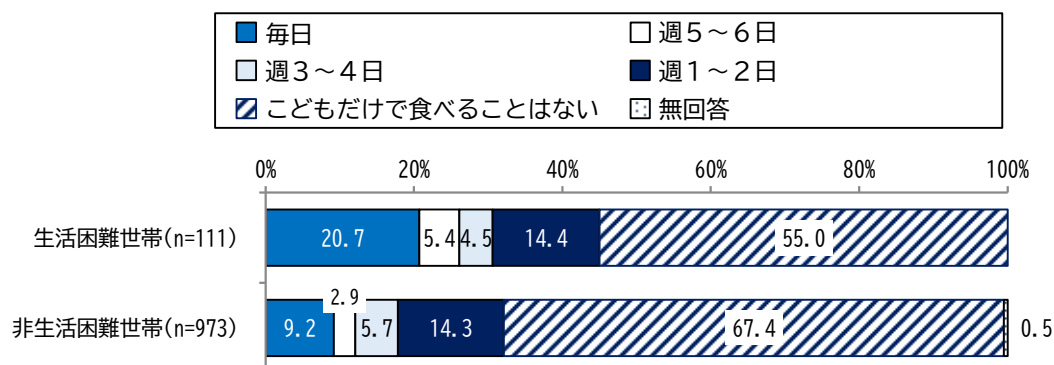
資料：子どもの生活状況調査

③ こどもの生活状況

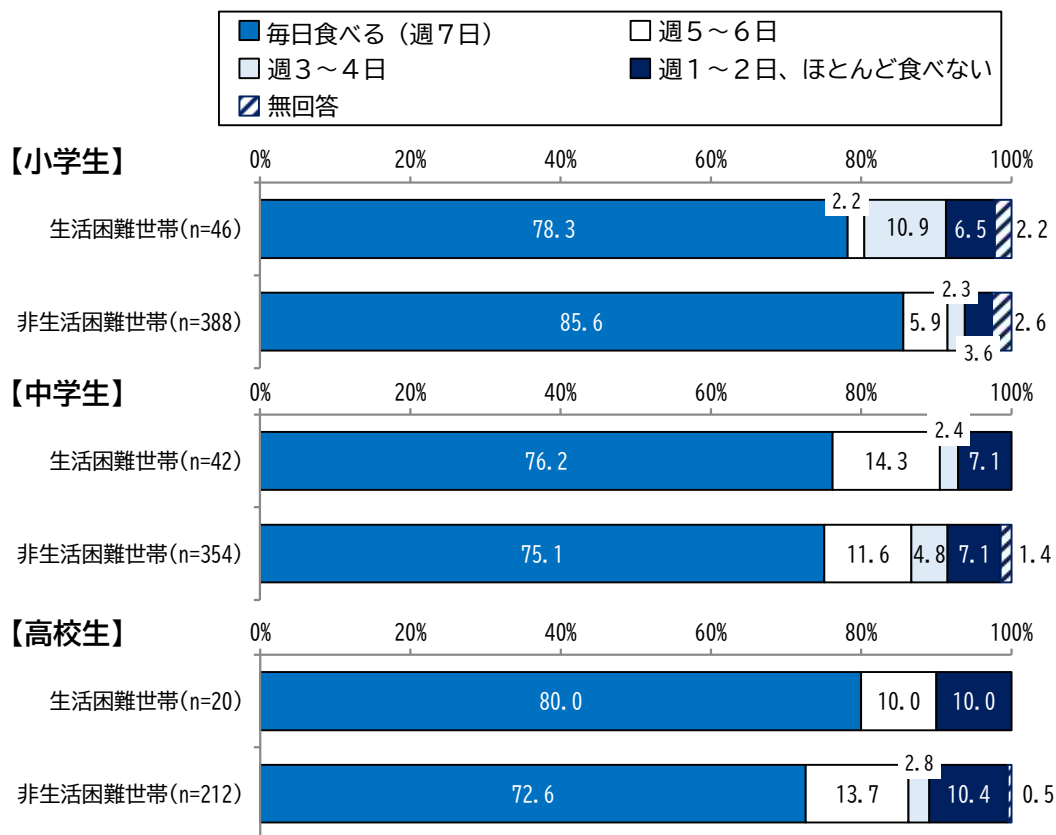
【こどもの食生活について】

小学生では、非生活困難世帯に比べて生活困難世帯では朝食を毎日食べる割合が低くなっています。また、生活困難世帯の方がこどもだけで晩ご飯を食べる割合が高い傾向があります。成長期においては3食食べることや食事バランスに気をつけることの重要性について、親とこどもの双方に啓発していく必要があります。

【1週間のうちにこどもだけで晩ご飯を食べる頻度】（小学生・中学生・高校生保護者）



【朝食を食べる頻度】（小学生・中学生・高校生）

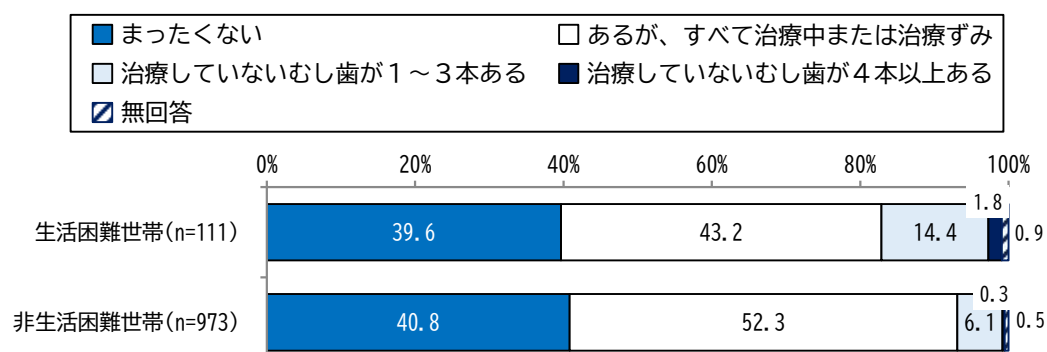


資料：子どもの生活状況調査

〔虫歯の状況〕

生活困難世帯では非生活困難世帯に比べて、むし歯の状況について、「治療していないむし歯が1～3本ある」の割合が高くなっています。むし歯のない口腔環境に向けて、乳幼児期からの指導が重要です。

〔虫歯の有無〕（小学生・中学生・高校生保護者）

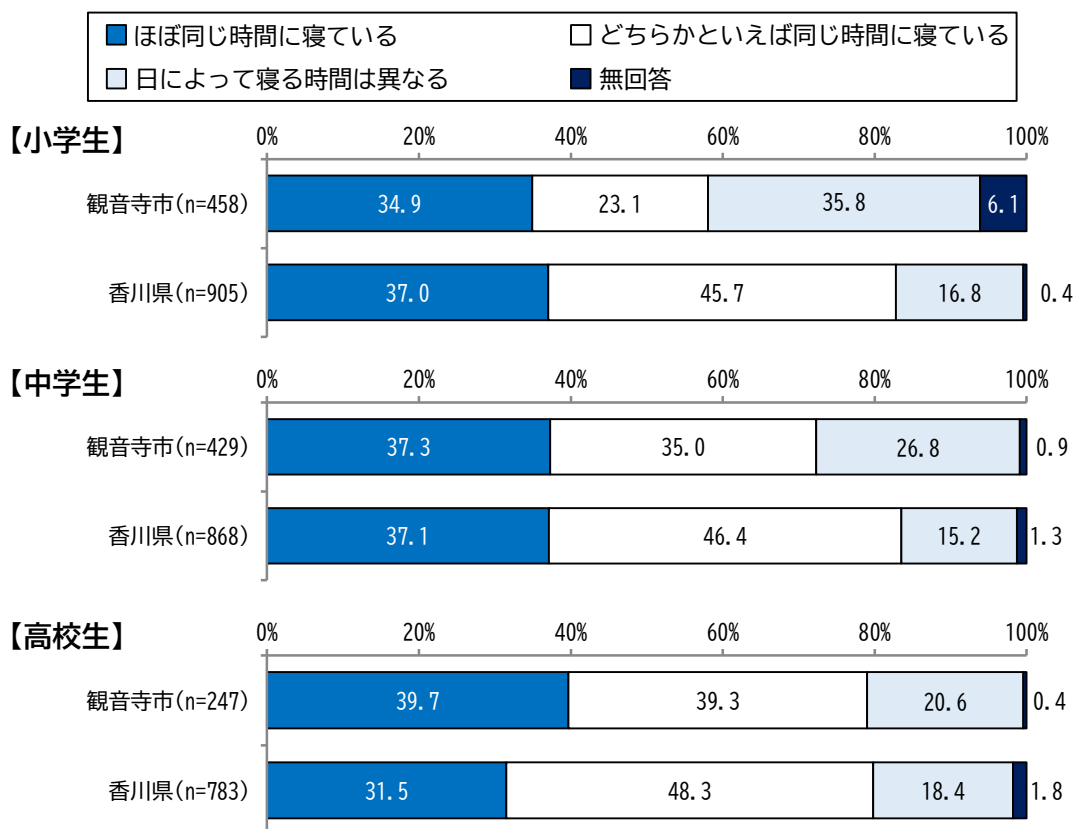


資料：子どもの生活状況調査

〔こどもの就寝時間〕

就寝時間について、本市では県平均に比べて「日によって寝る時間は異なる」割合が小学生・中学生で高く、規則正しい生活習慣に関する指導が必要です。

〔就寝時間〕（小学生・中学生・高校生）

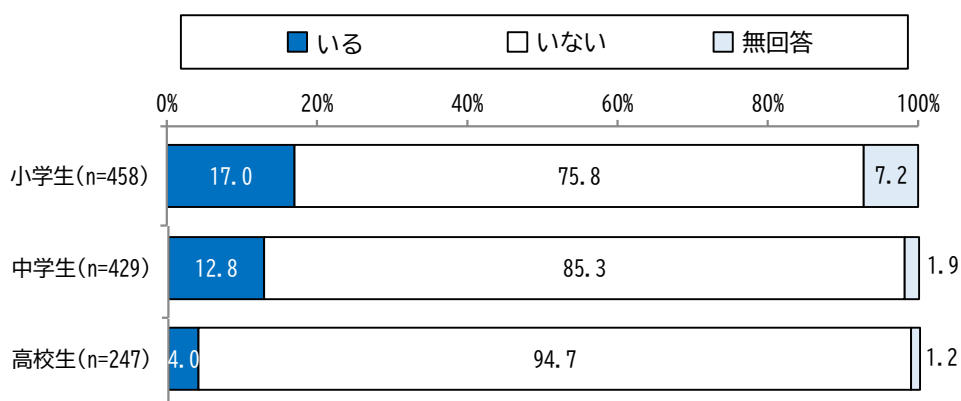


資料：子どもの生活状況調査

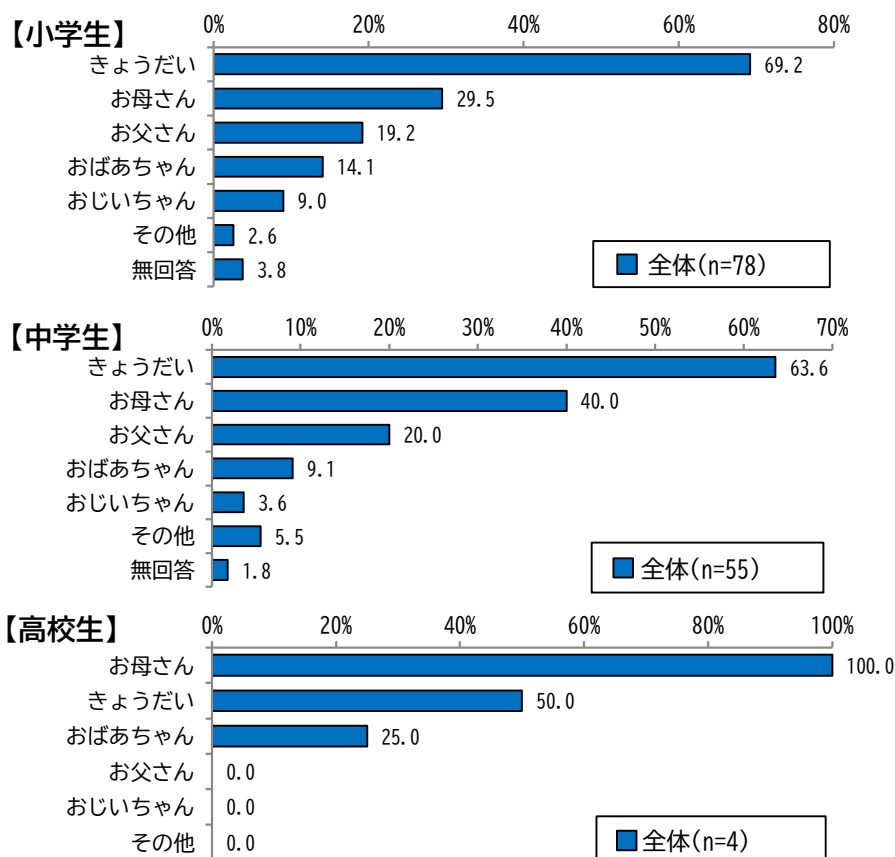
[ヤングケアラー⁵について]

家族の中でお手伝いを含めお世話をしている人がいるこどもは、小学生で17.0%、中学生で12.8%、高校生で4.0%となっています。小学生・中学生では「兄弟姉妹」、高校生では「母親」の世話をしているケースが多くなっています。ヤングケアラーの発見や支援につなげるためにも、ヤングケアラー概念の周知啓発を進めることが重要です。

【家族にお世話をしている人がいるか】（小学生・中学生・高校生）



【誰の世話をしているか】（小学生・中学生・高校生）



資料：子どもの生活状況調査

⁵ ヤングケアラー／家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。

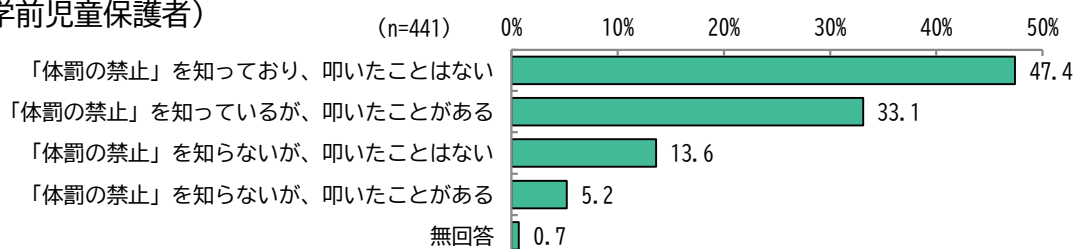
④ 児童虐待の防止

[体罰について]

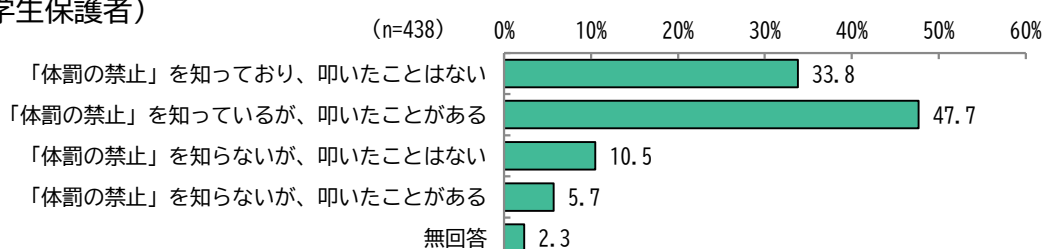
体罰の禁止が法律に定められたことを知っている割合は就学前保護者で 80.5%、小学生保護者で 81.5%、こどもを叩いたことがある割合は就学前保護者で 38.3%、小学生保護者で 53.4%となっています。しつけと体罰の違い等について保護者に周知・啓発するとともに、子育てのストレスから手をあげることがないよう、子育てについて不安・負担を抱え込んでいる保護者に対するケアが課題となります。

【体罰に関する法律の認知度とこどもを叩いた経験の有無】

(就学前児童保護者)



(小学生保護者)

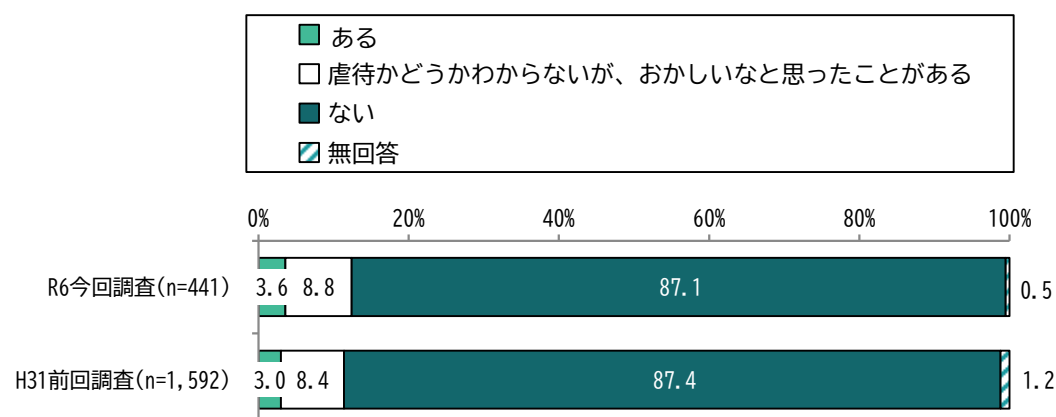


資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

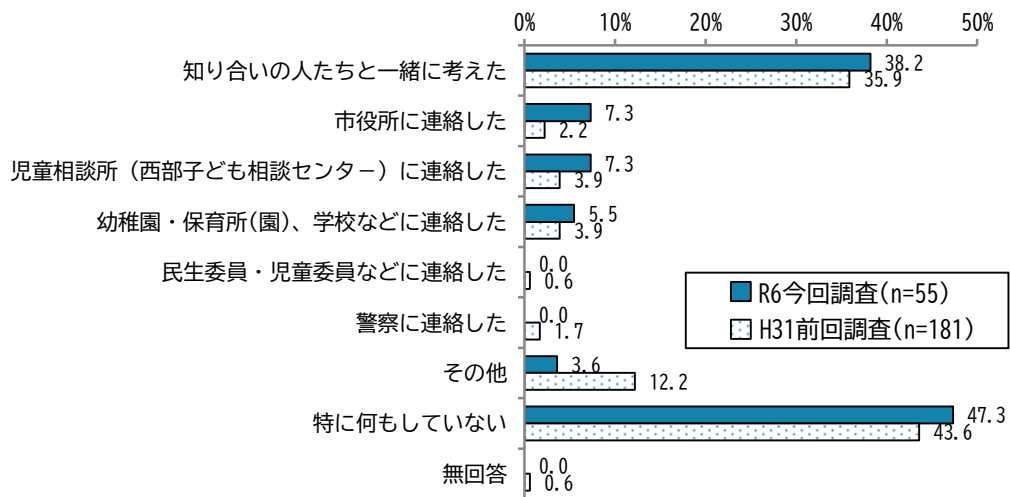
[虐待を見聞きした経験と対応]

こどもの虐待を見聞きした経験は、小学生保護者で「見聞きした／おかしいなと思ったことがある」の割合が前回調査より増加しています。虐待を見聞きした際に市役所等の機関に連絡した割合も増加しており、こうした場合の窓口の周知を継続的に行う必要があります。

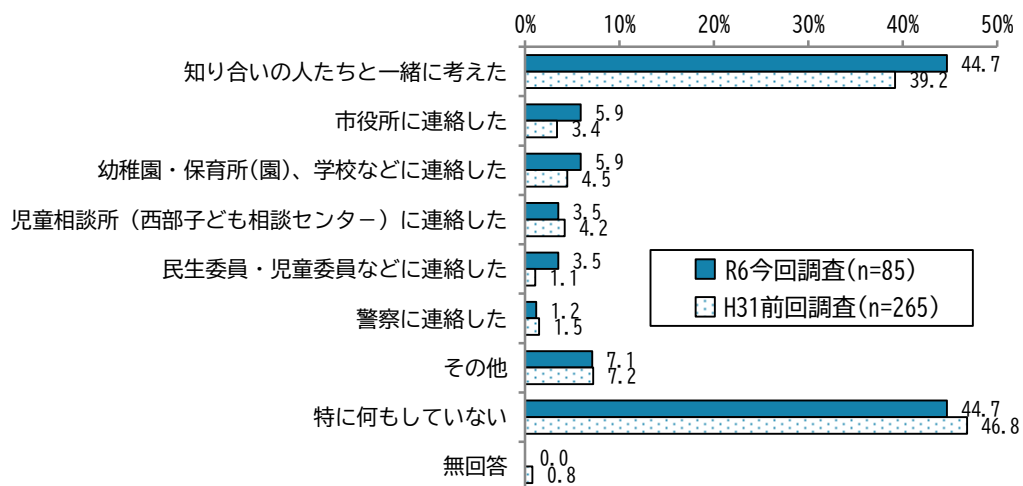
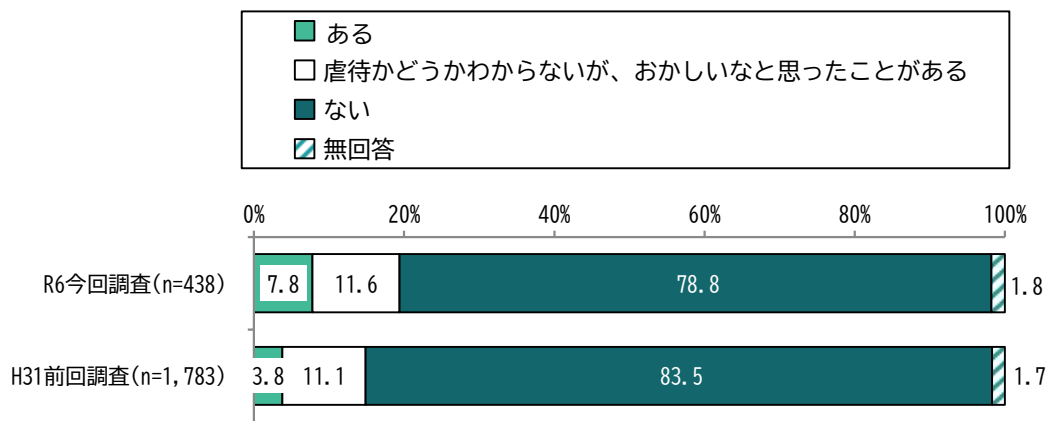
【虐待を見聞きした経験とその時の対応】(就学前児童保護者)



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査



【虐待を見聞きした経験とその時の対応】（小学生保護者）



資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

(3) こども・若者の健全育成

① こどもの居場所

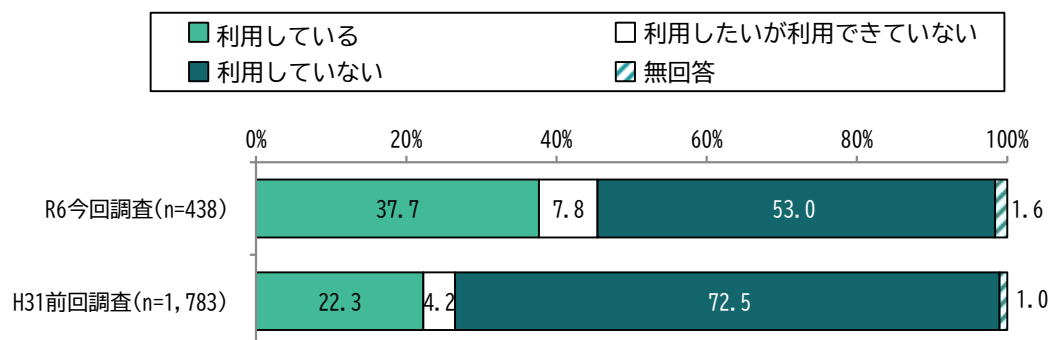
[放課後児童クラブの利用状況・利用意向]

小学生保護者の放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」(37.7%)、「利用したいが利用できていない」(7.8%)となっていますが、就学前保護者の放課後児童クラブの利用意向は低学年 58.0%、高学年 31.8%となっています。小学校進学時には放課後の預かりサービスを利用する意向が高まることを見込まれるため、見込み量に応じた受け皿の確保が課題となります。

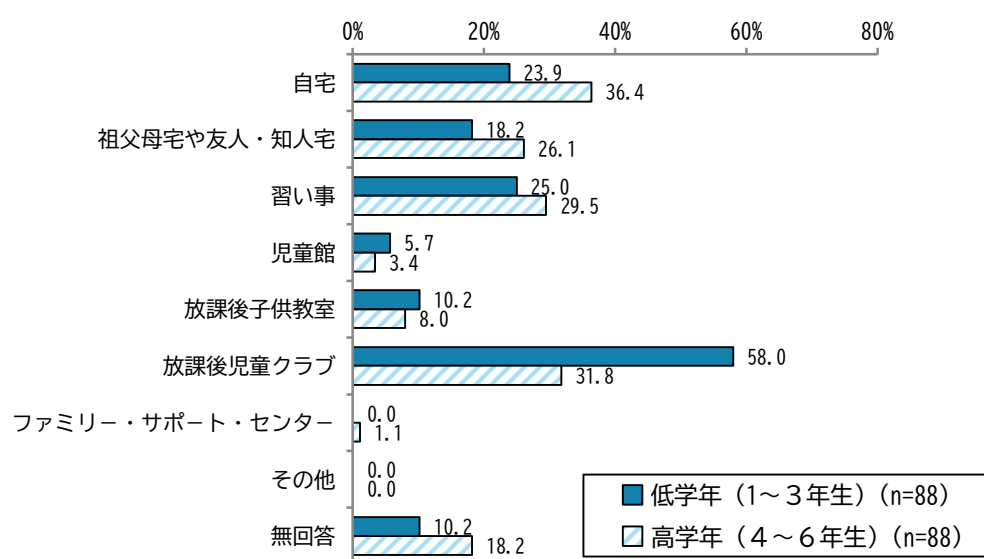
[放課後子供教室の利用意向]

就学前保護者の放課後子供教室の利用意向は低学年 10.2%、高学年 8.0%となっており、放課後児童クラブと併せて放課後児童対策の受け皿を検討する必要があります。

【放課後児童クラブの利用状況】(小学生保護者)



【小学校就学後の放課後児童クラブ・放課後子供教室の利用意向】(就学前児童保護者)

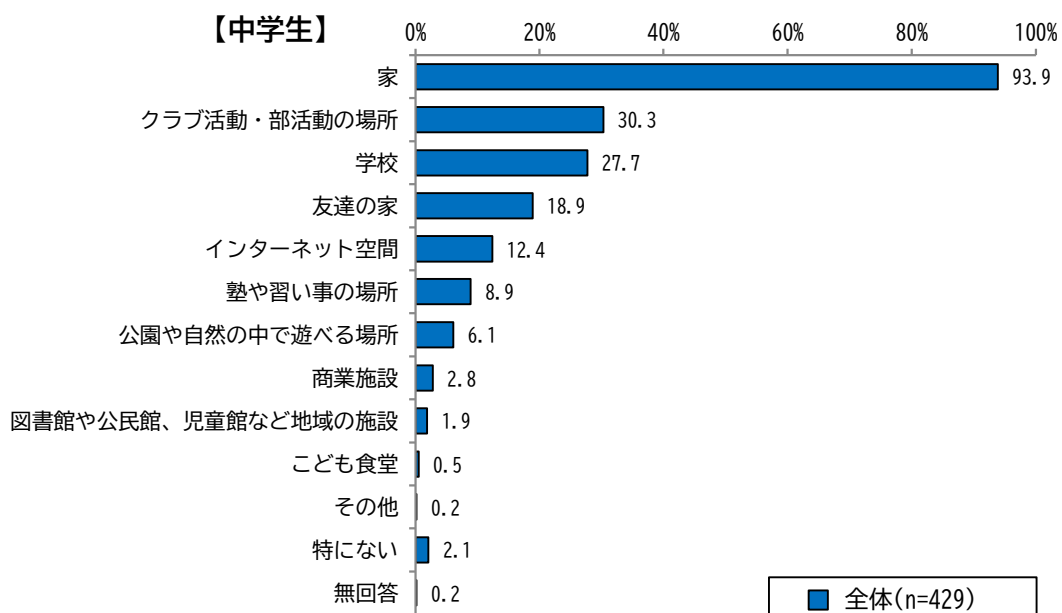
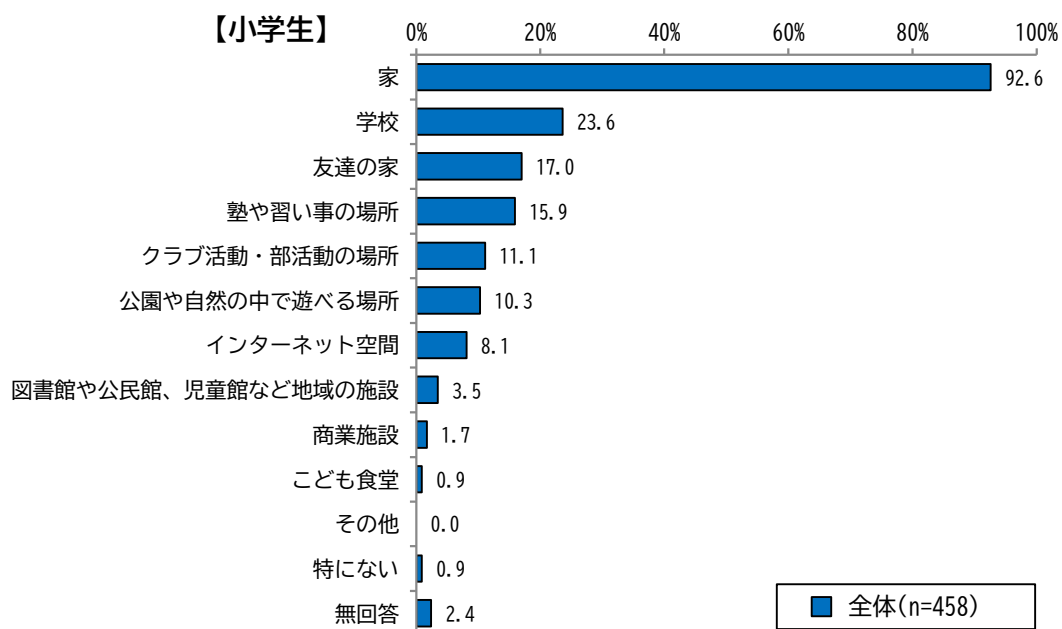


資料：子ども・子育てに関するアンケート調査

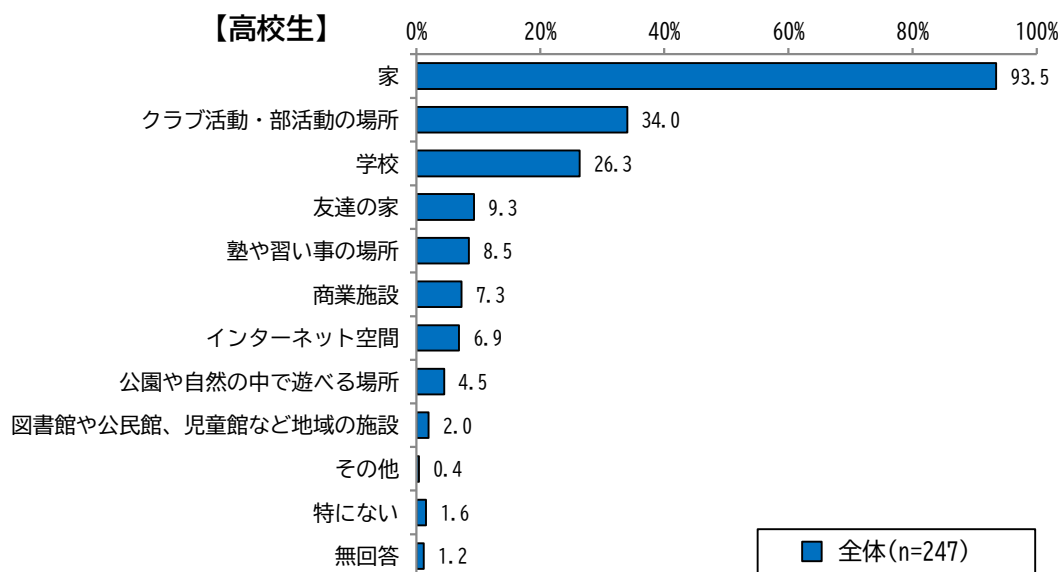
〔自身の居場所について〕

小学生・中学生・高校生の自身が考える「居場所」について、必ずしも家が居場所ではないと感じている子どもが一定数存在することがうかがえます。

【こども自身が考える居場所】（小学生・中学生・高校生）



資料：子どもの生活状況調査



資料：子どもの生活状況調査

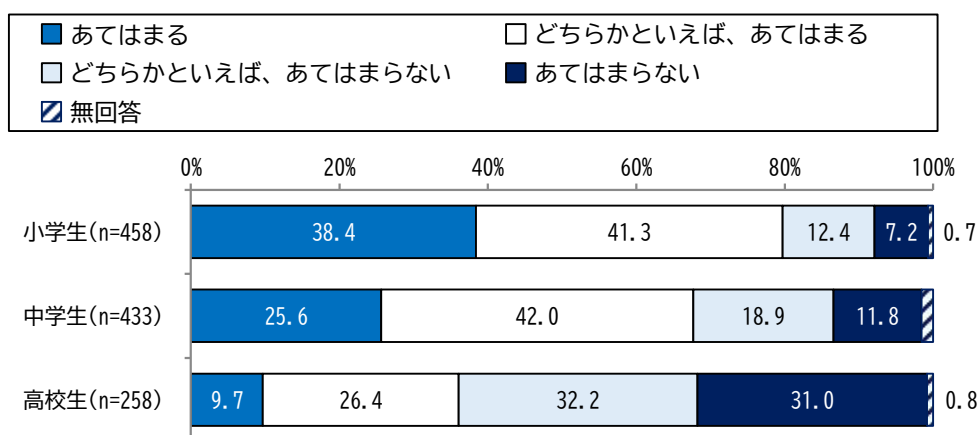
② 情報教育

【テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルール】

テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている家庭は、小学生保護者で 79.7%、中学生保護者で 67.6%、高校生保護者で 36.1%と、こどもが大きくなるにつれてルールを決めている世帯が減少しています。インターネットにはらむ危険性などについて学ぶ情報教育の実施や家庭における情報教育を促進することが課題となります。

【テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている】

(小学生・中学生・高校生)



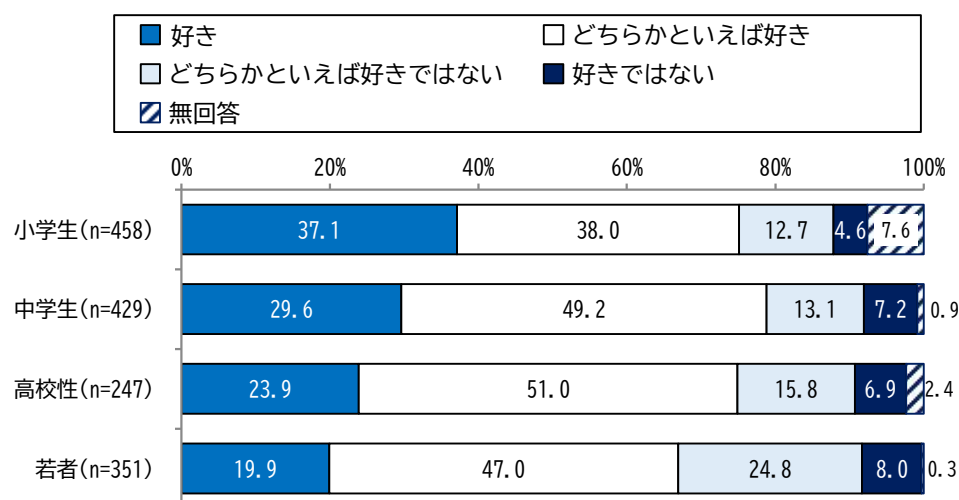
資料：子どもの生活状況調査

③ 自尊感情

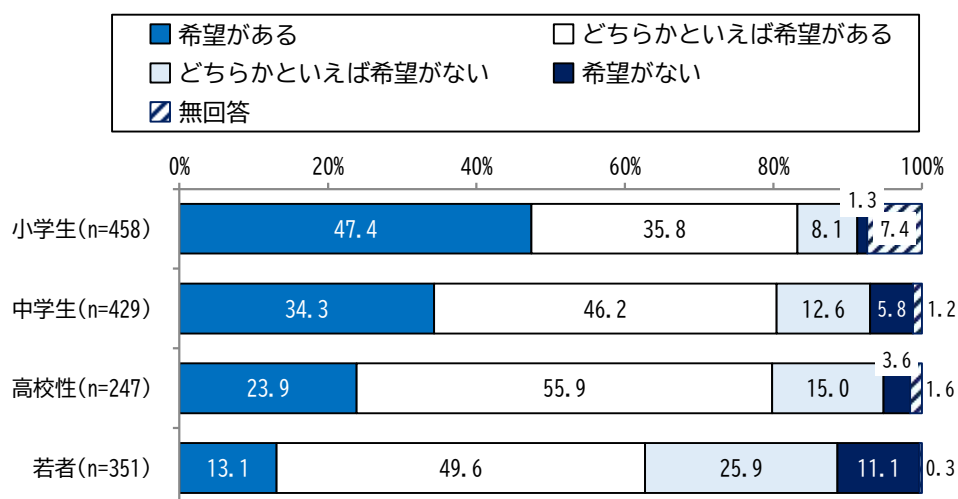
〔自尊感情と将来についての希望の有無〕

「今の自分のことが好きか」「自分の将来について明るい希望を持っているか」について、小学生から若者（18～39 歳）まで年齢が上がるにつれて「好き」「希望がある」割合が減少しており、こどもの自尊感情や自己肯定感を高める指導や教育が求められています。

【自分のことが好きか】（小学生・中学生・高校生・若者【18～39 歳】）



【自分の将来について明るい希望を持っているか】（小学生・中学生・高校生・若者【18～39 歳】）



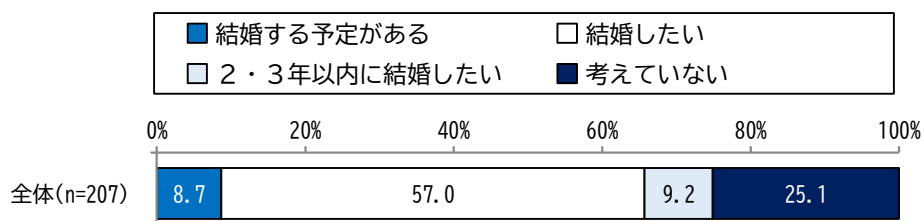
資料：子どもの生活状況調査
資料：子ども・若者の意識に関する調査

(4) 若者の結婚観・家族観

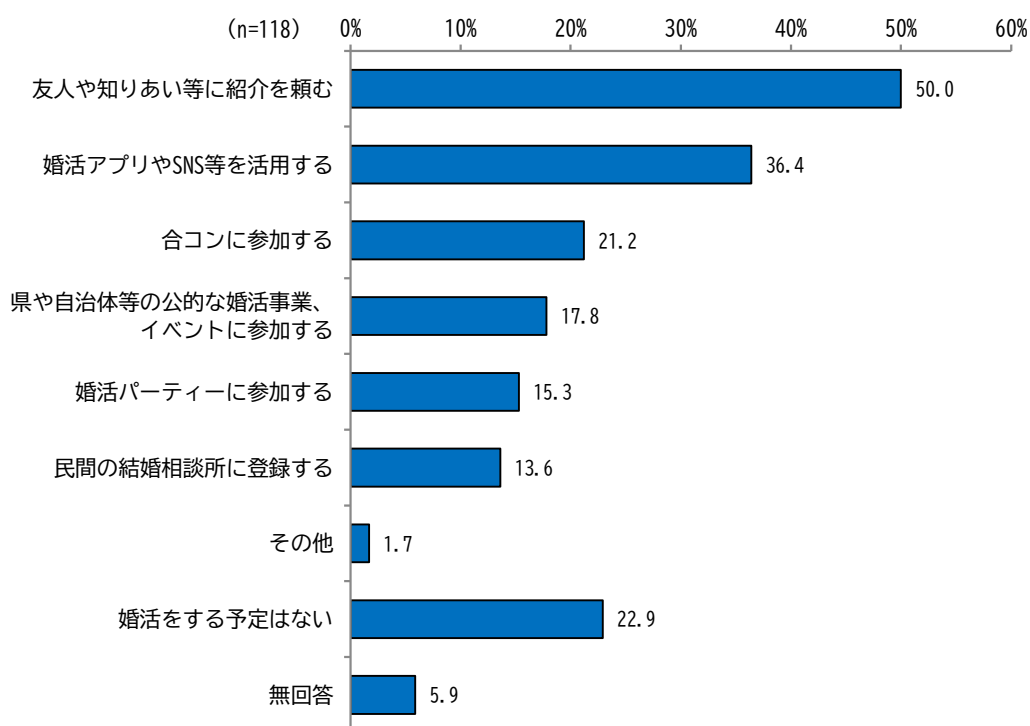
【結婚についての気持ち】

未婚の若者の結婚についての気持ちは、「予定がある・結婚したい」が74.9%、「結婚を考えていない」が25.1%となっています。結婚したい人の約7割は何らかの婚活を考えており、「友人や知りあいの紹介」「婚活アプリやSNS等」が多くなっています。

【結婚についての気持ち】（未婚の若者【18～39歳】）



【婚活をしたらどのようなことを行いたいのか】（未婚の若者【18～39歳】）

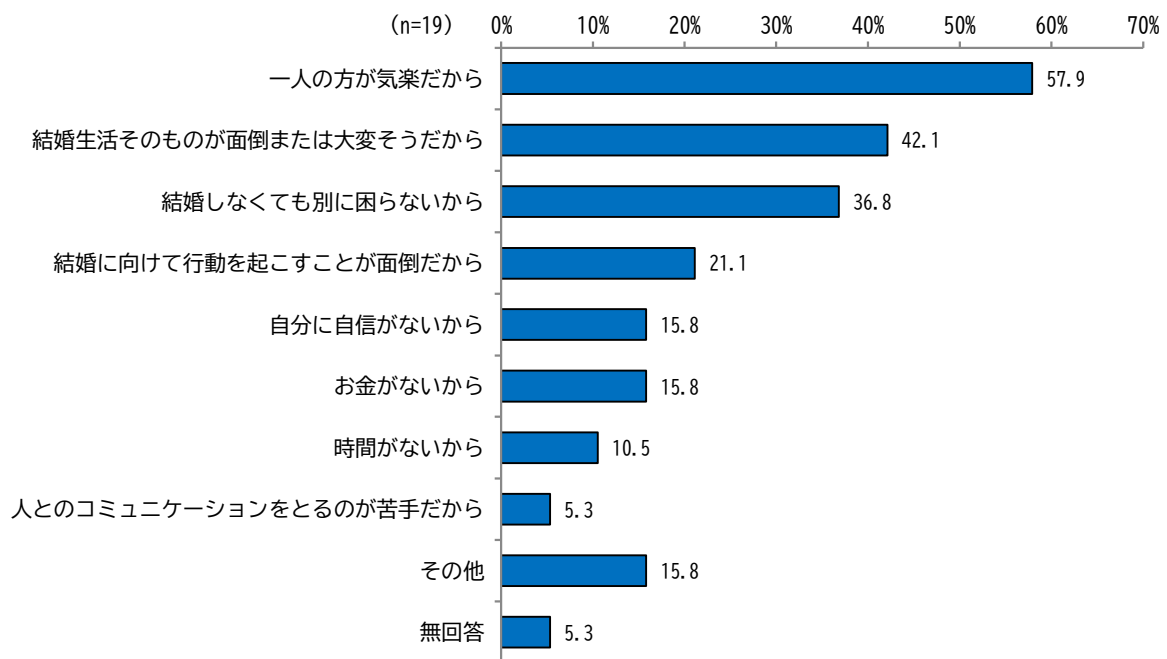


資料：子ども・若者の意識に関する調査

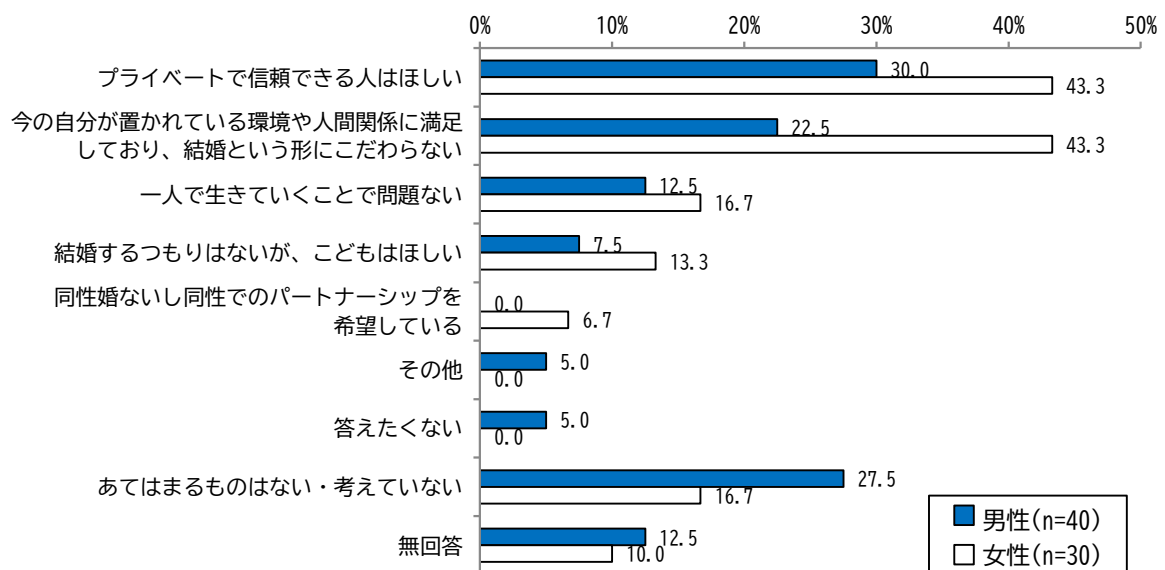
【結婚を考えていない理由】

結婚を考えていない人の結婚するつもりがない理由は、「一人の方が気楽」「結婚生活が面倒または大変そう」「結婚しなくても別に困らないから」が多くなっています。結婚を考えていない人が思い描く家族形態は「プライベートで信頼できる人はほしい」「今の環境や人間関係に満足しており、結婚にはこだわらない」と回答する割合が高く、女性では「結婚するつもりはないが、こどもはほしい」「同性婚ないし同性でのパートナーシップを希望している」が男性より高くなっています。結婚観や家族観が多様化する中で、一人ひとりが生きやすい環境整備を検討していく必要があります。

【結婚するつもりがない理由】（未婚の若者【18～39 歳】）



【結婚するつもりがない人の思い描く家族形態】（未婚の若者【18～39 歳】）



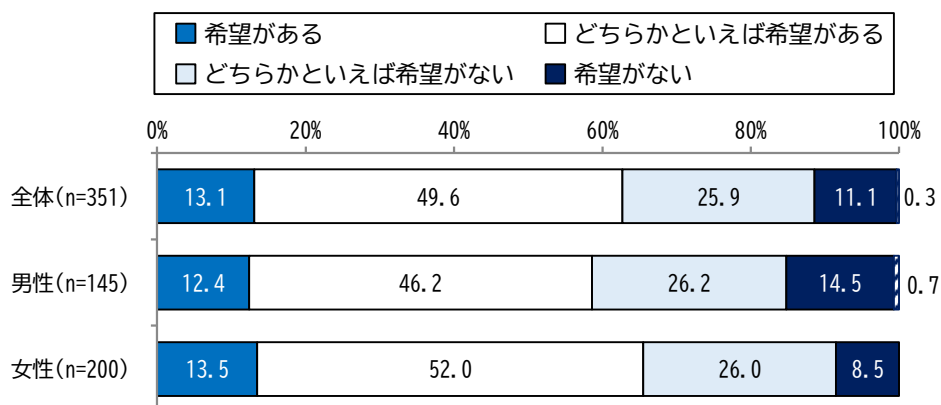
資料：子ども・若者の意識に関する調査

(5) 若者の考えについて

【将来の希望について】

将来に希望を持っているかについてみると、女性では「どちらかといえば希望がある」が半数以上を占めており、将来に希望を持っている割合は女性が男性を上回る結果となっています。

【将来に希望を持っているか】（若者【18～39 歳】）

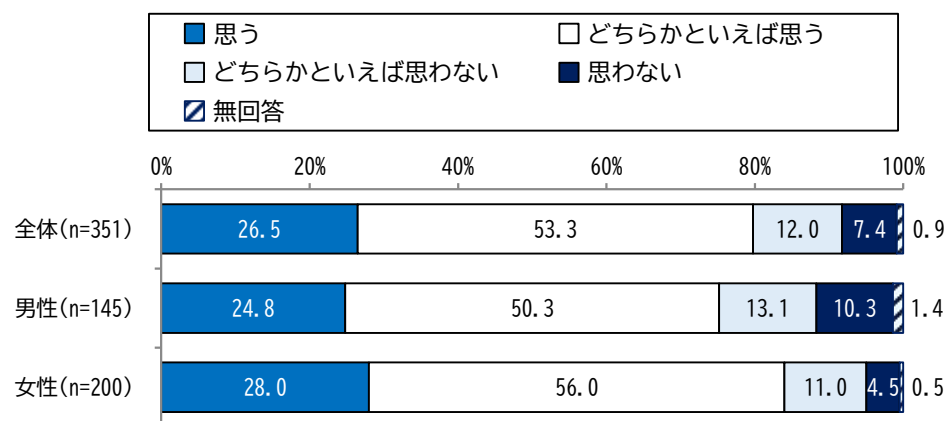


資料：子ども・若者の意識に関する調査

【社会のために役立つことをしたいと思うか】

社会のために役立つことをしたいと思うかについては、男女ともに「どちらかといえば思う」が半数以上を占め、特に女性で高くなっています。

【社会のために役立つことをしたいと思うか】（若者【18～39 歳】）

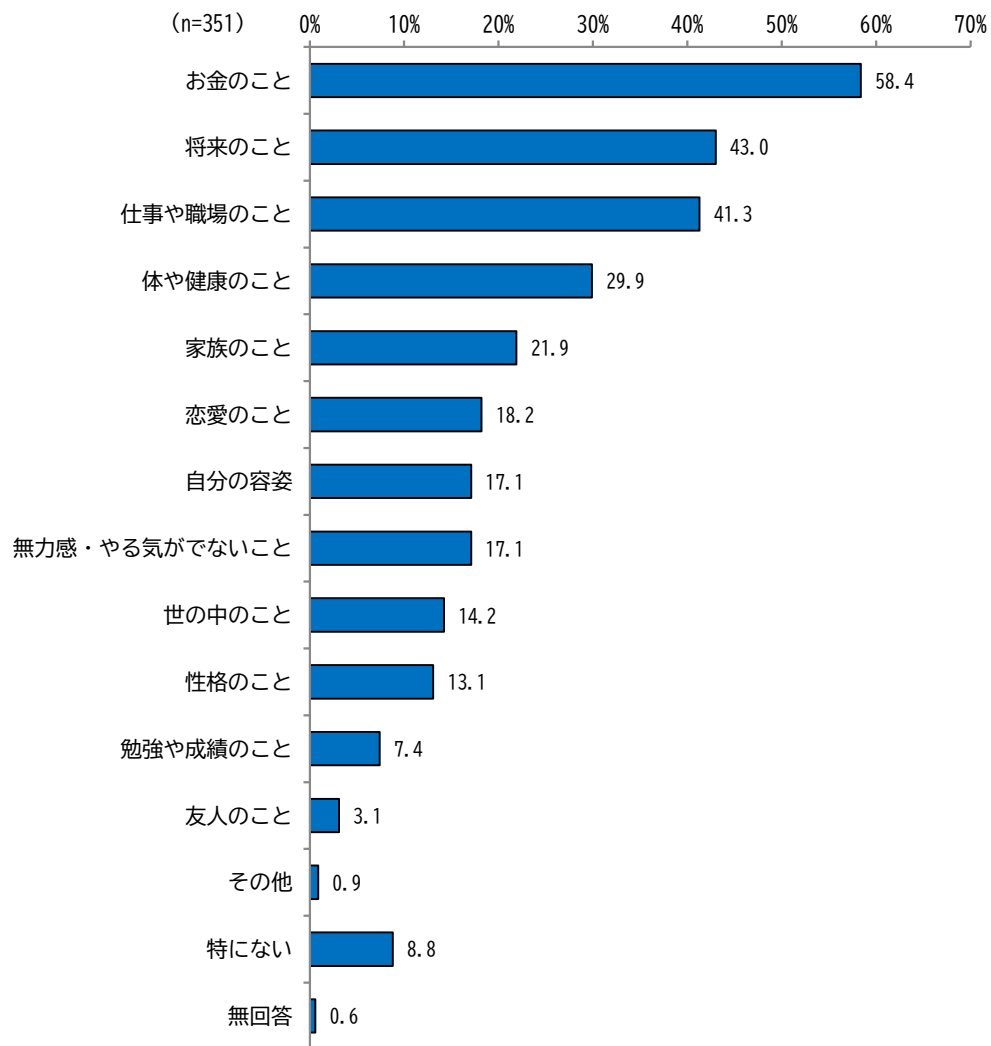


資料：子ども・若者の意識に関する調査

[今の悩みについて]

今、悩んでいることについては、「お金のこと」が最も多く、次いで「将来のこと」、「仕事や職場のこと」、「体や健康のこと」、「家族のこと」と続いています。

【今の悩み】（若者【18～39 歳】）



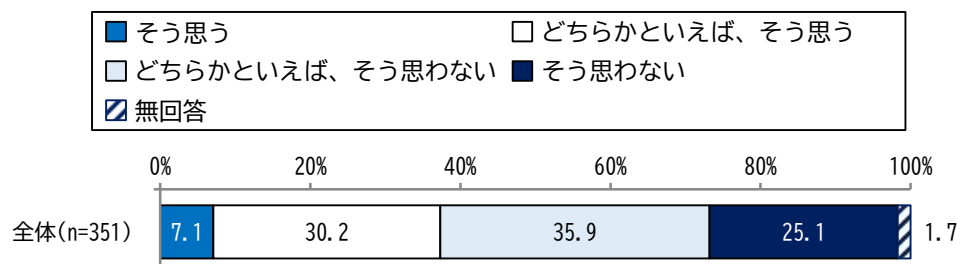
資料：子ども・若者の意識に関する調査

(6)「こどもまんなか社会」実現に向けたこども・若者の意見反映ニーズ

[市政への関心度]

国では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の意見を聴き政策に反映する取り組みが推進されています。アンケート調査では、若者の約4割が市に対して自分の意見を伝えたり、その意見の実現に向けて関わりたいと回答している一方で、約6割が意見を伝えたり関わりたいと思わないと回答しています。

【観音寺市へ意見を伝えたり、その意見の実現に向けて主体的に関わりたいと思うか】 (若者【18～39歳】)

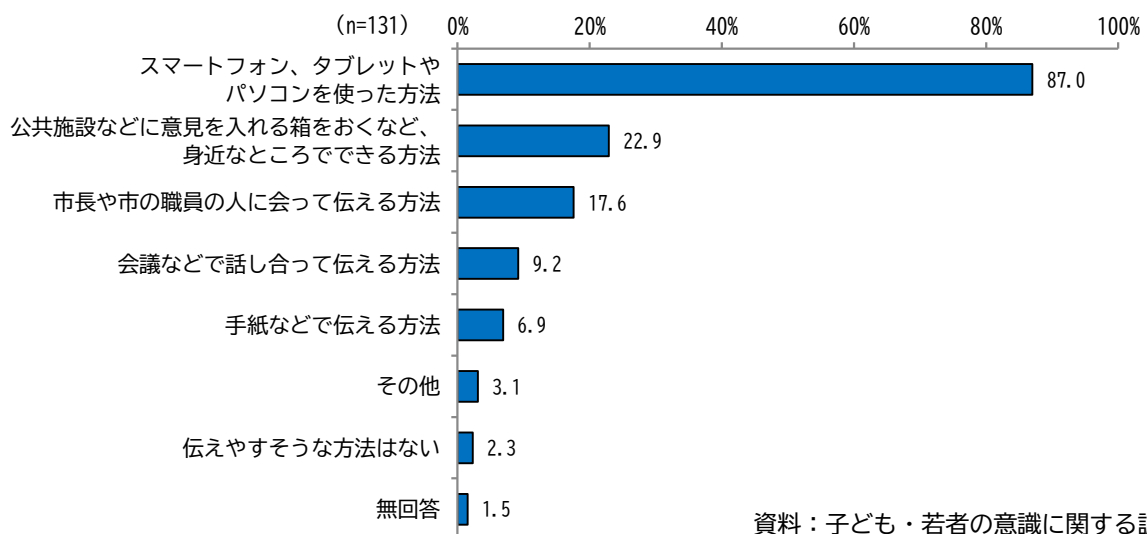


資料：子ども・若者の意識に関する調査

[意見の伝達方法]

意見を伝えやすいと思う方法では、「スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法」が87.0%で最も多く、直接会って話し合うよりオンライン上での意見募集・意見交換の形式が多く望まれています。

【自分の希望や思いを観音寺市に伝えやすいと思う方法】



資料：子ども・若者の意識に関する調査

4 主要課題のまとめ

こどもや子育てを取り巻く統計データ、アンケート調査結果、子育て家庭やこども・若者自身の主な自由意見を整理・集約し、基本理念に基づく基本目標に反映しました。

(1) こどもが健やかに成長できるまちづくり

現 況	○出生数は減少傾向にあります。 ○婚姻件数は減少傾向にあります。 ○母親の就労割合が高まっています。 ○母親・父親とも育児休業の取得割合が高まっています。 ○1号認定の利用は減少傾向ですが、2号認定（保育）の利用は増加傾向です。 ○生活困難世帯であっても支援制度をほとんど利用していないと考えられる割合も一定数見受けられます。 ○子育てに関する不安や悩みは「子育てにかかる出費」が最も多くなっています。 ○ヤングケアラーに該当する可能性のあるこどもが一定数います。	
主 な 自 由 意 見	保護者	○子育てに対する支援金や手当等の経済的支援を充実してほしい。 ○希望の保育施設になかなか入所できない。 ○年度途中でも保育施設に入所しやすくなるとありがたい。 ○保育の延長時間をもっと延ばしてほしい。 ○障がい児の親の負担軽減、特別支援教育の充実。 ○こどもを持つ親がほぼ毎日定時で帰れる仕組みづくり。 ○育児と介護のダブルケアが大変。
施策検討の方向性	●こどもの数は今後も減少する傾向にあり、少子化対策と連動して「こどもを産み育てたい」と思えるような質の高い子育て施策の展開が求められています。核家族化の進行や母親の就業割合の高まりによって、家庭内保育力の低下が懸念される中、幼児教育・保育、多様な保育サービスは、今後も重要性を増すことが予測されます。引き続き就学前教育・保育事業の提供に向けた環境と人材の確保が必要です。 ●すべてのこどもが自分らしく社会生活を送ることができるよう、さまざまな分野の関係機関・団体が有機的に連携しながら、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく、社会全体で切れ目なく支えていく必要があります。	

施策検討の方向性	●障がい、貧困、ひとり親家庭、いじめや不登校等、さまざまな困難を抱える子どもや家庭に対して、それぞれの状況に応じたきめ細かい相談・支援体制の充実が求められます。 ●父親の育児参加に増加の兆しがある中、社会の意識改革や事業所での子育て支援の取り組みを促進するための啓発等が求められています。
----------	--

(2) こども・若者の育ちを支えるまちづくり

現況	○学校の授業の理解度は、小学生、中学生の生活困難世帯では「教科によってはわからないことがある」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」の合計割合が高くなっています。 ○非生活困難世帯に比べて生活困難世帯では、子どもと保護者の進路希望の不一致が多くみられます。 ○こどもが朝食を食べる頻度が低かったり、こどもだけで晩ご飯を食べる頻度が高い世帯が多くみられます。 ○県平均に比べて、「日によって寝る時間は異なる」割合が小学生・中学生で高くなっています。 ○自尊感情や自己肯定感が低いこども・若者が多くなっています。 ○未婚の若者（18～39歳）の3割程度は「結婚を考えていない」と回答しています。 ○自分の将来に明るい希望を持っている若者（18～39歳）は6割程度となっています。 ○本市へ意見を伝えたり、その意見の実現に向けて主体的に関わりたい若者（18～39歳）は4割程度で、その方法はスマートフォン、タブレット、パソコン等を使って、直接会って話し合うよりオンライン上で意見募集・意見交換を行う形式が多く望まれています。
主な自由意見	こども 若者 ○学校をきれいにしてほしい。 ○授業の内容をわかりやすくしてほしい。 ○公園、こどもだけで遊べる児童館、自由な居場所がほしい。 ○図書館の本をもっと増やしてほしい。 ○図書館に勉強できるスペースを増やしてほしい。 ○無料で参加できるイベントを増やしてほしい。 ○相談したいことはあるが、スクールカウンセラー等にも相談しづらい。 ○学校の先生にしてほしいことは、「怒る」でなく「叱る」。 ○家族みんなで過ごす時間がほしい。 ○高収入を得られる企業がない限り、観音寺に帰れない。

主 な 自 由 意 見	保護者	○こどもが遊べる屋内施設・公園を作してほしい。 ○こどもと地域住民が交流できるような施設やイベントがあればよい。 ○こどもがスポーツや文化芸術に親しむきっかけとなるような機会を作してほしい。
施策検討の方向性		●こどもの健康づくりに向けて、食育や思春期の心のケア等、成長段階に応じた取り組みの充実が求められています。 ●こどもの個性を尊重することを第一に、学校、家庭、地域それぞれの環境と教育力を活かし、こどもたちの「生きる力」を育む環境づくりを進める必要があります。 ●こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画することで、本市の“これから”を多様に形成していくことができます。こども・若者の意見形成への支援を進めるとともに、安心して意見を表明することができる環境を整備する必要があります。

(3) 地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり

現 況		○不定期の預かりや病児・病後児保育事業の受け皿確保が課題となっています。 ○現在の放課後児童クラブの利用状況より就学前児童保護者の放課後児童クラブの利用意向の方が高くなっています。 ○「気軽に利用できる遊び場」「子育てと仕事が両立しやすい」「公共施設や道路が子育てに配慮されている」といった項目が“優先度の高い項目”となっています。
主 な 自 由 意 見	こども 若者	○大人は決めつけずにこどもの考えを聞いてほしい。 ○通学路に歩道を作してほしい。
	保護者	○一時預かりや病児・病後児保育を利用しやすくしてほしい。 ○放課後児童クラブを高学年でも利用できるようにしてほしい。 ○通学路の整備をしてほしい。 ○「ほっとはうす菰」のような子育て支援センターがもっと増えてほしい。

施策検討の方向性	●こども・若者を多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障するとともに、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図れるよう、こどもや若者に関わるすべての施策において、こども・若者の視点や権利を基盤とした施策を推進する必要があります。 ●保育ニーズの多様化に対応するため、一時預かりや病児・病後児保育などの適切な実施が必要です。 ●放課後児童クラブの社会的定着が進む中、今後も量の確保を図り、支援員の確保と育成に向けて継続的に取り組む必要があります。 ●保護者に寄り添った質の高い子育て施策の展開と、サービスの活用促進に向けた情報発信や啓発、子育て負担を緩和するための申請手続きのデジタル化など、子育てしやすい環境を整えるための取り組みを一層推進する必要があります。
-----------------	--



第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながらめざしていくことが掲げられています。

こどもは、家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、未来を創る力です。こどもや若者が成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、更に次の世代につながっていきます。こどもの成長と子育てを支援することは、一人ひとりのこども・若者や家族の幸せにつながるだけでなく、次代の担い手を育むという意味でも、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

こども・若者や子育て家庭に寄り添い、応援していく環境づくりを社会全体で進めていく必要があります。誰もが安心してこどもを生み育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりをめざします。

こども・若者の幸せを支え育てるまち

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するための施策の柱として、3つの基本目標を掲げ、こども・子育て支援を進めます。

基本目標1 こどもが健やかに成長できるまちづくり

安心して妊娠・出産できるよう正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、出産後は母子ともに健やかに育まれるよう、安心して子育てができるようサポートします。

また、働き方やライフスタイルが多様化する中で、子育て家庭のニーズに沿った教育・保育施設の整備や多様な保育サービス、各種子育て支援サービスの充実を図るとともに、困難を抱えるこどもや家庭の早期発見と適切な支援を図ります。

基本目標2 こども・若者の育ちを支えるまちづくり

次代を担うこどもたちが、その成長とともに「健やかな体」「豊かな心」「確かな学力」を育んでいけるよう、次代を担うこどもたちを対象とした保健事業や教育環境の充実に努めます。

また、こども・若者が、自らのことについて意見を持ち、その意見を表明することや、社会に参画することは、こども・若者の権利として認められるべきものであると同時に、こども・若者の成長や自己肯定感の向上にもつながるものです。こども・若者が、その発達・成長の度合いに応じて意見形成し、表明することを支援するとともに、こども・若者が社会に参画できる様々な機会や、安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを進めます。

基本目標3 地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり

こどもの成長を地域で見守り、支える活動を支援するとともに、こどもや子育て中の家庭が地域で安心して快適に暮らせるよう、関係機関とともに取り組みを進めます。

また、こどもの権利について、その周知・啓発に努めるとともに、こども自身がこどもの権利・人権に対する理解を深めることができるよう学習機会の充実を図ります。

3 施策推進上の視点

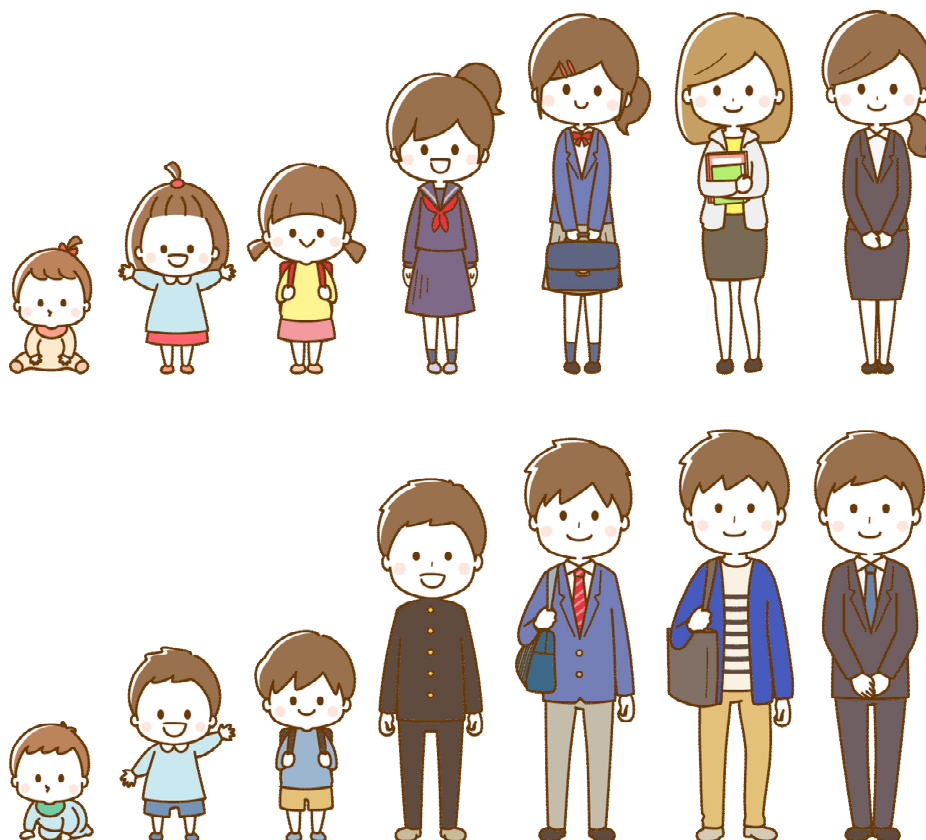
基本目標に基づき施策を進めていくにあたり、次の視点を全体を貫く軸とします。

<視点1> ライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を切れ目なく提供するとともに、こども・若者が発達段階に応じ、健やかに成長して自己実現を図り、生活の基盤を安定させて自立できるようになるまでの必要な支援を年齢等の理由で途切れることなく推進します。

<視点2> 当事者としての目線

こども・若者の最善の利益が優先して考慮されるように、また、子育て当事者が子育て期の人生全体を充実させることができるように、こども・若者及び子育て当事者の細かなニーズや実態の把握に努めながら、障がい・疾病・虐待・貧困など困難な状況にあるこども・若者や家庭も含め、誰一人取り残されることのないよう支援を行います。



観音寺市こども計画

基本理念	基本目標	視点	基本施策
こども・若者の幸せを支え育てるまち	基本目標 1 こどもが健やかに成長 できるまちづくり	視点 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援	視点 2 当事者としての目線 (1) 妊娠・出産・乳幼児期を通じた切れ目のない支援【妊娠～幼児期】 (2) 幼児期における教育・保育の充実【幼児期】 (3) 障がいのあるこどもや特別な支援を要するこどもへの支援【全年齢】 (4) ひとり親家庭への支援【全年齢】 (5) こどもの貧困対策の推進【全年齢】 (6) 困難を抱えたこども・若者への支援【全年齢】 (7) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進【青年期】
	基本目標 2 こども・若者の育ちを支えるまちづくり		(1) こども・若者の健康づくり【学童期・思春期】 (2) 豊かな人間性を育む教育の推進【学童期・思春期】 (3) 多様な活動機会や社会参加、意見反映の促進【全年齢】 (4) こども・若者の健全育成活動の推進【全年齢】 (5) こどもの居場所づくりの推進【学童期・思春期】 (6) 若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり【青年期】
	基本目標 3 地域全体でこどもと子育て家庭を支えるまちづくり		(1) こども・若者の権利の保障【全年齢】 (2) 子育て家庭に対する支援の充実【全年齢】 (3) 犯罪被害、事故、災害などからこども・若者を守る環境の整備【全年齢】 (4) 子育て支援のネットワークづくり【全年齢】

第4章 施策の展開

I 基本理念の実現に向けた重点施策

アンケート調査（24 ページ）では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「⑤気軽に利用できる遊び場が整っている」「⑦子育てと仕事の両立がしやすい」「⑨公共施設や道路が子育てに配慮されている」が、満足度が低く重要度が高い優先度の高い項目となっています。

そのため関連する下記の施策を重点施策に設定し、より効果的な施策の推進を図ることで、市民の満足度の向上を図ります。

（1）仕事と子育ての両立支援

- 乳児家庭全戸訪問事業や利用者支援事業等の実施により、子育てに関する情報の提供や相談支援体制の充実を図るとともに、安心して子育てができる環境をつくります。
- 放課後児童健全育成事業や観音寺ファミリー・サポート・センター事業等の実施により、保育サービスの充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。
- 職場における子育てと仕事を両立しやすい環境づくりを推進するため、残業や労働時間の短縮など働き方改革関連法の周知や啓発に努めます。

（2）新たな道の駅におけるこどもの遊び場等の整備

- 本市では、すべての市民が日常的に訪れ、憩い・体験・交流・活動できる拠点となることをめざし、中四国最大級の新たな道の駅の整備を進めています。
- 保護者や家族が子どもと一緒に訪れたくなるような道の駅となるよう、屋内外のこどもの遊び場のほか、授乳室やベビーコーナーなどを整備します。
- 中高生が休日などにゆったりと過ごせる家庭、学校に次ぐ第3の居場所となるオープンラウンジをカフェと一体的に整備します。

（3）公共施設における子育て世帯が利用しやすい設備の設置推進

- 市が管理する公共施設に授乳室、おむつ換え設備、こども用トイレ、優先駐車場の設置を推進します。

(4) 安全な通園・通学路の確保

- こどもたちを交通事故の危険から守るために観音寺市通学路交通安全プログラムに基づき、学校区を基本とした通学路の合同点検を実施し、道路交通環境の問題点を改善するための整備等の取り組みを計画的に実施しています。また、だれもが安全で快適に利用できるよう通園・通学路における道路拡幅や歩道の整備などを進め、歩行者の安全性向上を図っています。
- 今後も警察、学校関係者、道路管理者、関係部署と連携をとり、だれもが安心して利用できる道路交通環境づくりに努めます。



2 基本目標別の施策の推進

基本目標Ⅰ こどもが健やかに成長できるまちづくり

(1) 妊娠・出産・乳幼児期を通じた切れ目のない支援

核家族化の進行や就労環境の変化、地域とのつながりの希薄化などから、子育て家庭の孤立や、家庭での子育て機能が低下している傾向があります。妊娠、出産、乳幼児期へと連続した支援を推進します。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と啓発	●妊娠届時の面談、ちらしやパンフレットの配布などにより妊娠や出産に関する正しい知識の普及・啓発に取り組んでいます。また、市の母子保健事業に関する情報や育児実習などの機会を提供しています。今後は妊婦だけでなく、家族やその周辺の人々に対しても普及・啓発に努めます。 ●両親がともに参加できる講習会などを開催し、父親としての自覚や意識づけを促すとともに、子育てのイメージづくりを支援しています。妊娠・出産・育児のセルフプランが自分で立案できるように、各タイミング（妊娠初期・中期・後期）で準備することや、家族に協力してもらいたいこと等を、妊婦と周りの家族にもイメージを持ってもらいやすいように、講習会などの内容の充実を図ります。
② 家庭訪問や相談などによる妊娠期の支援	●フォローが必要な妊婦への家庭訪問や各種相談、講義や実習の機会の提供などにより、妊娠期の支援に取り組んでいます。今後も妊娠届時の面接などによりニーズの把握に努め、こども家庭センター⁶を中心に関係機関との連携を強化しながら、支援体制の充実を図ります。

⁶ こども家庭センター／従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施するもの。

施策・事業名	施策・事業の内容
③ 妊婦健康診査の受診環境の整備・妊婦歯科健康診査の実施	●妊婦健康診査については、受診費用を助成することで受診環境を整え、妊婦の健康維持に取り組んでいます。今後は診査項目の見直しなどさらなる環境整備に努めます。 ●歯科保健の情報提供を実施するとともに、妊婦の歯科健康診査に費用を助成し、受診環境を整えています。今後も妊婦の歯科健康診査受診率を向上させるため、受診勧奨に努めます。
④ アルコールやたばこの摂取の影響に関する啓発	●アルコールやたばこを摂取している妊婦に対しては、その影響について周知を行い、禁酒・禁煙に取り組んでいます。今後は電子たばこを含めた摂取による妊婦及び胎児への影響について、母子健康手帳副読本やパンフレットの窓口配置などにより啓発を図ります。
⑤ 特定不妊治療費の助成	●特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成しています。今後もパンフレットの配布やポスターの掲示などにより、助成制度の周知を図ります。
⑥ 産後ケア事業の推進	●出産後1年以内の母子を対象に、市の委託した医療機関や助産所で心身のケアや育児のサポート等を行います。
⑦ 産婦健康診査費用の助成	●産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間と1か月の産後間もない時期の健康診査費用を助成し、受診環境を整えています。今後も産婦への支援の充実に向けて取り組みます。
⑧ 母子保健事業への参加促進	●母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査を活用し、母子保健事業の情報提供を行い、参加促進に取り組んでいます。今後も母子保健事業の内容の充実を図り、満足度を高めることにより一層の参加を促進します。
⑨ 訪問指導の推進	●保健師または助産師が生後4か月未満の赤ちゃんがいるすべての世帯を訪問し、子育てに関する情報提供や相談などを行っています。今後も全戸訪問を活用し、情報提供を行うとともに、必要な支援を行います。
⑩ 乳幼児健診、健診事後指導の充実	●乳幼児健康診査時に、専門知識を持つスタッフにより生活習慣の確認や栄養指導を行うなど、生活習慣病の予防に取り組んでいます。また、健診後の指導体制として、保健師・管理栄養士・助産師等による相談を実施しています。 ●3～4か月児健診及び1歳6か月健診、3歳児健診に加え5歳児健診の実施の向けて、就学前までに必要な支援につなげることができるよう関係機関と協力して健診体制の整備や充実を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑪ 予防接種の推進	●現在、費用負担のない定期接種として、ロタウイルス・B型肝炎・5種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌・4種混合・BCG・水痘・MR・日本脳炎・2種混合・子宮頸がん予防を実施しています。予診票を対象の年齢になった時にその都度送付していましたが、令和3（2021）年4月生まれより、就学前まで受ける予防接種の予診票をまとめた予防接種ノートを生後2か月頃に送付するように変更しています。 ●乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査において予防接種の説明を行うとともに、未接種者に対しては、電話やはがきによる勧奨を行います。ワクチンの種類の増加や接種回数の多さなど保護者にとって年々複雑になっているため、様々な機会を通じて制度の説明を行うとともに、未接種者に対する勧奨を継続し、接種率の向上をめざします。
⑫ 事故防止に関する啓発の推進	●もぐもぐレッスン（離乳食講習会）時などにこどもの発達に合わせた事故予防に関する情報提供や健康教育などを実施しています。 ●今後も参加者の記憶に残り、家庭に帰っても家族と共有し、実践できるような内容にするために体験形式の内容を入れたり、最新の情報を反映した内容に更新していきます。
⑬ 小児救急医療体制の周知	●乳児家庭全戸訪問事業の訪問時に、「子育て応援ブック」などにより小児救急医療体制について周知しています。今後も小児救急医療体制の周知に努めます。
⑭ 食育の推進	●令和2（2020）年度から令和4（2022）年度は、食育劇のDVDを作成して各保育所・幼稚園・こども園に配布し、園からの要望があれば、数名で訪問してDVD視聴と講話を行いました。令和5（2023）年度より、食生活改善推進協議会と連携して保育所・幼稚園・こども園での食育劇・キッズキッチンを開いています。調理実習としては、高室公民館・豊田公民館でおやこの食育教室、柞田こども園でかがわの食文化事業、観音寺小学校で郷土料理を調理しました。 ●今後も食育劇・キッズキッチンについては、最新の情報等を追加しながら継続します。調理実習については現在の事業に加え、他部署とも連携して新規の対象者を開拓します。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑮ 就学前児童親子相談 (利用者支援事業)	●保護者の育児不安を軽減するため、各地域子育て支援センター⁷や子育て支援ルーム等において、臨床心理士が育児の仕方や関わり方を指導したり、相談に応じています。 ●子育て支援員が保護者の悩みや困りごとに対して、必要なサービスの情報や関係機関を紹介しサポートします。
⑯ 子育てホームヘルプサービス	●ヘルパーの確保が困難となり、事業が休止しています。ファミリー・サポート・センター事業⁸の充実とともに、再開に向けた検討を進めます。



⁷ 地域子育て支援センター／地域の子育て家庭を対象に、親子同士の交流の場を提供するとともに、子育てに関する悩みや育児相談、育児講座等の開催、子育てに関する情報の提供、子育てサークルの活動支援など、各センターがそれぞれ特色ある取り組みを行っている。

⁸ ファミリー・サポート・センター事業／仕事と育児の両立を支援するため、育児援助サービスを受けたい依頼会員と育児援助サービスを提供できる援助会員の両方を募集し、相互に援助活動を行う有償ボランティア事業。

(2) 幼児期における教育・保育の充実

共働き世帯の増加による保育需要の増加や保護者の就労状況の多様化に応える教育・保育サービスを提供するとともに、教育・保育事業に関わる人材育成・確保に努めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 教育・保育施設の整備	●観音寺市就学前教育・保育施設運営整備方針に示した、観音寺・大野原・豊浜こども園の整備については、令和3（2021）年に観音寺こども園、令和4（2022）年に大野原こども園、令和6（2024）年に豊浜こども園が開園しました。これにより、公立教育・保育施設（保育所、幼稚園、こども園）は、認定こども園3か所、保育所2か所、幼稚園1か所となりました。 ●老朽化した公立教育・保育施設の改築等の整備を行うとともに、法人保育施設の改築や大規模改修、機能強化のための施設整備等に補助を行い、安心して子育てできる環境整備に努めます。
② 利用ニーズに応じた保育事業の提供	●乳児保育は公立保育所1か所、公立認定こども園3か所、法人保育園2か所、法人認定こども園5か所、小規模保育施設3か所、事業所内保育施設1か所で実施しています。また、延長保育は法人保育園2か所、法人認定こども園5か所、小規模保育施設3か所、一時預かり保育は公立保育施設1か所、法人保育施設9か所、幼稚園における預かり保育は公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所で実施しています。 ●「こども誰でも通園制度」の実施等、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの提供に努めます。
③ 幼児教育の充実	●こどもが保育所・こども園・幼稚園のいずれの施設に在籍していても、等しく質の高い教育・保育を受けることができるよう「観音寺子どもすくすくプラン」に基づき、研修・検証を行っています。また、幼児理解に努め、一人ひとりの発達に応じた幼児教育が進められるよう、全職員で援助や環境構成について共通理解を図るとともに、様々な研修に自主的に参加したり保育を参観し合うなど、教職員の資質向上に努めています。 ●今後も「観音寺子どもすくすくプラン」に基づく検証を行うとともに、幼児期から学童期への接続カリキュラムの検討を行います。また、教職員の研修においては、研修履歴記録を活用することにより、教職員が自らの学びを振り返るとともに、効果的かつ主体的な資質向上に努めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
④ 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続	●こどもの発達や学びは、乳児期・幼児期・学童期と連続しており、幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校へ通う施設が変わっても、移行を円滑にする必要があります。 ●幼児教育施設間同士の連携とともに、幼児教育施設と小学校間における相互理解の促進に努めます。 ●幼児期から学童期への接続カリキュラムについての検討を行います。
⑤ 保育の質の向上	●市内の保育施設において、保育の質の向上に向けて県保育協議会や観音寺市保育ブロック会等が実施する研修会や講演会等へ参加し、研修での学びを自園の保育に活かします。 ●園内研修指導訪問においても、環境への配慮や保育者の関わりについて県幼児教育スーパーバイザーや指導主事からの助言や指導を活かし、保育者の質の向上と質の高い保育実践ができるよう努めます。 ●よりよい給食を提供するため、調理員研修を実施し、安心して質の高い給食が提供できるよう努めます。
⑥ 教育・保育を一体的に担うことができる人材の確保	●認定こども園の運営にあたって、幼保併有資格の取得促進に向けた支援を行うほか、「観音寺子どもすくすくプラン」を活用した幼稚園教諭・保育教諭・保育士の合同研修、研究活動等を通じて、こどもの教育と保育に従事する職員の資質向上に努めます。 ●教育職員免許法改正による幼保特例措置制度の延長に伴い、幼稚園保育所併有資格取得の支援に努めます。
⑦ 保育士の確保に係る支援	●保育士用の宿舍借り上げや保育士奨学金返済支援の取り組みを進め、保育士の確保に努めるとともに、これらの事業について周知に努めます。

(3) 障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもへの支援

各関係課や医療機関、療育機関が連携し、一人ひとりの障がい特性等に応じた支援、地域社会への参加促進、家族に対する支援を行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 障がいのある子どもに対する理解の促進	●保育士や教諭、特別支援教育支援員を対象として、特別支援教育の指導者を招き、研修を実施しています。また、各園・各小・中学校では、特別支援学級児童生徒と交流学級児童生徒との交流や、特別支援学校⁹児童生徒との交流活動を通して、障がいについての理解を深める活動を行っています。 ●今後も幼児や児童生徒の発達段階に応じた取り組みを推進していくことで、障がいのある子どもに対する理解を深めるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場所で、ともに学び交流できる機会を設けます。
② 特別な支援を要する子どもへの支援体制の充実	●特別な支援を要する子どもに対する取り組みとしては、臨床心理士による巡回相談を実施し、幼稚園教諭や保育士等に対する発達障がい児への対応方法の助言、医療機関への連携、家族への支援を行っています。また、臨床心理士による窓口相談について充実を図りました。 ●今後も発達障がいや何らかの支援が必要な子どもの早期発見・早期支援を行う体制づくりと、幼児期から青年期に至るまで一貫した支援と情報管理の構築を図るため、関係各課による連携・協力体制を強化するとともに、支援員や教職員の研修を充実し地域の子どもたちをみんなで支えていく体制づくりに努めます。
③ 疾病や障がいの早期発見・治療・療育の推進	●乳幼児健康診査や個別相談などを活用し、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいます。また、個別の支援が必要な子どもと保護者に対して、専門知識を持つスタッフによる巡回相談やことばの相談、たんぽぽサークルなどの集いの場の提供などの支援を実施しています。 ●今後も疾病や障がいの早期発見に努めていきます。また、関係機関との連携を強化し、支援の充実を図ります。

⁹ 特別支援学校／障がいの重複化や多様化を踏まえ、以前の「盲・聾・養護学校」を改め、様々なニーズに柔軟に対応できるよう制度化された障がい種別にとらわれず設置することができる学校。併せて、地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められている。

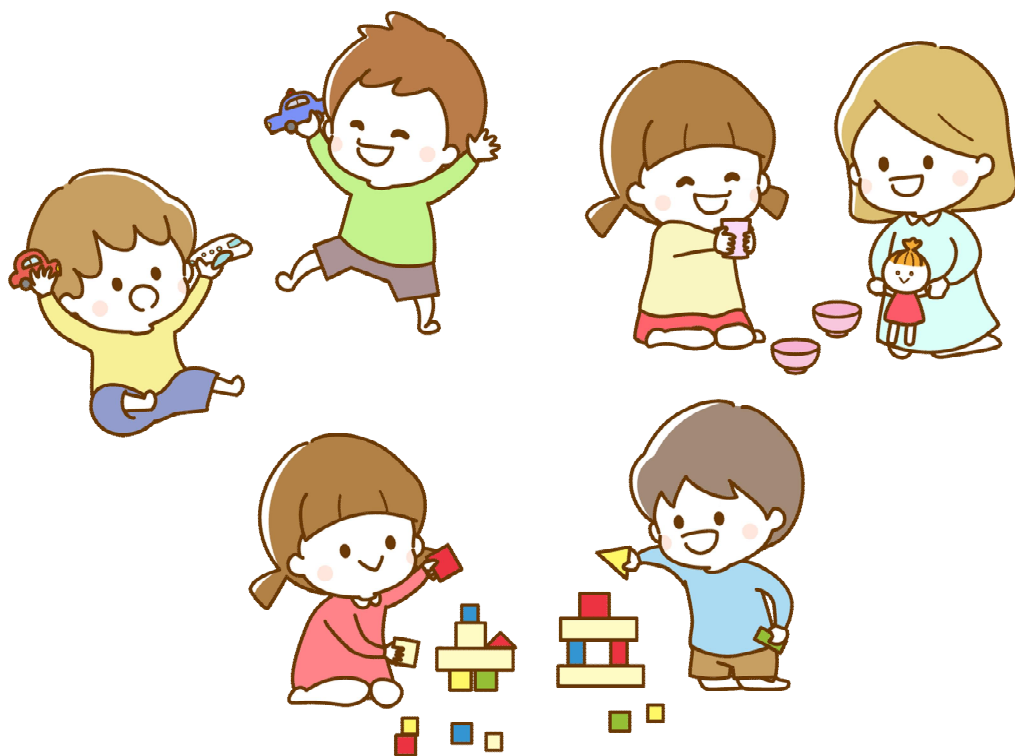
施策・事業名	施策・事業の内容
④ 療育体制の整備・充実	●児童発達支援¹⁰や放課後等デイサービス¹¹を提供する事業所が増加しており、令和6（2024）年4月1日現在で児童発達支援9か所、放課後等デイサービス10か所でサービスが提供されています。また、県においては、障がい児等療育支援として、音楽療法や訪問療育、そらまめ教室などの事業を行っています。 ●今後はさらに教育、福祉、保健の各分野が連携を密にし、障がいの早期発見、早期治療に努め、各関係機関と情報を共有し、療育体制を整備します。
⑤ 障がい児保育の充実	●支援が必要と思われるこどもの観察ヒアリングを行い、実態把握をもとに臨床心理士と連携しながら必要な支援や加配職員の配置に努め、個々の発達や育ちにに応じた支援につなげています。 ●今後は観察ヒアリングの実施や内容について検討するとともに、保育者の更なる資質向上に繋がるよう、観音寺市保育ブロックにおいて研修等を継続的に実施します。
⑥ 特別支援教育の充実	●公立幼稚園、認定こども園、小・中学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、すべての教職員が発達障がいについての理解を深め、連携して障がいのある児童生徒の指導や支援を行っています。 ●特別支援学級担任に対しては、よりよい支援や保護者・他機関との連携のあり方に関する研修を実施しています。また、通常の学級に在籍する発達障がい児童生徒へは専門的知識・技能をもつ教員が通級による指導を行っています。 ●今後も各校での特別支援教育の充実を図るとともに、関係機関との連携の充実を図ります。また、特別支援学級に在籍する児童生徒、及び通級による指導を受けている児童生徒については、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成100%をめざします。

¹⁰ 児童発達支援／施設に通所する障がい児に対して行う、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援。

¹¹ 放課後等デイサービス／学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する事業。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑦ 交流教育等の推進	●公立幼稚園、小・中学校による社会福祉施設への訪問や県立香川西部支援学校との交流活動を計画的に進めています。また、中学校では職場体験を社会福祉施設で行う生徒もいます。市内の特別支援学級の児童生徒と一緒に体験活動をする場や、校内で特別支援学級児童生徒と交流学級児童生徒の交流活動が行われています。 ●今後もだれもが相互に人格と個性を尊重しあう資質や能力を育てるため、特別支援学級や特別支援学校、地域の社会福祉施設での体験学習や交流学習を推進します。
⑧ 教育相談・就学指導体制の充実	●三観地区教育支援委員会を推進母体として、障がいのあるこどもや特別な支援を要するこどもへの就学指導を実施しています。また、教育支援員を対象とした研修を実施し、就学指導の質の向上を図るとともに、就学指導体制の充実に努めています。 ●今後も三観地区教育支援委員会を推進母体として、障がいのあるこどもや特別な支援を要するこどもの「適切な学びの場」の検討・判断に向けて、就学指導を適切に実施します。そして、三観地区教育支援員や就学指導検査を担当する教員を対象にした研修の充実に努めます。
⑨ 放課後児童クラブの障がいのあるこどもの受け入れ	●公立 12 教室と民間 1 教室において、加配職員を配置するなどして障がいのある児童を受け入れるとともに、4～6 年生であっても障がいのある児童は優先的に受け入れることとしています。また、支援員研修はもとより、関係機関（小学校、放課後等デイサービス事業所等）と連携しケース会議を行うなど、障がいのあるこども個々の状況に応じた育成支援の内容についての工夫に努めています。 ●今後も障がいのあるこどもの受け入れにあたっては、障がいの状態と受け入れ体制や環境を見極め、こどもの最善の利益を考慮して公平性を保って判断し、障がい等のあるこども個々の状況に応じた施設設備や育成支援の内容についての工夫、職員体制に関する配慮を行うとともに、支援員研修等の継続でこどもの特性に応じた援助や丁寧な育成支援を行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑩ 障がいのある子どもとその家族に対する支援の充実	●障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用を通じて、障がいのある子どもやその家族の負担軽減を図っています。 ●今後も障がいのある子どもやその家族の負担軽減を図るサービス、事業の実施に努めるとともに、各事業所と連携し受け入れ体制の確保・拡充に努めます。
⑪ 医療的ケア児に対する支援	●医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を継続するとともに、今後も対象となる医療的ケア児の把握を行いながら関係機関と連携を図り、相談支援を行う人材の育成や支援者の質の向上を図り、サービスコーディネート力の強化を推進します。
⑫ 小児慢性特定疾病の児童に対する支援	●いまだ治療法が確立していない慢性特定疾病の児童に対して日常生活用具の給付を行い、対象児童とその家族の福祉に努めています。今後も事業の周知に努めます。



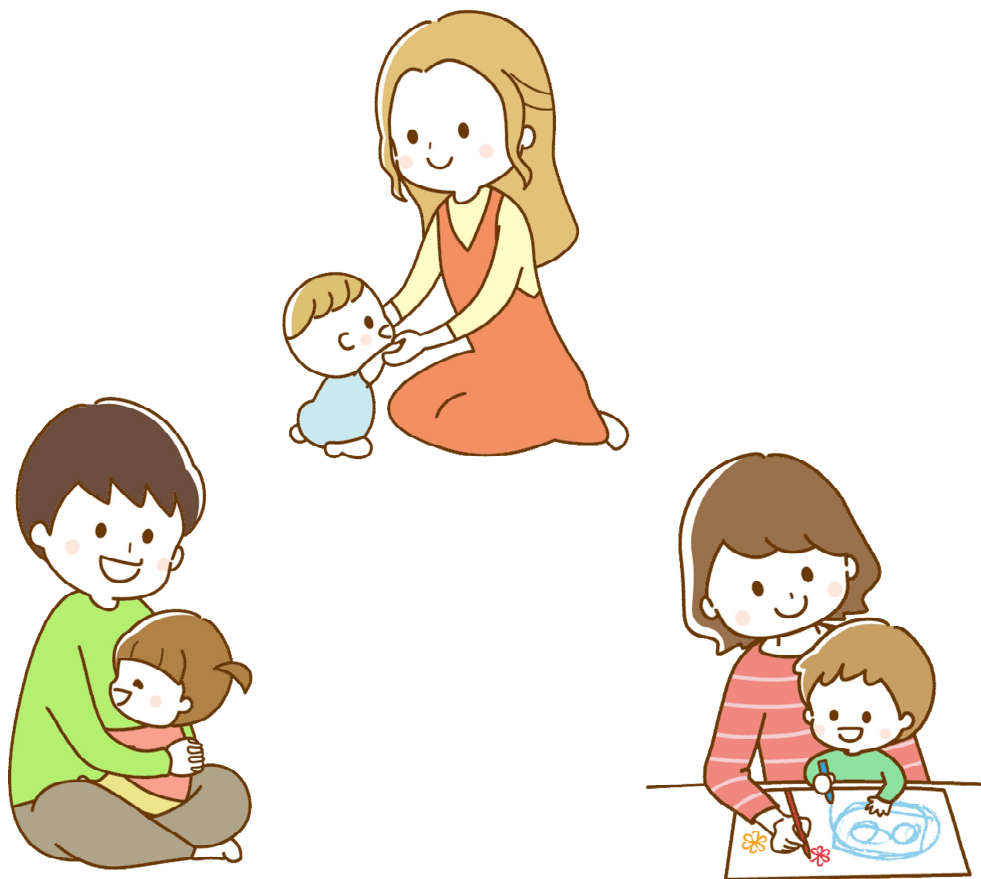
(4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭等の自立を促進し、ひとり親家庭等が地域の中で安定的な生活を送ることができるよう支援に取り組めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 母子・父子自立支援員 ¹² による相談事業の実施	●ひとり親家庭の親の自立を促進するため、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の抱えているさまざまな問題を把握し相談に応じるとともに、その解決に必要なかつ適切な助言及び情報提供を行います。
② 情報提供機能の充実	●母子家庭、父子家庭の多くが抱えているこどもの養育・進学、仕事のこと、生活費のことなどに関する不安や悩みを気軽に相談でき、適切な助言や支援を受けられる環境を整えるため、生活支援や就業支援などの各種制度について、ホームページや広報紙などを活用して相談内容などに応じてわかりやすく紹介するとともに、福祉担当窓口や母子・父子自立支援員などによるきめ細やかな情報提供を行います。
③ 保育所優先入所の促進	●ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子及び父子並びに寡婦福祉法第28条の規定に基づき、特定教育・保育施設や放課後児童クラブへの優先入所を促進します。
④ 養育費の確保に向けた支援の促進	●婚姻する当事者に対して養育費などの取り決めの重要性や法制度を理解してもらうため、離婚届の提出時や児童扶養手当の申請時、現況届の提出時などさまざまな機会を捉えて、養育費の取り決めについてのパンフレットを配布するなど情報提供を行います。 ●離婚などの家庭問題の法律に関する相談を行う法テラスや国の「養育費相談支援センター」との連携を図りながら、養育費の取り決めやその履行確保など法律に関する諸問題について、弁護士などによる特別相談を推進します。
⑤ 就業への支援	●ひとり親家庭の親の就業に関する知識や技能の習得を容易にするため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し、資格取得を支援することで、就職の促進を図ります。

¹² 母子・父子自立支援員／母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する主に母子・父子家庭や寡婦が抱えている就業、生業、住宅等生活上の悩みやこどもの養育等の相談業務に従事する者。民生委員・児童委員、児童相談所その他関係機関と常に密接な連携を図り、母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的として、平成15(2003)年に設置された。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑥ 経済的支援の充実	●児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金 ¹³ 貸付金、ひとり親家庭等医療費助成など、ひとり親家庭等の自立を促進するための経済的支援制度についての周知に努めるとともに、適正な制度の運用を図ります。
⑦ ひとり親家庭等応援事業	●ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て中の家庭に対し、孤立を防ぎ、様々な生活課題を予防的に支援できる関係性を構築することを目的とし、登録者に住民や企業等から寄付された食料等を月1回提供するとともに、世帯の自立に向けて相談支援を行います。
⑧ 親子交流支援事業	●適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を支援するとともに、別居親の養育費を支払う意欲につなげます。



¹³ 母子父子寡婦福祉資金／母子・父子家庭や寡婦の自立の助長と福祉の向上を図るために各種資金を貸し付けるもの。資金には児童の進学のためのもの、母子・父子家庭の母・父や寡婦が技能や資格を得るためのもののほか、生活に関する様々な資金がある。

(5) こどもの貧困対策の推進

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援に取り組めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 就学援助費の支給	●経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助（学用品費、給食費などの補助）を行い、義務教育を円滑に実施します。
② こどもの食事等支援	●子ども食堂は、食の提供はもとより、身近な地域にある安心安全で気軽に立ち寄ることができる居場所や学習支援の場として、地域のボランティアの協力のもと市の委託により実施されています。 ●飲食店の協力や地域の方々の善意の寄付によりこどもの食事を提供するフードリボンプロジェクトの普及啓発を図ります。 ●食の支援を必要とする人へ食品等を提供するフードパントリーを実施している社会福祉協議会やNPO¹⁴法人と連携し、利用者が利用しやすい仕組みの構築を図り、こどもの食事等の支援を行います。
③ 生活困窮者の自立支援	●生活困窮者自立支援法に基づき、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を対象に、具体的な支援プランを作成し、専門の支援員が相談者と寄り添いながら、関係機関と連携して、課題の解決に向けた支援を行います。
④ 利用ニーズに応じた保育事業の提供【再掲】	●乳児保育は公立保育所1か所、公立認定こども園3か所、法人保育園2か所、法人認定こども園5か所、小規模保育施設3か所、事業所内保育施設1か所で実施しています。また、延長保育は法人保育園2か所、法人認定こども園5か所、小規模保育施設3か所、一時預かり保育は公立保育施設1か所、法人保育施設9か所、幼稚園における預かり保育は公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所で実施しています。 ●「こども誰でも通園制度」の実施等、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの提供に努めます。
⑤ 経済的支援の充実【再掲】	●児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭等医療費助成など、ひとり親家庭等の自立を促進するための経済的支援制度についての周知に努めるとともに、適正な制度の運用を図ります。

¹⁴ NPO／「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

(6) 困難を抱えたこども・若者への支援

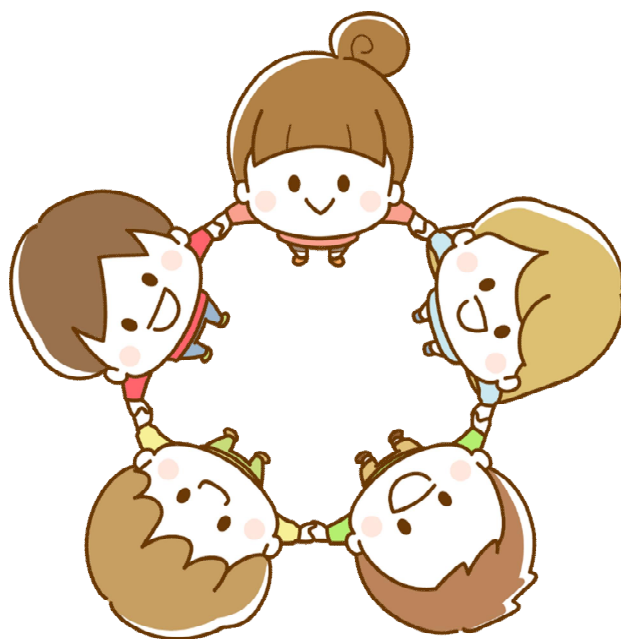
こども・若者が抱える困難の起因は、虐待、いじめ、ひきこもり、疾病など多岐にわたっていることから、各課及び関係機関・団体が連携・協働し、それぞれの専門性を生かしながら、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 児童虐待の未然防止と早期発見・対応	●要保護児童対策地域協議会¹⁵において関係機関が連携し、要保護児童などの早期発見や適切な保護、支援を行っています。また、家庭児童相談室では、相談員が児童虐待や養育困難事例等の相談に応じています。 ●児童虐待事案（疑いも含む）が発生した場合には、西部子ども相談センター、観音寺警察署、医療機関、所属学校・園等と連携し、ケース会議等を開催して、情報の共有と対策の共通理解を図るとともに、早期対応、支援に努めています。また、早期発見・早期対応のために虐待を見抜く目や速やかな通告の義務など校内体制の整備や報告・連絡・相談の重要性について研修を進めています。 ●要保護児童対策地域協議会において要保護児童等に対し関係機関と連携し対応していきます。また、こども家庭センターの設置に伴い、母子保健と児童福祉が一体的な相談支援を行うことで、児童虐待の防止につながるよう体制を整備します。さらに、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校でいじめや児童虐待に関する情報の共有を図り、こどもの保護や支援について適切な対応が行えるよう、連携の強化に努めます。
② ヤングケアラーへの支援	●令和6（2024）年6月の子ども・若者育成支援推進法の一部改正により、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義されました。ヤングケアラーは、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。 ●ヤングケアラーの概念を市民が広く認識できるよう、ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育・福祉・介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。

¹⁵ 要保護児童対策地域協議会／児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、こどもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、こどもの権利の擁護とこどもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

施策・事業名	施策・事業の内容
③ 不登校児童生徒などへの支援の充実	●市内の小・中学校では、令和元（2019）年度と令和5（2023）年度を比べると不登校児童生徒は約1.6倍になっています。児童生徒の居場所の一つとして観音寺市教育支援センターP l u sに入級することで、学習の機会を得ることができ、中学校3年生においては進路決定100%となっています。学校復帰は難しくても、支援センターに通級することで、心の居場所づくりや社会性・コミュニケーション力の育成が図られています。また、通級児童生徒の保護者を対象にしたカウンセリングや個別相談会などを通して保護者支援を行っています。 ●不登校児童生徒が増加する中で、今後も各学校に有効に支援センターを活用してもらうため、I C Tを活用してオンラインでの授業を受けることができるような取り組みを進めるなど、学校との連携をより一層充実させていきます。また、カウンセリングの希望者や個別相談会への参加者の増加に努めます。
④ いじめの防止	●観音寺市いじめ問題対策連絡協議会を設置するとともに、「観音寺市いじめ防止基本方針」を改訂し、いじめの防止と根絶に向けた対策を推進しています。これを受けてすべての学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、保護者や地域住民にも公表するなど、いじめ防止の指導に活用しています。また、「観音寺市子どものいじめ防止条例」に従い、市、学校、保護者、関係機関、地域、団体等の責任や役割を明確にし、児童生徒の健全育成といじめのないまちづくりに努めています。 ●観音寺市いじめ問題対策連絡協議会の主導による観音寺市いじめゼロ宣言や啓発ポスター、リーフレットの作成、いじめアンケートやいじめ対応マニュアルの見直し等を通して、いじめゼロの学級や学校づくり、学校と家庭や地域との連携による啓発活動の充実に努めます。
⑤ こども・若者の自殺対策の推進	●学校と協働し、県事業の「いのちのせんせい」を活用するなど、いのちの大切さへの理解につながる教育を推進します。 ●自殺者の多い新学期早々や始業式当日の児童生徒の出席状況及び欠席理由の確認を行い、未然防止に向けて学級指導を行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑥ 家庭支援事業の推進	●家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより虐待リスク等の高まりの未然防止に努めます。
⑦ 親子交流支援事業【再掲】	●適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を支援するとともに、別居親の養育費を支払う意欲につなげます。



(7) 男女共同参画・仕事と生活の調和の推進

それぞれの家庭が望むような子育てが実現できるよう、子育て支援や就労支援を行うとともに、ワーク・ライフ・バランス¹⁶の推進や働き方改革、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて啓発を進めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
重点施策 ① 仕事と子育ての両立支援	●乳児家庭全戸訪問事業や利用者支援事業等の実施により、子育てに関する情報の提供や相談支援体制の充実を図るとともに、安心して子育てができる環境をつくれます。 ●放課後児童健全育成事業や観音寺ファミリー・サポート・センター事業等の実施により、保育サービスの充実を図り、仕事と子育ての両立を支援します。 ●職場における子育てと仕事を両立しやすい環境づくりを推進するため、残業や労働時間の短縮など働き方改革関連法の周知や啓発に努めます。
② 男女共同参画 ¹⁷ 意識の啓発	●男女共同参画社会の実現に向けて、だれもがともに認め合いともに支え合うまちの実現に向け啓発に取り組んでいます。今後もあらゆる媒体・機会を通じて啓発活動を行い、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進します。
③ 働き方改革に向けた啓発の推進	●市のホームページやチラシ等を活用して「かがわ働き方改革推進事業」の情報を提供するとともに、働き方改革に関連する香川県の助成制度や働き方改革推進支援センター、県内企業の事例紹介等の情報を広く市民や企業、事業所へ提供します。
④ 男性の家庭生活への参加促進	●男性料理教室を開催し、技術の習得と生活習慣病予防を図るとともに、家庭生活への参加を促進します。また、市のホームページ等を活用して、活動内容の紹介や案内を行い、より多くの市民の参加を促進します。
⑤ 職場復帰や再就職に向けた支援の充実	●職業講習等支援事業の情報提供や国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進等については、広報「かんおんじ」を通じて周知に努めています。今後も各種制度の周知に努めるとともに、市ホームページやチラシに求職者支援情報を掲載します。

¹⁶ ワーク・ライフ・バランス／働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取り組みを重視すること。

¹⁷ 男女共同参画／男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うこと。

基本目標 2

こども・若者の育ちを支えるまちづくり

(1) こども・若者の健康づくり

食や生活リズム、飲酒や喫煙等、基本的な生活習慣づくりや健康増進、疾病予防について、こどもと保護者への指導の機会の充実を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 健康診断・体力測定の実施	●学校保健安全法に基づき、児童生徒の定期的な健康診断を学校医により実施しており、治療を必要とする児童生徒の保護者には結果を報告し、治療の案内をしています。また、毎年1学期に体力テストを実施し、児童生徒の体力実態を把握し、体力の維持向上に役立っています。 ●今後もこども自らが身体や健康の状態を把握しながら健康管理ができるよう、健康診断・体力測定を行います。
② こどもの心の健康づくり	●こどもたちが相談相手の見つけ方や自分に合ったストレス解消法をもてるよう、小学生を対象に「子どもの心の健康教室」を実施し、こどもの心の健康づくりを進めます。 ●ことばの相談、育児相談、たんぽぽサークルなど親子を対象とした相談・教室を実施し、子育てに関する情報や育児の大変さの共有、心の負担を軽減するための支援を行っています。事業の充実にむけて人材の育成に努めます。 ●香川県が実施する「ゲートキーパー普及啓発事業」を活用し、自殺予防に関する正しい知識などの普及啓発を行います。
③ 食に関する生涯学習の場の提供	●小・中学校の授業や毎日の給食指導の中で、児童生徒の健康管理と将来の生活習慣病予防の基盤となる「食」の重要性についての学習を進めています。また、それらを考える場として食育講演会・農業体験・料理教室等を開催するとともに、食育の授業の中で「食」に関心を持たせられるよう努めています。 ●今後も児童生徒の成長段階に応じて「食」の重要性が学べるように計画的な食育の進め方について検討・改善を進めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
④ 飲酒や喫煙、薬物が健康に及ぼす害に関する啓発	●未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するために、小学校高学年、中学生を対象に授業等において、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を進めています。さらに薬物乱用については、講師（観音寺警察署生活安全課等関係機関や薬剤師等）を招いて、薬物乱用防止教室をすべての中学校で実施しています。 ●今後も未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するために、小学校高学年、中学生を対象に授業等において、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を進めます。また、薬物乱用防止教室は学校保健計画に位置付け、すべての中学校において年1回は開催するとともに、実情に応じて小学校においても開催に努めます。
⑤ 性感染症に関する情報提供と予防の啓発	●学校教育においては、保健体育や特別活動における保健指導を通して、H I V等の性感染症について適切な指導が行われ、感染の現状や危険性、予防策等の知識理解が深まっています。 ●今後も継続的に情報提供と予防の啓発をするとともに、直接指導にあたる保健体育及び養護を担当する教職員だけでなく、すべての教職員が性感染症について正しい知識を持つよう研修の推進に努めます。
⑥ 性教育等の実施	●幼稚園から中学校まで、全学年にわたって児童生徒の発達段階に応じた性教育が計画的に行われています。このうち、中学校・高等学校では、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、発達段階に応じた性教育を各校で進めています。 ●学校訪問の際の保健室経営等を注視しながら、今後も性教育を計画的・継続的に進めます。

(2) 豊かな人間性を育む教育の推進

こども理解を基盤にした授業力の向上を図り、主体的・対話的で深い学びの視点から、授業内容の改善を進めます。また、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心などの道徳性や社会性等、豊かな人間性を育むとともに、地域の人々との交流や自然や文化に親しむ中で、ふるさとへの愛着を育む学習を充実します。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 教育内容の充実	●学校では、こどもたち一人ひとりの個性を大切にしながら、確かな学力と豊かな心を育むための教育活動の充実に努めており、全国学力・学習状況調査¹⁸や香川県学習状況調査の成果と課題を分析し、本市の児童生徒の実態に即して教育活動の見直しや改善を図っています。また、学校教育の重点を示し、取り組みの内容を焦点化することで、学校訪問や校長研修会等を活用して授業改善に向けた指導・助言を行っています。 ●今後も取り組みの重点を明らかにして学校訪問や校長研修会を通じ、学校に対して指導・助言を行います。
② 社会体験的な学習機会の充実	●児童生徒が自ら学ぼうとする意欲や自ら考え判断し行動する力、個性を生かし自らの能力を伸ばす力といった「生きる力」の育成をめざし、小学校では「総合的な学習の時間」を中心に教科を横断した調べ学習が行われています。 ●小学3年生でふるさと学芸館での学習、小学4年生で伊吹島での洋上学習を実施するなど、地域の文化や伝統を学ぶ学習も実施しています。中学2年生では、「総合的な学習の時間」において職場体験学習が行われており、社会人や勤労者としての責任の重さや、人と人とのコミュニケーションの大切さについて学んでいます。 ●今後も国際理解、情報、環境、福祉・健康等の課題について体験的な学習の機会を拡充するなど、総合的な学習の時間の充実により、「生きる力」の育成を図ります。また、学校、家庭、地域、事業所と行政機関の連携・協力のもと、中学校における職場体験学習を継続し、生徒の「生きる力」の育成とともに、家庭と地域の教育力の向上を図ります。

¹⁸ 全国学力・学習状況調査／文部科学省が全国的にこどもたちの学力や学習の状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために平成19（2007）年度から実施している調査。

施策・事業名	施策・事業の内容
③ 学校図書館等の充実と活用の促進	●学校図書館等の充実を図るため、学校規模・児童生徒数を基礎として各学校に計画的に図書の購入を進めるとともに、市内の小・中学校に学校司書を配置し、学校図書館機能の充実を図っています。 ●すべての保育所・幼稚園・認定こども園・小・中学校で教職員やボランティアによる読み聞かせが実践されています。 ●今後も読書習慣の形成をめざすとともに、学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。読書ボランティアの活動支援等を通じて、児童生徒の読書習慣を確立することにより、豊かな感性や思考力・表現力を育成します。
④ 地域に信頼される学校づくりの推進	●すべての小・中学校において、学校運営協議会を設置するとともに、7小学校に地域学校協働本部を設置しています。学校経営目標を明確にし、客観的なデータや自己評価（児童生徒による評価やアンケート・保護者アンケート・教職員の評価）、学校運営協議員による評価等を踏まえて見直しを行い、PDCAサイクルを活用して学校改善に取り組むとともに、その成果や課題を積極的に保護者や地域に発信し、信頼される学校づくりに努めています。 ●今後さらに保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに学校運営への支援・協力を促進することにより、学校、保護者、地域住民等の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成につなげていきます。また、地域学校協働本部の設置数を増やすとともに活動内容の充実化を図ります。
⑤ 学校施設の整備	●児童生徒の健康と安全確保を第一に考え、教育施設・設備の整備や改修・改造、安全対策等を実施しています。 ●今後も学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき施設の改修を行い、教育環境の改善を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑥ 児童会や生徒会活動の充実	●各学校では、児童会・生徒会が中心になり特色ある校風づくりを進めるとともに、各種行事の企画運営にあたって児童生徒の自尊感情や自己有用感を高め、高きに和す集団づくり、誇りの持てる学校づくりをめざしています。また、コロナ禍においては中止されていましたが、三観地区の中学校の生徒会役員は、毎年夏季休業中に三観中研特別活動部会が主催する交流会に参加し、情報交換や交流活動を通してリーダーとしてのスキルアップに努めています。 ●児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築き、自主的かつ実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の発展・充実を図ります。
⑦ 教職員に対する研修の推進	●人権・同和教育推進委員会、観音寺のすがた研修委員会、教育開発研究委員会において、授業における指導力を高める取り組みを進めており、今後も引き続き取り組みを進めます。さらに、従来からの幼・保・こ・小・中の連続性と系統性を大切にした実質的な接続の推進についても視野に入れながら、具体的実践に取り組んでいきます。



(3) 多様な活動機会や社会参加、意見反映の促進

地域、学校・園、家庭等が連携・協働して、年齢・発達に応じて、生活体験、社会体験、自然体験、文化体験など様々な体験活動ができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会や場を創出します。また、図書館、学校、家庭それぞれの場において、こどもが読書に親しむ機会とこどもの読書を支える環境の充実を図ります。

さらに、こどもを多様な人格を持った「個」として尊重し、年齢・発達に応じて、自らの意見を表明することができる機会を確保します。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 体験学習の充実	●生活体験、社会体験、自然体験など様々な体験活動の機会を提供するため、放課後子供教室（小学生対象）、わくわく体験教室（小学4～6年生対象）、親子木工教室、親子ポスター教室を開催しています。これらは地域の様々な技術や経験を持つ方々の協力を得て開催しており、個性的な表現や自由な発想等を認め、伸ばしながらこどもたちの自信につながる、体験学習の場となっています。 ●今後もより多くの児童が参加できるよう教室の内容等の充実を図り、体験学習の拡充に努めます。
② 読書活動の推進	●図書館の蔵書については司書が選書を行い、各年齢層に見合った図書を購入し、蔵書の充実を図るとともに、親しみやすい魅力的な図書館環境をめざしています。また、利用者の増加を図るために、利用傾向やリクエスト等を参考にしながら、役立つ資料や情報を収集し、新刊本を購入するとともに、LINEや広報紙等による新刊案内、各種行事の情報発信も積極的に行っています。 ●蔵書については今後も計画的に行っていくとともに、選書については精選し、特色のある図書館づくりに努めていきます。また、ボランティア団体との連携を密にし、おはなし会等を通じ、こどもたちが図書館に親しみを持てるようにし、読書に対する意欲を高め、読書活動の推進へつなげるよう取り組みの推進を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
③ 図書館における親子のふれあいと本に親しむ環境づくり	●利用者や図書館協議会委員からの意見を参考にしながら行事の開催や環境づくりをめざし、児童コーナーにおいて、保護者がこどもに読ませたい本、読み聞かせに適した本を選ぶように取り組んでいます。また、幼少期から絵本の読み聞かせや親子のふれあいの大切さを伝えるためのブックスタートを3か月健診時に実施し、絵本とアドバイスブックレットを併せて親子に配布しています。 ●今後も親子のふれあいと本に親しむことを目的とした環境づくりに努めるとともに、各種メディアを活用し、こどもの読書活動の意義や必要性等をPRすることにより、こどもの読書活動に対する意識の高揚を図ります。また、ブックスタートを通して、読み聞かせや親子のふれあいの大切さを伝えます。
④ 乳幼児ふれあい体験の充実	●次代の親を育てる視点から、乳幼児や子育てに対する関心を喚起するため、幼稚園・こども園・保育所に通う乳幼児と中学生のふれあい体験、小学生との交流活動(学校探検や読み聞かせ)を行っており、小・中学生が、乳幼児の発達に応じた遊びや玩具を考えたり、実際にふれあって遊んだりする中で、命の大切さや思いやりの気持ち、信頼される喜びなどを実感することができる体験になっています。 ●少子化やSNSの普及などにより、コミュニケーション力が低下し、人との関わりが希薄化する中、様々な年齢の人との関わり、特に低年齢のこどもとのふれあいは重要な機会となります。児童生徒が優しさや愛情を持ちながら乳幼児とふれあう中で、命の尊さや思いやりの気持ち、信頼されることへの喜びを感じ、心身ともに成長する機会とするため、今後も引き続き異年齢での活動や遊び、多様な人との関わりを持つことのできる活動を増やします。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑤ 地域の伝統文化を学ぶ 機会の充実	●関係団体と協力し、国史跡大野原古墳群を会場とした古墳まつりを開催するなど、こどもたちが地域の伝統文化に触れる機会の創出に努めています。 ●今後も地域の伝統文化への関心を喚起するため、古墳だけでなく他分野においても、様々な形で文化財に触れる機会を提供していきます。
⑥ 地域交流の場の充実	●季節行事やふれあい健康ウォーキング大会など地域における三世代交流の場の充実を図っており、今後も地域の各自治会、団体と協力しながら活動を継続するとともに、より自主的かつ発展的な取り組みが行えるよう、地域交流の場の充実を図ります。
⑦ 子ども会活動の支援	●子ども会活動の活性化のため、関係団体と協力し、子ども会指導者やジュニアリーダー（中学生・高校生ボランティア）の育成に努めています。また、子ども会に助言や援助をして、地域全体でこどもを育てる体制づくりを進めています。 ●今後も子ども会活動を通して、地域住民とこどもたちとのつながりを促進し、地域全体でこどもを育てる体制の構築に努めます。
⑧ こども・若者の意見表明の機会の確保	●こども自身が社会や本市のことを学習して将来の姿を考えるとともに、授業形式の意見聴取やワークショップを通じて自らの意見を形成し、表明することができるよう支援します。 ●オンラインアンケート等を活用して、こどもや若者が意見を表明しやすい環境整備を行うとともに、こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、こども基本法やこども・若者の意見表明について周知・啓発を行います。
⑨ 審議会委員の登用率の向上	●若者が多様な機会に参画して自らの意見を述べることにより、自らの意見が反映され、周囲や社会が変わっていくという体験ができるよう、審議会附属機関等委員の登用率の向上を図ります。

(4) こども・若者の健全育成活動の推進

子育て、虐待、いじめ、不登校等のこどもや若者が抱えやすい問題に対する相談機能の充実を図るとともに、教職員等もこども・若者の心に寄り添った指導・コミュニケーションを行えるよう、研修等を通じて資質の向上を図ります。

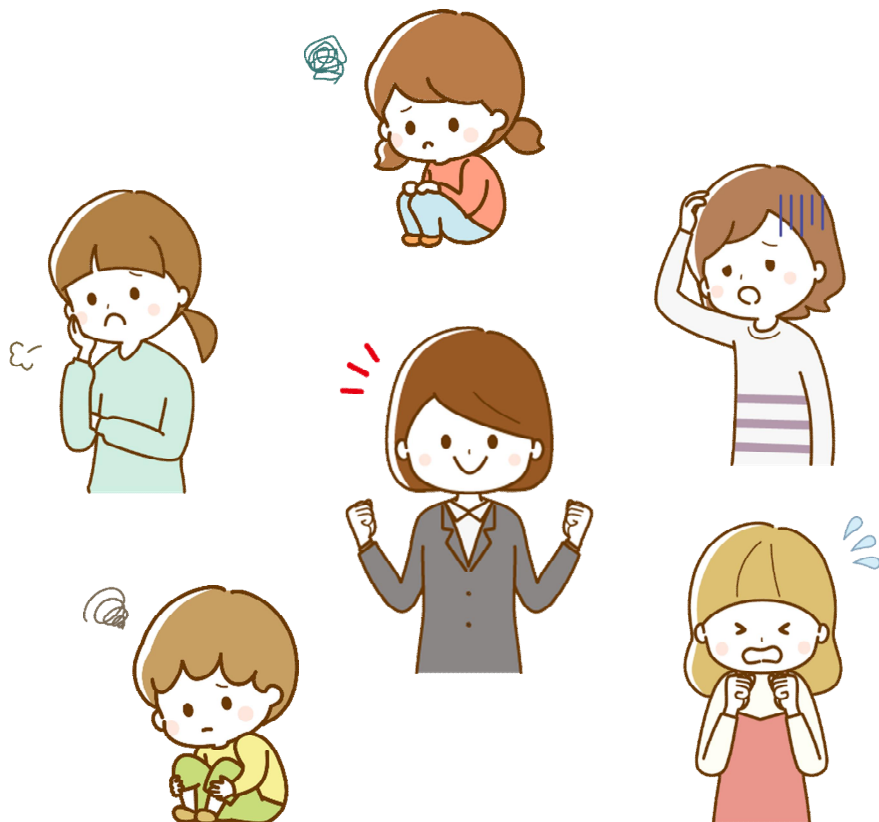
また、こどもがインターネットやゲームを安全に安心して利用できるようにするために、学校での指導を継続するとともに、家庭でのルールづくりを促進します。

施策・事業名	施策・事業の内容
① こども・若者の教育相談機能の充実	●発達段階に応じた指導のあり方や子育てについての悩み等については、市教育センターで、臨床心理士による定期相談と教職員への相談を行っています。また、発達障がいや、不登校、子育てに関する相談業務を行い、学校におけるいじめ、不登校や家庭での虐待などの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。 ●市少年育成センターでは、相談対象者の年齢が35歳までとなり、若者対象の相談が増えています。相談電話は問題解決のためだけではなく、思いを語ることによって落ち着き自分と向き合うきっかけになるケースや、関係機関と連携しながら相談支援を継続していくことで早期解決に向かうケースがみられました。 ●今後も臨床心理士による定期相談、教職員対象の特別支援教育相談、市教育センター相談員による教育相談を実施するとともに、発達障がいに関する相談については、幼児・児童生徒の障がいの早期把握、早期支援につなぐための機会と捉えます。また、市少年育成センターでは、今後も相談対象年齢を35歳までとし、子育てやこどもの問題行動に悩んでいる家族や関係者、こども・若者本人に対して相談・支援を継続します。
② 思春期における相談の充実	●友だちとのトラブルやコミュニケーション不足から来る疎外感など、発達段階に応じて教育相談を行うとともに、相談内容に応じて担任教師や養護教諭、スクールカウンセラー¹⁹、スクールソーシャルワーカー²⁰が関わり、継続した相談活動を行っています。 ●今後も思春期に起こりがちな心の問題に対応できる専門的な知識や技能を持った担当者の確保を図るとともに、学校や医療機関等との連携強化に努めます。

¹⁹ スクールカウンセラー／児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

²⁰ スクールソーシャルワーカー／いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点からこどもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

施策・事業名	施策・事業の内容
③ こどもの相談に対する カウンセリング機能の 充実	●すべての学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者、教職員へのカウンセリングを行っています。また、スクールソーシャルワーカーを中学校の拠点校に配置し、必要に応じてすべての学校に派遣し、児童生徒や保護者、教職員へのアドバイスや支援を行っています。 ●今後も児童生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決をめざすとともに、教職員の支援体制の改善向上を支援します。
④ ネット・ゲーム依存対 策の推進	●WHOが「ゲーム障害」を2019年に国際疾病と正式に認定して以来、各学校・園で指導する際に利用してもらうために、予防対策学習シートや啓発パンフレットの紹介を行っています。また、学校教育課のICT担当者が各小学校で指導を行う際、はじめに情報モラルやネット・ゲーム依存についての指導を行っています。さらに、各小学校においては、ノーメディアデーの設定や毎月の生活習慣調べを行い、生活の振りかえりを行っています。 ●今後も児童生徒に対して、学校やICT担当者の指導を継続するとともに、家庭の協力を得るために保護者啓発として、スマートフォンのルール作成を促進します。



(5) こどもの居場所づくりの推進

こどもが安心・安全に過ごすことができる多くの居場所を持つことができるよう、公共施設を活用して気楽に気軽に立ち寄ることができる居場所を充実させるとともに、地域におけるこどもの居場所づくりとなるような活動を支援します。

施策・事業名	施策・事業の内容
重点施策 ① 新たな道の駅におけるこどもの遊び場等の整備	●本市では、すべての市民が日常的に訪れ、憩い・体験・交流・活動できる拠点となることをめざし、中四国最大級の新たな道の駅の整備を進めています。 ●保護者や家族が子どもと一緒に訪れたくなるような道の駅となるよう、屋内外のこどもの遊び場のほか、授乳室やベビーコーナーなどを整備します。 ●中高生が休日などにゆったりと過ごせる家庭、学校に次ぐ第3の居場所となるオープンラウンジをカフェと一体的に整備します。
② こどもの食事等支援 【再掲】	●子ども食堂は、食の提供はもとより、身近な地域にある安心安全で気軽に立ち寄ることができる居場所や学習支援の場として、地域のボランティアの協力のもと市の委託により実施されています。 ●飲食店の協力や地域の方々の善意の寄付によりこどもの食事を提供するフードリボンプロジェクトの普及啓発を図ります。 ●食の支援を必要とする人へ食品等を提供するフードパントリーを実施している社会福祉協議会やNPO法人と連携し、利用者が利用しやすい仕組みの構築を図り、こどもの食事等の支援を行います。
③ 公園の整備・充実	●公園やこどもの遊び場の整備、公園施設の補修、遊具の保守点検と危険遊具の撤去、駐車場の整備など、市民のニーズに対応し身近な場所に保護者と子どもが安心して過ごせる公園整備に努めています。 ●今後も週1回の公園巡回等及び年1回の専門業者による遊具保守点検、その他草刈や剪定等の作業を行い、子どもが安心して利用できる公園環境の整備に取り組みます。
④ こどもの居場所の充実	●こどもの居場所は、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験、インターネット空間など様々な形態があり、自己肯定感を育み成長していくための必要な要素です。学校・家庭・地域・NPO法人等と連携・協働し、地域社会との様々な関わりを通じて子どもが安心して活動できる居場所の充実に取り組みます。

(6) 若者の自立と思い描く未来を応援するまちづくり

本市で育った若者や、訪れたりするなどして本市のことを認知した若者が、自分のやりたい仕事をしながらの暮らし、子育てしたいと思えるようなまちの魅力づくり、支援の充実、PR・情報発信を推進します。

また、若者から相談があった際には、管轄を問わずにまずは受け止め、悩みの内容や原因を聞き取り、各課及び関係機関・団体が連携して対応します。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 若者の就職支援	●地元で就職を希望している高校生や大学生、U J I ターン ²¹ 者を、地元企業と結びつけるための情報発信や就職説明会をハローワーク等と連携して行い、将来の本市を支える人材を確保します。
② 起業創業者に対する支援	●観音寺商工会議所や観音寺市大豊商工会、地元金融機関等と連携して起業創業希望者に対する支援制度などの充実を図ります。
③ こども・若者にとって魅力あるまちづくりの推進	●18歳以下のこどもたちに各教科や総合的な学習・探究の時間等において、本市の自然や文化、歴史、産業などを学ぶことにより、愛郷心を育み、様々な年齢の人と触れ合う環境を創ります。 ●地域やまちづくり団体と連携してシティプロモーション ²² 等に取り組むことで、愛郷心を育み、地元で住みたい、帰りたいと思う心を培います。
④ 移住希望者に向けての情報発信及びフォロー	●ホームページやフェイスブック、エックスをはじめとしたSNS等、香川県と連携した移住ポータルサイトやオンライン移住相談などのデジタル活用により、全国の移住希望者に向けた情報発信を積極的に行います。
⑤ 市営住宅の改修と定住化対策の推進	●市が管理する市営住宅については、市営住宅長寿命化計画に基づき、居住者が快適に居住できるよう施設の計画的な改修に努めており、引き続き住戸改善等に取り組みます。 ●空き家バンク制度により利用可能な空き家情報の収集・提供や、空き家バンク登録物件のリフォーム等へ補助を行い、空き家を流動化させることで、定住促進に取り組んでいます。子育て世帯の空き家物件等に対するニーズは高いことから、今後も事業を継続することで定住につなげます。

²¹ U J I ターン／大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

²² シティプロモーション／地方自治体が行う地域の魅力を向上させるための活動の総称のこと。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑥ 結婚を希望する男女を 応援する環境づくりの 推進	●若者の結婚に対する意識を高めるとともに、かがわ縁結び支援センターへの入会を促進するなど、男女の出会いの機会を増やすための取り組みに努めます。また、独身男女が結婚や家庭生活について前向きに考えることができる情報の提供や、結婚を希望する男女を応援する気運づくりに努めます。
⑦ こども・若者の教育相談機能の充実（再掲）	●発達段階に応じた指導のあり方や子育てについての悩み等については、市教育センターで、臨床心理士による定期相談と教職員への相談を行っています。また、発達障がいや、不登校、子育てに関する相談業務を行い、学校におけるいじめ、不登校や家庭での虐待などの未然防止や早期発見・早期対応に努めています。 ●市少年育成センターでは、相談対象者の年齢が35歳までとなり、若者対象の相談が増えています。相談電話は問題解決のためだけではなく、思いを語ることによって落ち着き自分と向き合うきっかけになるケースや、関係機関と連携しながら相談支援を継続していくことで早期解決に向かうケースがみられました。 ●今後も臨床心理士による定期相談、教職員対象の特別支援教育相談、市教育センター相談員による教育相談を実施するとともに、発達障がいに関する相談については、幼児・児童生徒の障がいの早期把握、早期支援につなぐための機会と捉えます。また、市少年育成センターでは、今後も相談対象年齢を35歳までとし、子育てやこどもの問題行動に悩んでいる家族や関係者、こども・若者本人に対して相談・支援を継続します。
⑧ こども・若者の可能性を 広げていくためのジェンダーギャップ ²³ の 解消	●広報紙や市のホームページ、イベント等を活用した啓発活動や研修等を通じて、ジェンダーギャップの解消や性の多様性についての理解の促進に努めます。 ●本市の「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度²⁴」の周知を図ります。

²³ ジェンダーギャップ／男女の違いにより生じる格差のこと。

²⁴ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度／お互いを人生のパートナーとし、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力しているまたは協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである二人が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓書受領証等を交付する制度。

基本目標 3

地域全体で子どもと子育て家庭を支えるまちづくり

(1) 子ども・若者の権利の保障

子どもまんなか社会の実現に向け、子ども・若者自身や保護者、その他の大人たちが、子ども・若者の権利について正しく理解することで、子ども・若者、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

また、いじめ、体罰・不適正な指導、児童虐待など、子どもを取り巻く人権に対する市民一人ひとりの理解を深め、人権尊重の意識の醸成を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識の醸成	●子ども大綱においては、子ども施策の重要事項の中に、子ども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知することがあげられています。 ●子ども基本法等の趣旨を広報紙・市ホームページ・リーフレット等で周知し、子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識の醸成を図ります。
② 子ども向けの情報提供の推進	●子ども自身が社会や本市のことを知り、自らの意見の形成に必要な情報を得ることができるよう、子ども向けの情報提供を推進します。
③ 人権への理解を深めるための保育の充実	●人権を尊重する保育を推進するため、家庭支援推進保育士の配置とともに、子どもの人権に関する絵本や人権パネル等を園内に展示しています。また、「ふれあい文化祭」に参加し地域との交流を促進します。 ●今後も家庭支援推進保育士を配置するとともに、人権に関する展示物を用いた啓発や地域との交流活動を行い、家庭支援推進保育の充実に努めます。

(2) 子育て家庭に対する支援の充実

子育て家庭が子育ての不安を抱え、地域で孤立することがないように、地域子育て支援拠点や相談支援体制の充実を図ります。

また、こどもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、地域における多様なこども・子育て支援の充実を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
重点施策	
① 公共施設における子育て世帯が利用しやすい設備の設置推進	●市が管理する公共施設に授乳室、おむつ換え設備、こども用トイレ、優先駐車場の設置を推進します。
② 子育て関連情報の提供	●広報紙に「子育て応援情報」を毎月掲載するとともに、官民協働での子育て応援ブックの毎年度更新に取り組んでいます。子育て応援ブックについては、乳児家庭全戸訪問事業の全戸訪問機会を活用し、広範な情報提供に努めるとともに、電子書籍化等により、幅広い関係者に見てもらえるよう努めています。 ●今後も引き続き市公式LINE等のSNSも活用しながら、より広範な情報発信に努めるとともに、情報の周知方法について検討し、子育て支援制度の利用促進を図ります。 ●子育て支援アプリを導入し、ICTを活用した子育て世代への継続的なサポートを図ります。
③ 利用者支援事業の実施	●より身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設での実施を行うことを目的に、市地域子育て支援センター「ほっとはうす萩」で情報提供や必要に応じた相談・助言等を行っています。 ●子育て支援員による民間地域子育て支援センターへの出張相談等を行うなど、こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
④ 地域子育て支援拠点の整備	●子育て中の親子の交流の場、情報交換の場として、地域子育て支援センターと出張ひろばが開設されています。また、地域子育て支援センターでは年数回講師等を招き、子育ての知識や技術習得の支援を行っています。継続的な親子交流、相談、情報提供の場として、新規開拓とリピーター獲得のため、備品の新規購入や地域ボランティアとの連携による様々なイベント開催等に取り組むとともに、気軽に立ち寄れる場所として、交換用紙おむつの無償提供も開始しています。 ●SNSやテレビ・新聞等による情報発信に努めます。乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、子育て支援員による子育てについての相談、情報提供、助言及びおむつバンクに寄付いただいた紙おむつを必要とする家庭に届けるなどの援助を行うとともに、遊びを通じた子育ての支援を行うため、施設・備品等の充実と魅力あるイベント等の開催を行います。
⑤ 保育所の子育て支援機能の充実	●保育士が家庭における保育について助言し、相談にのるなど、子育てに関するノウハウを伝え、保護者の子育てに対する不安の軽減を図っています。 ●今後も各保育施設において、育児や発達等、保護者の多様な相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携を取りながら専門機関につなぐなど、安心して子育てができるようにサポートします。また、どのような相談にもカウンセリングマインドで対応できるよう、研修会に積極的に参加し、保育士等の資質向上に努めます。
⑥ 保護者を対象とした交流・学習の場の提供	●親子や地域の方々とのふれ合いの場や交流の場として、趣向を凝らした行事を計画します。また、保育参観など保護者が集う場を利用し、保護者同士の子育てに関する悩みの共有や人間関係づくりのため「親同士の学びを取り入れたワークショップ」を開催します。 ●子育て支援ルーム「ここすまいる」においても相談、交流、情報発信を行い、地域の子育て世代のニーズに応じた活動を実施します。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑦ 相談体制の充実	●育児不安や子育ての方法がわからない保護者や家族に対して、保健師等による育児相談や幼児相談、もぐもぐレッスン（離乳食講習会）開催時の相談、ことばや発達に不安があるこどもについて専門的な資格を持つ担当者が相談に応じることばの相談など、専門知識を持つスタッフが対応する育児支援に取り組んでいます。 ●今後は相談事業の広報に努めるとともに、こども家庭センターを中心に関係機関との連携を強化しながら、相談体制の充実を図ります。
⑧ 放課後児童対策の推進	●令和4（2022）年度から大野原・豊浜小学校区の放課後児童クラブを1か所ずつ増やし、現在は民間クラブを含め16か所で実施しており、障がいのある児童の受け入れも行っています。 ●女性の就業率の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援するため、支援員等の確保と資質向上に努めます。
⑨ ファミリー・サポート・センター事業の実施	●子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と子育ての援助を行いたい人（まかせて会員）とを結びつけるファミリー・サポート・センター事業を実施しています。また、まかせて会員については養成講座やフォローアップセミナーを開催し、会員の確保と資質の向上を図っています。 ●今後もファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、まかせて会員、おねがい会員双方の確保を図り、仕事と育児を両立できる環境を整備し福祉の向上を図ります。
⑩ 市主催行事における託児コーナーの設置	●市が主催する講演会などの行事の際に、社会福祉協議会の託児ボランティアの協力を得て、託児コーナーを設置します。
⑪ こども医療費の助成	●本市に住民票がある者（満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）を対象に、医療費（保険適用分）の一部負担金等を助成しています。また、県内の医療機関、観音寺市、三豊市の接骨院、整骨院等で受診した場合は現物給付を実施しています。今後も子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。
⑫ 保育所及び幼稚園保育料等の軽減	●国の制度に基づき幼児教育・保育の無償化を行うとともに、市独自の施策として、小学校就学前第2子や第3子以降のこどもの保育料や給食費を無償化し、経済的負担の軽減を図ります。

施策・事業名	施策・事業の内容
⑬ 児童手当の支給	●令和6（2024）年10月分から児童手当制度が拡充され、①所得制限の撤廃、②支給期間を中学生までから高校生年代までに延長、③第3子以降の支給額を3万円に増額、④支払月が年3回から年6回となりました。 ●国の制度に基づき0歳から高校生年代までの間にあるこどもを養育する世帯に児童手当を支給します。
⑭ 観音寺市立小・中学校 第3子以降学校給食費 の無償化	●香川県第3子以降学校給食費無償化事業補助制度を活用し、観音寺市立小・中学校に通う第3子以降の学校給食費の無償化を行い、子育て世代における経済的負担の軽減を図ります。
⑮ 市営住宅の改修と定住 化対策の推進【再掲】	●市が管理する市営住宅については、市営住宅長寿命化計画に基づき、居住者が快適に居住できるよう施設の計画的な改修に努めており、引き続き住戸改善等に取り組みます。 ●空き家バンク制度により利用可能な空き家情報の収集・提供や、空き家バンク登録物件のリフォーム等へ補助を行い、空き家を流動化させることで、定住促進に取り組んでいます。子育て世帯の空き家物件等に対するニーズは高いことから、今後も事業を継続することで定住につなげます。
⑯ 乳児紙おむつ等支給事業	●1歳未満のお子さんを養育する保護者の方へおむつ・ミルク等の育児用品購入に使用できる子育て応援チケットを支給し、子育て世代における経済的負担の軽減を図ります。

(3) 犯罪被害、事故、災害などから子ども・若者を守る環境の整備

子ども・若者が事故・犯罪・災害の被害者にならないための各種教育・啓発を推進します。

施策・事業名	施策・事業の内容
重点施策 ① 安全な通園・通学路の確保	●子どもたちを交通事故の危険から守るために観音寺市通学路交通安全プログラムに基づき、学校区を基本とした通学路の合同点検を実施し、道路交通環境の問題点を改善するための整備等の取り組みを計画的に実施しています。また、だれもが安全で快適に利用できるよう通園・通学路における道路拡幅や歩道の整備などを進め、歩行者の安全性向上を図っています。 ●今後も警察、学校関係者、道路管理者、関係部署と連携をとり、だれもが安心して利用できる道路交通環境づくりに努めます。
② 安全・安心なまちづくりの推進	●安全・安心なまちづくりを推進するため、関係機関相互の情報共有、施策の実施にあたって協議を進める場として観音寺市安全安心まちづくり協議会を設置しており、今後も情報共有を図り、必要となる施策の内容協議を進めます。
③ 防犯ネットワークの構築と防犯活動の充実	●コロナ禍の間は活動を縮小又は中止していましたが、子どもたちの登下校時の安全・安心のため、地域ボランティアである安全・安心パトロール員による見守り活動や、各小学校区に設立した青色防犯パトロール隊による巡回により不審者の抑止に努めています。また、補導活動として児童生徒への帰宅促しや喫煙等の注意促しに努めています。 ●今後も子どもたちの健やかな成長と安全で安心な地域づくりを目的とし、家庭・学校・地域・関係機関等と連携協力し、補導・不審者対策等の実践活動を推進します。また、地域における新たなボランティアの確保についても取り組みを進めます。

施策・事業名	施策・事業の内容
④ 交通安全対策の充実	●各種団体の代表者で構成する交通対策協議会による交通教室、各種キャンペーン等を通じて市民の交通安全に対する意識の向上を図るとともに、通学路や危険箇所、事故多発地点などにおける安全な環境づくりを計画的に進めています。カーブミラー、ガードレール、路面標示等の交通安全施設については自治会要望に基づき必要な箇所に設置を行っています。 ●地域に密着した交通安全啓発活動を実施するために、交通指導員の資質の向上に努めるとともに、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許証自主返納制度の利用を促進する高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しています。 ●今後も交通事故の発生を防ぐため、交通安全施設の整備に努めるとともに、交通安全意識の啓発に努め、交通マナーを守る意識の高揚を図ります。
⑤ 交通安全教育の推進	●交通ルールを守るこどもを育成するため、保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校で交通教室を実施しています。また、補導活動の一環として自転車の二人乗りや並列走行などの交通ルール違反者への指導に努めています。 ●今後も交通教室の内容を充実し、交通事故のないまちづくりに取り組みます。
⑥ チャイルドシート着用の徹底	●チャイルドシート着用推進助成金の支給を通じて子育て世代の経済的負担軽減に寄与するとともに、チャイルドシートの着用徹底が十分に図られています。また、社会福祉協議会では、幼児の交通事故防止を図るため、幼児を持つ家庭へチャイルドシートとジュニアシートの貸出しを行っています。 ●今後もチャイルドシート着用の徹底に努めます。
⑦ 災害に備えた取り組み	●南海トラフ大地震に対する備えも重要となっており、防災意識のさらなる向上をめざし、地域ぐるみの避難訓練等の取り組みを充実します。 ●学校等の施設内におけるこどもたちの安全・安心を確保するため、学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園などにおいて、こどもの発達段階や地域の実情を考慮した防災教育の充実を図るとともに、災害からこどもたちを守り、安心して学ぶことができる環境を確保するための危機管理体制を構築するよう指導・助言します。

(4) 子育て支援のネットワークづくり

地域で活動する子育て支援団体が、地域の子育て支援の担い手として力を発揮し、保護者の情報交換や親子の友だちづくりの機会となるよう、活動の相談や活動の場の提供などを行います。

施策・事業名	施策・事業の内容
① 地域における子育て支援活動の支援	●地域における健康づくり団体として愛育会が組織され、親子や保護者同士の交流の場、居場所づくりの拡大に向けて、地区ごとの活動と市全体としての活動を行っています。また、令和6（2024）年4月1日現在で14名の母子保健推進員が、母子保健サービスの紹介、訪問や声かけ等を行っています。 ●今後も引き続き愛育会や母子保健推進員との連携を強化するとともに、他の子育て支援活動ともども充実を図ります。
② 子育てボランティアの養成	●子育て支援の一環として、学校行事などの際に空き教室でこどもを預かる託児ボランティアを行っています。高齡化やコロナ禍の影響でボランティアの確保が困難になっています。 ●無償のボランティアの善意による託児の在り方について、新たな託児ボランティアの養成も含めて今後検討する必要があります。
③ 地域の子育てグループ活動への支援	●市内にはNPO法人の子育てグループが子育て支援の活動を行っており、今後も子育てグループに対する連携や支援に努めます。
④ こどもたちの地域行事への参加促進	●ふれあい・いきいきサロン事業や地域サロン事業を通じて、地域のこどもたちをはじめとする多世代が集まるよう自治会単位で楽しめる行事やイベントの開催を進め、住民同士のつながりを深める共助の地域づくりを推進します。

第5章 こども・子育て支援の提供体制

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区、中学校区、行政区等、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、教育・保育提供区域として設定するものとされています。

本市では、教育・保育施設（幼稚園、保育所（園）、認定こども園）は居住地等による区域の設定は行わずに受け入れを行っています。また、地域子ども・子育て支援事業についても、事業の性質等から広域的な利用が想定されるため、全市域を対象として実施しています。

このため、教育・保育提供区域については、これまでの子ども・子育て支援事業計画に引き続き市内全域を1つの区域として設定します。ただし、伊吹小・中学校区については地理的条件等を勘案し、別途施策対応を図っていきます。

2 子ども・子育て支援事業の給付

（1）子ども・子育て支援法における児童の認定区分

子ども・子育て支援法では、児童の認定区分ごとに量の見込みと確保の方策を設定することとされており、各事業の実績等から、次の区分に従って教育・保育の量の見込みを算出し、計画期間における需要量及び確保の方策を設定します。

【認定区分と対象者、利用先】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で、幼稚園など教育を希望するこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※ ¹ に該当するが、幼稚園など教育の利用希望が強いこども	幼稚園 認定こども園
	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※ ¹ に該当し、保育を希望するこども（保育を必要とするこども）	保育所（園） 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※ ¹ に該当し、保育を希望するこども（保育を必要とするこども）	保育所（園） 認定こども園 地域型保育※ ²

※１ 保育の必要な事由

①就労	月 64 時間以上の就労（月 16 日または週 4 日以上必要）
②妊娠・出産	出産予定または出産後間もない（出産月を挟んで前後 2 か月、合計 5 か月間）
③疾病・障がい	保護者が疾病、負傷、心身に障がい有していて、児童の保育に支障がある
④介護・看護	その児童の家庭に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいて常にその介護・看護にあたっている
⑤災害復旧	震災、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている
⑥就学	学校や職業訓練校等に通い、児童の保育に当たれない場合（自動車学校、短時間の習い事、塾、教室等は除く）
⑦虐待・DV	虐待やDVのおそれがある
⑧求職活動	求職活動を行っている
⑨その他	市長が認める上記に類する状態にある場合

※２ 地域型保育

家庭的保育	家庭的な雰囲気の中で、少人数（５人以下）を対象に保育を行う。
小規模保育	少人数（６～19 人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う。
事業所内保育	会社内の保育施設で、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育を行う。
居宅訪問型保育	障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において 1 対 1 で保育を行う。

(2) 給付の方法等について

① 子ども・子育て支援法に基づく給付

子ども・子育て支援法に基づく給付は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付があります。

ア 教育・保育給付

教育・保育給付には、「施設型給付」と「地域型保育給付」の2種類があります。

施設型給付は、保育の必要性の認定等を受けたこどもが市町村の確認を受けた特定教育・保育施設（保育所（園）、認定こども園等）を利用した場合。

地域型保育給付は、満3歳未満の保育の必要性の認定を受けたこどもが地域型保育を受けた場合。

イ 施設等利用給付

施設等利用給付は、私学助成を受ける幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない）、認可外保育施設、特別支援学校等を利用した場合。

② 地域子ども・子育て支援事業

在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及びこどもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

・利用者支援事業 ・時間外保育事業（延長保育） ・放課後児童健全育成事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・妊婦健康診査 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業	<令和4年改正児童福祉法施行に伴い創設> ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・親子関係形成支援事業 <令和7年改正子ども・子育て支援法等施行に伴い創設> ・妊婦等包括相談支援事業 ・産後ケア事業 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、令和7年度に制度化、令和8年度からは全自治体で実施されます。そのほかの事業は努力義務となっています。
---	--

3 教育・保育の量の見込みと提供体制

アンケート調査結果や実績では、前回調査から保護者の就労状況については母親の就労が増え、また、こどもの平日定期的に利用したい教育・保育の事業については教育ニーズが減少し、保育ニーズが増加しています。一方で、就学前児童数が減少していくことから、量の見込みは1号認定（3歳から5歳までで、教育ニーズが高い認定区分）及び2号認定（3歳から5歳までで、保育の必要性がある認定区分）ともに減少し、3号認定（0歳から2歳までで、保育の必要性がある認定区分）も微減することが見込まれます。

確保方策の今後の方向性については、1号認定、2号認定及び3号認定ともに既に量の見込みを確保していることから、適正な量となるよう、調整を図ります。

整備や拡充等にあたっては、認可保育所（園）や地域型保育事業²⁵、認定こども園や幼稚園の預かり保育など、地域間のニーズの差を踏まえ対応するとともに、より質の高い教育・保育等をめざし、関係機関との連携により、乳幼児や保護者が安心して利用できるように努めます。

（1）教育〔1号認定及び2号認定（教育を希望）、3～5歳〕

幼稚園・認定こども園において、満3歳以上で幼児期の学校教育を希望する者を対象に学校教育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

令和6（2024）年度現在、私立幼稚園1園、公立幼稚園1園、公立認定こども園3園、法人認定こども園5園において、供給量（定員）を確保し、環境を通して行う教育及び保育活動の充実を図っています。また、幼児教育施設の選択肢が狭まることのないように、公立幼稚園の通園区域を廃止しています。

既存の幼稚園と認定こども園で必要量は確保できます。

【教育の量の見込み及び確保方策】

単位：人

	令和6年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	264	248	234	224	214	211
②供給量（確保量）	509	509	509	509	509	509
特定教育・保育施設	409	409	409	409	409	409
幼稚園及び一時預かり保育 （幼稚園型）	100	100	100	100	100	100
過不足（②－①）	245	261	275	285	295	298

²⁵ 地域型保育事業／小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4類型により構成される。多様な施設や事業の中から利用者が希望する保育を選択できる仕組みづくりを目的として、平成27（2015）年度から新たに創設された。（対象は原則0～2歳）

(2) 保育〔2号認定（保育を希望）、3～5歳〕

保育所（園）・認定こども園において、満3歳以上で保育が必要な者を対象に保育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

令和6（2024）年度現在、公立保育所2か所、法人保育所2か所、公立認定こども園3か所、法人認定こども園5か所において、供給量（定員）を確保しています。認定こども園においては、保護者の就労等を理由に保育が必要となった場合には1号認定から2号認定へ変更し、保護者の事情に合った保育環境の提供が可能となっています。

既存の保育所（園）と認定こども園で必要量は確保できます。

【保育（2号認定）の量の見込み及び確保方策】

単位：人

	令和6年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	873	820	774	742	707	697
②供給量（確保量）	952	952	952	952	952	952
特定教育・保育施設	952	952	952	952	952	952
過不足（②－①）	79	132	178	210	245	255

(3) 保育〔3号認定、0～2歳〕

保育所（園）・認定こども園において、満3歳未満で保育が必要な者を対象に保育環境を提供し、その心身の発達を助長します。

令和6（2024）年度現在、公立保育所2か所、法人保育所2か所、公立認定こども園3か所、法人認定こども園5か所、小規模保育施設3か所、事業所内保育施設1か所において、提供量（定員）を確保しています。

既存の保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業などの提供体制で必要量は確保できます。

【保育（３号認定）の量の見込み及び確保方策】

単位：人

0歳	令和６年度 [実績]	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	105	113	110	107	104	101
②供給量（確保量）	141	141	141	141	141	141
特定教育・保育施設	125	125	125	125	125	125
特定地域型保育施設	13	13	13	13	13	13
企業主導型保育事業	3	3	3	3	3	3
過不足（②－①）	36	28	31	34	37	40

単位：人

1歳	令和６年度 [実績]	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	243	223	240	234	228	222
②供給量（確保量）	260	260	260	260	260	260
特定教育・保育施設	240	240	240	240	240	240
特定地域型保育施設	17	17	17	17	17	17
企業主導型保育事業	3	3	3	3	3	3
過不足（②－①）	17	37	20	26	32	38

単位：人

2歳	令和６年度 [実績]	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み	299	264	243	260	254	247
②供給量（確保量）	319	319	319	319	319	319
特定教育・保育施設	305	305	305	305	305	305
特定地域型保育施設	11	11	11	11	11	11
企業主導型保育事業	3	3	3	3	3	3
過不足（②－①）	20	55	76	59	65	72

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

事業実施の形態として、利用者支援と地域連携をともに実施する「基本型」、主に利用者支援を実施する「特定型」、妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する「こども家庭センター型」があります。

- ・子育て支援課（基本型）及び健康増進課（こども家庭センター型）において専門知識を有した担当者が利用希望者の相談に応じて、個々のニーズや状況に適した施設・事業の情報を提供します。
- ・子育て支援員による民間地域子育て支援センターへの出張相談等を行うなど、こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【利用者支援事業の量の見込み及び確保方策】

単位：か所

		令和6年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
②供給量 (確保量)	基本型・特定型	1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1	1
過不足 (②-①)	基本型・特定型	0	0	0	0	0	0
	こども家庭センター型	0	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けたこどもについて、保育所（園）や認定こども園で通常保育の時間を超えて保育を行う事業です。

- ・法人保育所 2 か所、法人認定こども園 5 か所、小規模保育施設 3 か所設で事業を行っています。

【時間外保育事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人（実人数）

	令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	183	198	191	188	181	177
②供給量（確保量）	183	198	191	188	181	177
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

- ・小学校に余裕教室がない現状を踏まえて、学校近隣の民間施設借上げ等による新たな教室の開設や民間クラブにおける受入児童数の拡大要請等により、放課後や長期休暇等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援します。
- ・公立クラブの民間委託の開始に向けて準備を進めています。

【放課後児童健全育成事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人（実人数）

	令和6年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	632	665	665	641	645	641
1年生	220	220	203	189	214	198
2年生	191	203	203	188	176	201
3年生	166	182	195	195	182	170
4年生	28	27	30	32	32	29
5年生	18	20	20	22	24	24
6年生	9	13	14	15	17	19
②供給量（確保量）	665	665	665	665	665	665
過不足（②－①）	33	0	0	24	20	24

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病や出産、仕事等の理由により家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童養護施設等において一定期間の養育を行う事業です。

・市外の児童養護施設と委託契約を締結し事業を実施しており、必要量の確保に努めます。

【子育て短期支援事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人日（年間延べ利用日数）

	令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10	10
②供給量（確保量）	10	10	10	10	10	10
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握し、養育についての相談に応じ支援を行う事業です。

- ・香川県助産師会と委託契約を締結し、市の保健師と分担して事業を実施しています。量の見込みは0歳児全員とします。

【乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人（実人数）

	令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	302	312	305	297	289	281
②供給量（確保量）	302	312	305	297	289	281
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

- ・乳児家庭全戸訪問事業により把握した養育能力に不安がある家庭について、関係機関でどのような支援が必要かケース会議を行い、家庭訪問による保護者支援を行っています。

【養育支援訪問事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人（実人数）

	令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	10	10	10	10	10
②供給量（確保量）	0	10	10	10	10	10
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な施設に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

- ・ 観音寺市子育て支援センター「ほっとはうす萩」や法人保育施設が運営する6か所の地域子育て支援センターと5か所の出張広場において、子育てについての相談や情報の提供、助言等を行っており、親子の交流や相談・情報交換の場として多くの親子が集っています。
- ・ 乳幼児とその保護者が地域で孤立することがないように、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援するため、引き続きSNSやテレビ・新聞等による情報発信に努めます。
- ・ 子育て支援員による相談、情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、施設・備品等の充実と魅力あるイベント等の開催に努めます。

【地域子育て支援拠点事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人日（年間延べ利用日数）

	令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40,881	41,535	41,040	41,265	40,230	39,105
②供給量（確保量）	40,881	41,535	41,040	41,265	40,230	39,105
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

預かり保育は、在園児を対象に、幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業です。

一時預かり事業は、保護者の就労や疾病・出産等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所（園）等において一時的な保育を行う事業です。

- ・ 幼稚園における預かり保育は公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所で実施、一時預かり事業は公立保育施設1か所、法人保育施設9か所で実施しています。
- ・ 現在の体制で供給できる見込みであり、各施設との連携を図りながら、引き続き利用ニーズに応じた供給体制を確保します。

【一時預かり事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人日（年間延べ利用日数）

		令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	幼稚園における預かり保育	24,120	26,475	25,000	23,975	22,825	22,500
	一時預かり事業	764	793	765	750	723	708
②供給量（確保量）	幼稚園における預かり保育	24,120	26,475	25,000	23,975	22,825	22,500
	一時預かり事業	764	793	765	750	723	708
過不足（②－①）	幼稚園における預かり保育	0	0	0	0	0	0
	一時預かり事業	0	0	0	0	0	0

（９）病児・病後児保育事業

病気にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かる事業です。

- ・三豊総合病院に委託し事業を行っており、必要量は確保できている状況です。引き続き利用ニーズに応じた供給体制を確保します。

【病児・病後児保育事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人日（年間延べ利用日数）

	令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	568	595	574	563	542	531
②供給量（確保量）	568	595	574	563	542	531
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児など子育ての援助をしてほしい人（おねがい会員）と援助したい人（まかせて会員）が会員となる組織（ファミリー・サポート・センター）を設立し、地域で子育て援助活動をする事業です。

- ・現在、社会福祉協議会に委託し事業を実施しています。まかせて会員が高齢化等により減少していることから、情報発信等を強化し、まかせて会員の確保と養成を図り、必要量の確保に向け努めていきます。

【子育て援助活動支援事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人日（年間延べ利用日数）

	令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	709	694	682	670	661	649
②供給量（確保量）	709	694	682	670	661	649
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

- ・受診費用については14回分の受診券を発行しています。
- ・今後も引き続き必要量を確保して、事業を実施していきます。

【妊婦健康診査の量の見込み及び確保方策】

単位：人日（年間延べ利用日数）

	令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,597	4,057	3,966	3,862	3,758	3,654
②供給量（確保量）	3,597	4,057	3,966	3,862	3,758	3,654
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して 市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る補食給食費、物品の購入費用等の全部または一部を助成する事業です。

- ・国の制度に基づき幼児教育・保育の無償化を行うとともに、就学前教育・保育施設を利用するこどものうち、就学前第2子及び3人以上のこどもを扶養している家庭の第3子以降のこどもの保育料や給食費を無償化し、経済的負担の軽減を図ります。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる法人保育施設の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

- ・観察ヒアリングの実施や内容について検討し、加配職員の適切な配置に努めるとともに、法人保育施設における加配職員の新たな雇用の足掛けとなるよう補助金を交付し、障がい児保育の充実に努めます。
- ・観音寺市保育ブロック会において、情報共有や協議、職員研修等を継続的に実施します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

- ・既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

- ・既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。

- ・既存の相談事業等を通じて、児童とその家庭の状況を把握し、必要な支援につないでいきます。なお、引き続き、本事業に対するニーズ等の把握に努めながら、実施に向けた検討を進めていきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行う事業です。

- ・母子健康手帳の発行時の面談等のフォローを通じて、出産に向けた切れ目ない支援を行います。

【妊婦等包括相談支援事業の量の見込み及び確保方策】

単位：回（年間延べ回数）

	令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	652	935	914	890	866	842
②供給量（確保量）	652	935	914	890	866	842
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

(18) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

- ・医療機関等に事業を委託し、養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保しながら、事業量の確保に努めます。

【産後ケア事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人日（年間延べ利用日数）

	令和5年度 [実績]	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	32	129	126	123	119	116
②供給量（確保量）	32	129	126	123	119	116
過不足（②－①）	0	0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こども誰でも通園制度は、保護者の就労を問わず、保育所（園）等に入園していない0歳6か月から3歳未満を対象として、月10時間まで時間単位で柔軟に保育所（園）などを利用できる制度で、令和8（2026）年度より開始となります。

・事業の開始に向けて準備を進めていきます。

【乳児等通園支援事業の量の見込み及び確保方策】

単位：人（年間延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		120	120	120	108
0歳		48	48	48	36
1歳		36	36	36	36
2歳		36	36	36	36
②供給量（確保量）		120	120	120	108
0歳		48	48	48	36
1歳		36	36	36	36
2歳		36	36	36	36
過不足（②－①）		0	0	0	0

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制

本計画は、本市のこども施策を総合的・計画的に進める計画であり、施策・事業も多岐にわたっています。このため、計画の推進にあたっては、こども・若者や子育て支援に関係する部門だけではなく全庁的な体制のもとに計画の推進を図ります。

また、こども施策を総合的・計画的に進めていくにあたっては、香川県や関係機関、近隣自治体との連携に加え、地域全体での取り組みが必要です。このため、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、学校、PTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、民生委員・児童委員²⁶協議会、愛育会等のボランティア団体との連携はもちろん、自治会などの地域組織や事業者等とも連携を図りながら、協働の取り組みに努めます。

これら様々な主体と連携した計画の推進に向けて、保護者、学識経験者、関係機関や事業者の代表者等によって構成される「観音寺市子ども・子育て会議」において計画内容の策定や進行管理、評価を行うとともに、計画の推進に関して必要な事項について検討を行います。

2 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）、その進行状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取り組みに反映する（Action）、というPDCAサイクルの考え方に準拠した進行状況の点検や評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

また、市民一人ひとりがこども施策の重要性を理解し、それらの取り組みを実践していただけるよう、市ホームページ上で本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。

²⁶ 民生委員・児童委員／民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。守秘義務などの各種規定がある。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。

参考資料

I 観音寺市子ども・子育て会議規則

平成 25 年 6 月 27 日規則第 25 号
改正

令和 5 年 7 月 21 日規則第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、観音寺市附属機関設置条例（平成 24 年観音寺市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき、観音寺市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 観音寺市子ども・子育て支援事業計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関する調査審議
- (3) 前 2 項に掲げる事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (3) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年7月21日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

2 観音寺市子ども・子育て会議委員

役職等	団 体 名 等	氏 名
会 長	教 育 委 員	豊 嶋 起 公 子
副会長	保 育 所 ブ ロ ッ ク 会 代 表	荻 田 淳
委 員	市 民 児 協 主 任 児 童 委 員 部 会 長	楠 本 香 久 子
委 員	愛 育 会 代 表	余 傳 千 鶴
委 員	N P O 法 人 ミ ュ ー ジ ッ ク サ ポ ー ト ネ ッ ト ワ ー ク ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ 代 表	大 喜 多 恵 子
委 員	就 学 前 教 育 ・ 保 育 施 設 保 護 者 会 代 表	山 田 雄 大
委 員	P T A 連 絡 協 議 会 代 表	青 木 政 志
委 員	幼 稚 園 ・ こ ど も 園 長 会 代 表	勝 賀 瀬 喜 久 子
委 員	小 学 校 長 会 代 表	深 川 隆
委 員	中 学 校 長 会 代 表	石 川 恭 広
委 員	公 募 委 員	田 中 英 昭
委 員	公 募 委 員	片 野 牧
委 員	観 音 寺 商 工 会 議 所 専 務 理 事	細 川 博 三
委 員	健 康 増 進 課	徳 永 恵 津 子
委 員	学 校 教 育 課	瀬 戸 尚 子

事務局：観音寺市健康福祉部子育て支援課



観音寺市こども計画

令和7年3月発行

発行：観音寺市健康福祉部子育て支援課
〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
電話番号 0875-23-3962 Fax番号 0875-23-3993
市公式ホームページ <https://www.city.kanonji.kagawa.jp>